木簡研究

第二五号

木簡研究

第二五号

木簡研究

木簡学会

題字　藤枝　晃刻

目次

巻頭言――木簡を観る――……平川　南……i
目次……iii
凡例……vii
二〇〇二年出土の木簡……1

概要　渡辺晃宏　1
奈良・平城宮跡　馬場基・渡辺晃宏　7
奈良・平城京跡右京二条三坊三坪　久保清子　15
奈良・西大寺旧境内　池田富貴子　16
奈良・興福寺一乗院跡　山本崇　17
奈良・藤原宮跡　竹内亮　19
奈良・藤原京跡左京七条一坊　市大樹　21
奈良・藤原京跡右京一条一坊　露口真広・竹内亮　35
奈良・藤原京跡右京六条四坊・七条四坊　齋藤明彦・市大樹　37
奈良・飛鳥京跡苑池遺構　卜部行弘・鶴見泰寿　40
奈良・酒船石遺跡　西光慎治・市大樹　51
奈良・坂田寺跡　相原嘉之・竹内亮　57
京都・長岡京跡　國下多美樹・佐藤直子　59
京都・平安京跡右京三条一坊六町　山口真　63
京都・東寺（教王護国寺）旧境内　吉崎伸　65
大阪・中之島六丁目所在遺跡　小倉徹也・鳥居信子　67
大阪・長原遺跡　宮本康治・鳥居信子　68
大阪・西ノ辻遺跡　菅原章太　69
大阪・鬼虎川遺跡　菅原章太　71

大阪・中野遺跡　村上　始　73
大阪・讃良郡条里遺跡　黒須亜希子　75
兵庫・三原石田遺跡　金津匡伸　77
三重・中林・中道遺跡　東　敬義・瀬野弥知世　78
愛知・貞養院遺跡　水野裕之　79
愛知・上橋下遺跡　池本正明　82
静岡・中村遺跡　鈴木敏則　83
静岡・箱根田遺跡　鈴木敏中　85
神奈川・五合枡遺跡（仏法寺跡）　福田　誠　88
東京・下宅部遺跡　千葉敏朗　91
埼玉・騎西城跡　嶋村英之　93
埼玉・騎西城武家屋敷跡　嶋村英之　96
千葉・大慈恩寺遺跡　黒沢哲郎　99
茨城・羽黒遺跡　駒澤悦朗　101
滋賀・野路岡田遺跡　岡田雅人　102
滋賀・西河原遺跡　徳網克己　104
滋賀・西河原宮ノ内遺跡　辻　広志　106
滋賀・三堂遺跡　岡本広義　108
岐阜・弥勒寺西遺跡　田中弘志　111
長野・松本城下町跡中町　太田万喜子　114
群馬・薬師遺跡　志村　哲　116

栃木・佐野城（春日岡城）跡　山口明良　118
福島・泉廃寺跡　荒　淑人　119
宮城・仙台城跡（二の丸北方武家屋敷地区）　佐竹　輝昭・兼平　賢治・大藤　修　藤沢　敦・京野　恵子・高木　暢亮　121
宮城・大古町遺跡　伊藤博道　126
宮城・市川橋遺跡　千葉　孝弥・廣瀬真理子　128
岩手・志羅山遺跡　菅原計二　132
岩手・中尊寺境内大池跡　及川　司　135
秋田・藩校明徳館跡　伊藤武士　137
青森・新城平岡（四）遺跡　木村淳一　139
福井・石盛遺跡　大川　進　144
石川・畝田・寺中遺跡　金山哲哉　145
石川・中屋サワ遺跡　向井裕知　147
石川・南新保北遺跡　庄田知充・平川　南　150
新潟・下沖北遺跡　田中一穂　153
新潟・浦廻遺跡　田中一穂　155
新潟・草野遺跡　水澤幸一　163
新潟・屋敷遺跡　水澤幸一　165
島根・青木遺跡　今岡一三　167
広島・黄幡一号遺跡　岡野克巳　169

山口・延行条里遺跡　濱崎真二　170
香川・浜ノ町遺跡　乗松真也　172
徳島・新蔵町三丁目遺跡　藤川智之　175
徳島・常三島遺跡　中村豊　177
徳島・守護町勝瑞遺跡　重見高博　179
愛媛・南江戸堀目遺跡　中野良一　181
愛媛・別府遺跡　三好裕之　182
福岡・朽網南塚遺跡　谷口俊治　184
福岡・下月隈C遺跡群　荒牧宏行　186
福岡・高畑遺跡　大庭康時　189
福岡・元岡・桑原遺跡群　吉留秀敏　191

一九七七年以前出土の木簡（二五）……193

奈良・坂田寺跡　竹内亮　193

釈文の訂正と追加（六）……197

愛知・志賀公園遺跡（第二四号）　永井宏幸　197
福岡・元岡・桑原遺跡群（第二三号）　菅波正人　198

中世木札文書研究の現状と課題……田良島哲……203

長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論……畑中彩子……213

古代荷札木簡の平面形態に関する考察……友田那々美……239
——平城宮・平城京跡出土資料を中心に——

書評　冨谷至編『辺境出土木簡の研究』……高村武幸……269

彙　報……渡辺晃宏……278
『木簡研究』第二一～二五号総目次……281
編集後記……土橋　誠……298
英文目次……(1)

コラム

新潟・下割遺跡出土の果樹の絵を描いた曲物……(田中　一穂)……166
平城宮木簡の重要文化財指定……(渡辺　晃宏)……202
会　告
「大和北道路の平城宮跡直下トンネル案の即時撤回を求める要望書」について……276

凡　例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び釈文の記載形式などについては、編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。

一、報告は「二〇〇二年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「釈文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の釈文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。（　）内は図幅名である。

なお、「釈文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（　）で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」において最少限の言及を行なった。

一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、（）で示した。数次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、原則として調査ごとの通し番号とした。なお、「釈文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、木簡の釈文は、木目方向を縦として組むのを原則とした。但し、曲物の底板などについては必ずしもこの限りではない。

一、釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「寶」「證」「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「廾」「廾」「秊」「躰」などについてのみ用いた。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位は㎜）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。なお、円形の木製品の法量は、径と厚さを示し（単位㎜）、欠損している場合は復原径を示した場合がある。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。「釈文の訂正と追加」の欄において釈文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（ix頁第1図参照）。

「　」　木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

＜　木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

〰　抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限

り原字の左傍に付した。

。　穿孔のあることを示す。但し、釘孔など別の用途の穿孔は省略した。

■　抹消により判読困難なもの。

□□□　欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□　欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□　欠損文字のうち字数の数えられないもの。

×　前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

「」　異筆、追筆。

\　合点。

…　木目と直交する方向の刻線を示す。

・　木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

〔〕　校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として文字の右傍に付す。

（）　右以外の校訂註、及び説明註。

〔×〕　文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し原字を上の要領で右傍に示す。

カ　編者が加えた註で、疑問が残るもの。

マ、　文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

……　同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つながらず、中間の文字が不明なもの。

‖　組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかった場合、行末・行頭に付けたもの。

＊　巻頭図版に写真の掲載されているもの。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、次の一八型式からなる（IX頁第2図参照）。

011型式　短冊型。

015型式　短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

019型式　一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式　小形矩形のもの。

022型式　小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

031型式　長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

032型式　長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

033型式　長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

035型式　長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

041型式　長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。

043型式　長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分

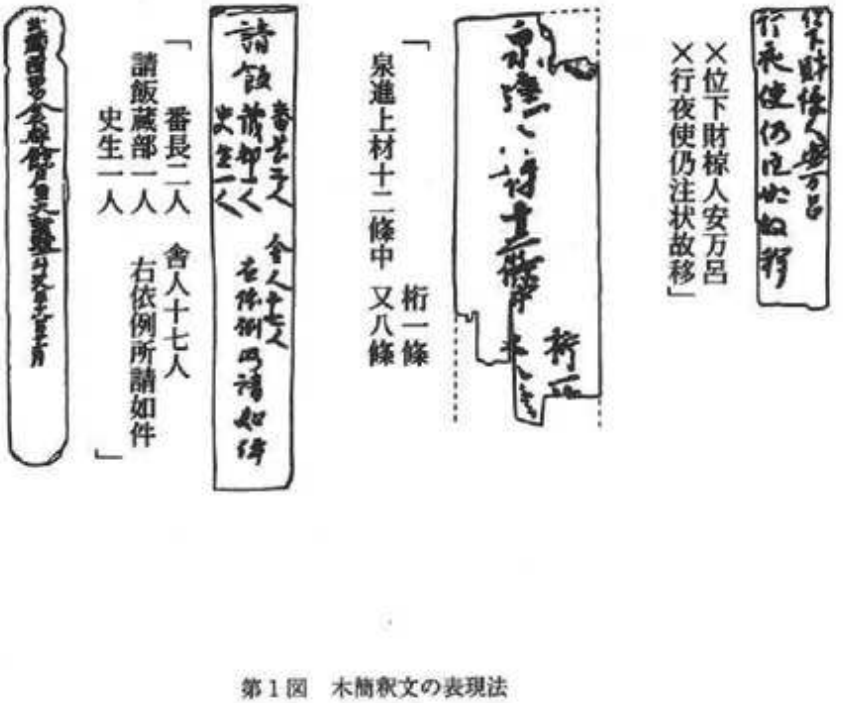

×位下財椋人安万呂
×行夜使仍注状故移」

「
泉進上材十二條中　桁一條
又八條

「　番長二人　舎人十七人
請飯蔵部一人　右依例所請如件
史生一人
」

「く武蔵国男衾郡余戸里大贄鼓一斗天平十八年十一月」

第1図　木簡釈文の表現法

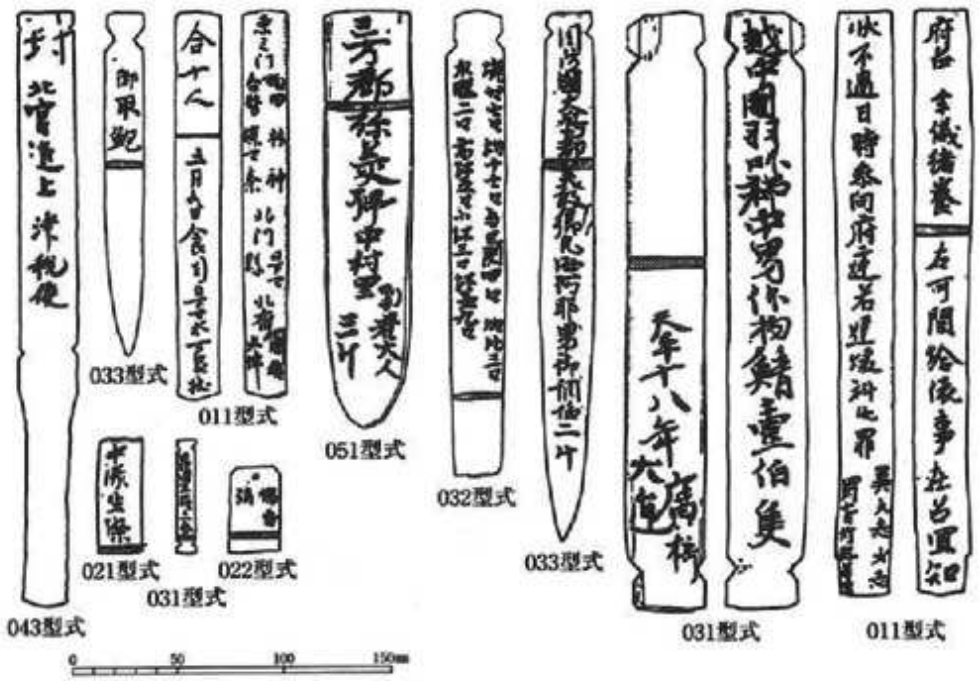

第2図　木簡の形態分類

の左右に切り込みを入れたもの。

049型式　長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

051型式　長方形の材の一端を尖らせたもの。

053型式　長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損。

061型式　用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

065型式　用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

081型式　折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

091型式　削屑。

なお、中世・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。

一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいては、必ずしもこれを用いるものではない。

一、英文目次は天理大学のW・エドワーズ氏にお願いした。

木簡学会役員（二〇〇三・二〇〇四年度）

会長　佐藤　宗諄

副会長　鎌田　元一　田辺　征夫

委員　石上　英一　今泉　隆雄　小林　昌二
坂上　康俊　佐藤　信　田熊　清彦
舘野　和己　寺崎　保広　土橋　誠
西山　良平　栂山　明　山中　章
山中　敏史　吉川　聡　吉川　真司
和田　萃　渡辺　晃宏

監事　綾村　宏　東野　治之

幹事　市　大樹　岩宮　隆司　鷺森　浩幸
鈴木　景二　竹内　亮　鶴見　泰寿
西村さとみ　野尻　忠　馬場　基
古尾谷知浩　増渕　徹　山本　崇
横内　裕人　吉江　崇

奈良・平城宮跡（へいじょうきゅうあと）

1　所在地　奈良市佐紀町

2　調査期間　第三三七次調査　二〇〇一年（平13）一〇月～二〇〇二年八月

3　発掘機関　奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4　調査担当者　代表　金子裕之

5　遺跡の種類　宮殿跡

6　遺跡の年代　奈良時代

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

第一次大極殿院南辺では、一九七二年度の第七七次調査で、第一次大極殿院南面築地回廊SC七六〇〇・七八二〇、その中央に開く南門SB七八〇一、南門東側に取り付く東楼SB七八〇二などが確認された（『平城宮発掘調査報告XI』。以下学報と略称）。東楼の柱抜取穴からは計二四二点（うち削屑一五五点）の木簡が出土している（本誌第二三号）。今回の調査は、南門を挟んで東楼と対称の位置に想定される楼閣建物（西楼）の存在・位置・規模を確認するためのもので、東楼同様木簡の出土も期待された。調査面積は一二七八㎡である。

主な検出遺構は、南面築地回廊SC七八二〇・西楼SB一八五〇〇、これらの解体に伴う遺構、及び築地回廊に囲まれた大極殿院内広場SH六六一三などである。遺構の時期は大きくA～Eの五時期に大別でき、これは学報の時期区分のI―1～4及びII期以降に対応する。

木簡は、平城宮造営時の整地土から一四点、西楼SB一八五〇〇掘立柱抜取穴から一四七一点（うち削屑一三〇四点）が出土した。

平城宮造営時の整地土は厚さ三〇cm程度で、地山上に広く敷かれる。南面築地回廊は、この整地土の上に基壇を造成して造られる。第一次大極殿はこの整地土の分布しない場所に位置するが、第一次大極殿院の広場や南面築地回廊はこの整地土が積まれた後に構築されたものである。木簡は整地土に元々含まれていたのではなく、整地の過程で投棄されたものであろう。完形に近いものが多く、削屑は含まれていない。

西楼SB一八五〇〇は五間×三間の総柱東西棟建物。B期に南面築地回廊七間分を解体し、基壇を北側に継ぎ足して増築される。東楼とほぼ同構造で、外側の一六本の柱は掘立柱で、建物内部の八本の柱は礎石建ち。便宜上、南北柱列を西から順にA～F、東西柱列を北から順に1～4とした。確認できた掘立柱柱穴の深さは、遺構検出面から二・四～三・〇mを測る。柱掘形は一辺二・五～三・〇mの長方形を呈し、東西に長いもの（A3など）と南北に長いもの（F4など）がある。柱径は、柱根の残っていた東楼同様、七五cm程度であろう。解体時に、礎石・掘立柱は全て抜き取られ、基壇は

広場の上層礫敷の高さまで削平される。柱抜取穴は底に近づくにつれて漏斗状に狭くなり、底では幅七〇～九〇cm程度になる。底から約一・五m前後までは埋土の単位が厚く、一度に埋められた可能性が高い。その上は層が細かくなり、この中に木製品や木簡を多量に含んだ層がレンズ状に混じる。この層は、いずれの柱抜取穴にも存在した。柱抜取穴がある期間この深さで放置され、遺物を廃棄できる状況にあったと考えられ、出土遺物の一括性は極めて高い。抜取穴からは、二次被熱の痕跡がある瓶、大量の鋸木、隅木蓋瓦などの瓦、朱の残る柱補修部材、回廊のものとみられる礎石などが出土した。解体はD期で、出土木簡から考えて天平勝宝五年頃であろう。

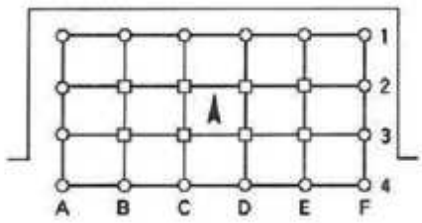

西楼SB18500柱穴番付図
（○は掘立柱，□は礎石建ち）

柱名	出土点数(うち削屑)		
		D4	4(3)
		E1	10(2)
A1	2	E4	9(6)
A2	5(1)	F1	1318(1207)
A3	1	F2	71(56)
B4	21(8)	F3	1
C1	2	F4	1
C4	21(21)	計	1471(1304)
D1	5		

西楼SB18500柱穴別木簡出土点数一覧

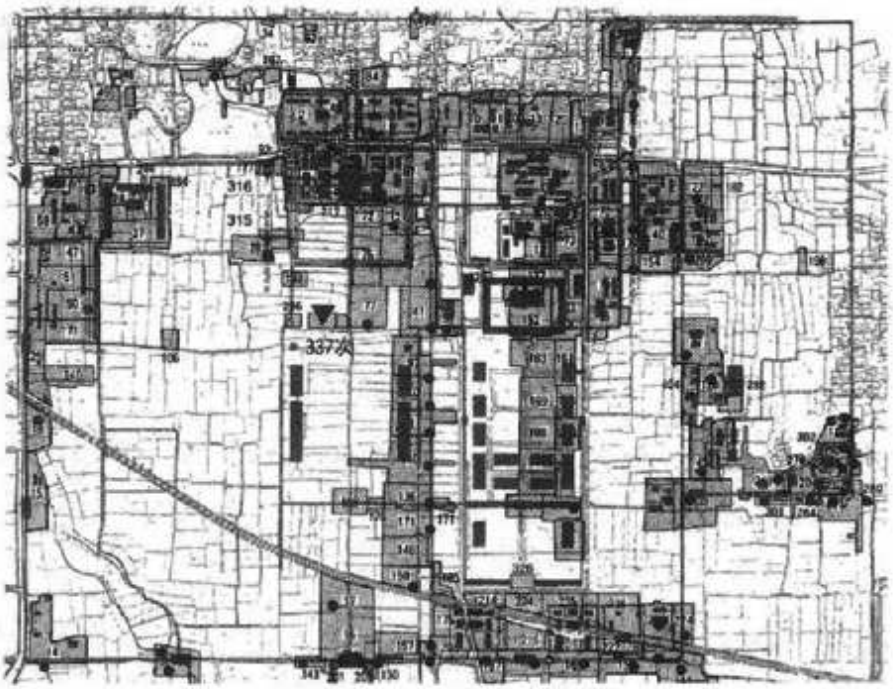

平城宮木簡出土地点図　● 木簡出土地
▼ 本号掲載木簡出土地

8　木簡の釈文・内容

整地土

(1)「癸卯年太宝三年正月宮内省□(入カ)四年□□
年慶雲三年丁未年慶雲肆年孝(考)服」　(265)×30×4　081

(2)・「伊勢国安農郡阿□(刀カ)里阿斗マ身」　(109)×22×3　019

(3)・「〈伊勢国安農郡県　」
・「和銅三年□(三カ)月　」　200×24×4　051＊

(4)・「〈里人飛鳥戸椅万呂五斗」　132×18×4　032
・「五百原□
・「五斗」　(56)×15×4　019

(5)「〈長田上郡大□里□(物カ)×」　(115)×21×3　039

(6)・「〈大井里委文マ鳥□」
・「〈米五斗　」　153×17×4　032

(7)□(白カ)酒四斗」

西楼SB一八五〇〇A2柱抜取穴

(8)・「〈□□(崎カ)三江里守マ
・「〈□白米五斗」　(126)×24×5　039

西楼SB一八五〇〇A3柱抜取穴

(9)・×栗郡漆マ里羽栗臣」
・×俵　□□」　(115)×20×2　019

西楼SB一八五〇〇B4柱抜取穴

(10)・「〈衛門府　進鴨九翼　風速小月　大石小山　大豆人成
辟田麻呂　大市乎麻呂」
・「〈　天平勝宝(マヽ)四月廿七日」　202×22×3　032

(11)・「〈東市司進上
□
・「〈天平勝宝四　(98)×24×2　039

(12)「東梨原　梨百九十五果□」　(334)×21×4　019

(13) ・「＜備中国哲多郡〔乃カ〕□□郷白米五斗
・「＜□人白猪マ身万呂　(225)×20×4　033

(14) 「＜安芸国賀茂郡白米五斗＜
『□』」　170×30×7　031＊

(15) 「＜納片児」　96×20×4　033

西楼SB一八五〇〇C1柱抜取穴

(16) ・「安〔農カ〕□□□部里」
・「人阿斗マ□五斗」　121×16×4　011

西楼SB一八五〇〇E1柱抜取穴

(17) ・□入給不者有
・大〔倭カ〕□　□　(125)×26×4　081

(18) ・「北〔門カ〕□〔津カ〕秦
□□〔部カ〕
・「下謹申　(80)×(24)×4　081

(19) 「＜隠伎国役道郡余戸郷大私部目代調短鰒六升＝
＝天〔平カ〕□勝宝四年＜」　209×23×6　031

(20) 「此所不得小便」　203×55×6　011

西楼SB一八五〇〇E4柱抜取穴

(21) ・□□　〔多カ〕□□　□□□□
・諸公　□□　右六人　(116)×19×2　081

(22) 「＜額田□　(83)×20×2　039

西楼SB一八五〇〇F1柱抜取穴

(23) ・「北門己知　川原　高市＼阿刀
日下　□□　川口　合七人
・「数沓付此使　中嶋所　318×28×3　011

(24) □□令史大夫宣者
□」　126×30×2　011

(25) 「＜隠伎国役道郡河内郷磯部黒□　(84)×22×4　039

(26) 「＜大嶋村調果塩＜」　138×19×3　031

(27) ・「〈淡路国 □□郡□馬郷□□〔津名カ〕〔貢カ〕

・「〈戸口同姓男調三斗勝宝四 (196)×38×7 039

(28) 「天平十九年（題籤軸） (98)×19×5 061

(29) 「□右兵庫」 50×43×6 011

(30) ・ 飯二升許乞 従 □□〔乞カ〕 右先日乞 □□ □□ 更下□〔訖カ〕『白』□常食菜甚悪〔外カ〕

・□□末□〔食薬カ〕〔醤カ〕 (224)×(24)×1 081*

(31) □□□〔枚カ〕（マヽ）受生史□ 091

(32) 廿一日宿□□〔衛カ〕 091

(33) 月監□〔物カ〕 091

(34) …散…冊七人 □□□□六十一人□番〔他カ〕 091

(35) …一人 御田作所 □□ 091*

(36) 四人臥□〔病カ〕 091*

(37) 中衛八十五□〔人カ〕 091*

(38) 人当番 091

(39) 右八十九 091

(40) 中宮 091

(41) 番長 091

(42) …少…初位□ 091

(43) 少初位下勲十等伊福 091

(44) 大初位上凡河内益国 091

(45) ……位凡高 ……贄兄人 091

(46) ……大伴部牛麻呂（刻線部分ニ異筆ノ墨痕アリ） 091

(47) ……大神大虫 091

(48) 水取立麻呂 091

49 □　日下部麻呂　091

50 ……白髪部□……葛原□　091*

51 許曽倍大魚　091

52 位下高田荒海　091

53 従八位下額田嶋守少初位上羽咋佐祢比等　091

54 物部伯耆□〔刀カ〕授　091

55 …丸子人君　091

56 □□〔成カ〕……賀□……□　091

57 丹後国□　091

58 □　天平勝宝五年十一月　091

59 日父母□□『□□』　091

西楼SB一八五〇〇F2柱抜取穴

60 〔母カ〕□身『□』　091

61 □□〔馬カ〕司解　□〔申カ〕　(76)×(19)×4　081

62 □□〔子カ〕人成　合五人□□請」　(192)×22×3　019

63 ・「〈播□〔曝カ〕郡〔往カ〕□×　(69)×(19)×2　039
・「〈糞銭□〔六カ〕×

64 「〈阿波国那賀□□〔郡カ〕」　150×14×6　033

65 「式部位子少初位下糸君□〔益カ〕人」　160×20×4　051*

66 □□　□□〔宮カ〕中務栗宮　(180)×(14)×2　081

67 兵□〔部カ〕省　(154)×(20)×2　081

68 左衛士府□□□事□□□　091*

69 天平勝宝五年　091

(1)～(7)は大極殿院南面築地回廊造営以前の整地土から出土した木簡。

(1)は官人の履歴書風の木簡。年を干支と年号を併記して記す。慶雲四年（七〇七）の父の死による解官によって記載を終える。(2)(3)は伊勢国安農郡、(4)は駿河国廬原郡、(5)は遠江国長田上郡（和銅二年正月に長田郡を上下二郡に分割して成立）からの荷札。柱抜取穴出土の(8)(9)(16)も、里表記を用いるなど古相を呈し、整地土中の木簡が柱を抜き取る際などに紛れ込んだものか。(8)は但馬国城崎郡の白米荷札。(9)は尾張国葉栗郡の白米荷札であろう。(16)は(2)(3)と同じ伊勢国安農郡の白米荷札。いずれも米の荷札で、これらは本来一連の資料であろう。

(2)の和銅三年三月の年紀を有する木簡が、この整地層から出土したことのもつ意義は大きい。これまでにも平城宮造営当初の整地土から和銅二、三年を中心とする一括性の高い木簡が出土した事例は知られていた（第九一次調査。本誌第二四号）。しかし、今回これらの木簡が出土したのは、大極殿院回廊の基壇直下の整地層である。この部分の築地回廊は、少なくとも平城遷都時にはその基盤の整地さえ行なわれていなかったことになる。和銅八年の元日朝賀まで平城宮大極殿の存在を示す史料がないこと、平城宮大極殿が和銅三年正月まで藤原宮にあった大極殿を移築したものである可能性が指摘されていることと相俟って、大極殿そのものが遷都時には未完成であった可能性が極めて高くなった。

(8)～(69)は西楼の掘立柱抜取穴から出土した木簡。

(10)は衛門府からの鴨の進上に伴う付札状の進上状。材はごく薄い。裏面の年紀は天平勝宝四年四月を誤ったか。貢進先、あるいは差し出しに戻って廃棄されたとみるより、誤記のため捨てられたと考える方が妥当か。(18)(23)は西宮兵衛木簡と類似する記載をもつ。門の警備に関わる木簡か。(23)は意図的に折られて廃棄される。裏面の「中鴨所」は、天平勝宝という時期からも注目される。(20)は現在日本最古の小便禁止看板。裏は大型の工具で割ったまま。上下は荒いキリオリ加工で、表面の調整も雑。(22)は氏名だけを記した付札。同様の特徴を持つ付札が第七七次調査で多く出土しているが、今回はこの一点のみ。(26)の大鳴村は、周防国大鳴郡か。果塩は固形塩であろう。(30)は食事に関する苦情を書き上げた文書風の木簡。推敲の跡があり、下書きとして書かれたものであろう。

(34)～(56)は柾目の削屑。筆跡は細かく端正。木目の状況や筆跡からみて、同一簡もしくは一連の木簡の削屑であろう。元の木簡は次のように復原される。上部に二本の刻線を引く（(34)(42)(46)(47)(50)）。何段かに分けて記載できるよう、その下にも刻線を引く（(56)）。下段の刻線は一本。そこに人名や、配置先（(34)(35)）、勤務状況（(36)）、などを列挙する。人名は、位階を記す際には二段の刻線の上段から書き始めることもあるが（(42)(45)）、氏名からの場合は下段から書き始める

(46・47・60)。大型の歴名木簡の削屑と考えられよう。このような形態の完形の木簡の例は知られていない。

63は武蔵国播羅郡の養銭付札。65の糸君益人は約五年後の天平宝字二年（七五八）には従八位上・仁部省史生の写経生として写経所に出仕している。66の中務栗宮は、中務卿栗栖王か。

年紀を有する木簡の時期は天平勝宝五年前後に集中する。第七七次調査で東楼の解体を天平勝宝五年の前半に想定した。今回の調査で天平勝宝五年一一月（58）の削屑が出土しており、東西楼は天平勝宝五年頃にあいついで解体されたと考えられる。今回西楼から出土の木簡は内容的には雑多であるが、全体として一連の解体工事に伴って廃棄された木簡群とみることができよう。なお、衛門府関係の木簡がみられる状況は東西楼出土木簡で共通するが、いずれにも門部とみられる者がみあたらない点には注意を要する。

9　関係文献

奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三七（二〇〇三年）

同『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』（二〇〇三年）

（馬場　基・渡辺晃宏）

奈良文化財研究所『平城宮出土墨書土器集成』Ⅲの刊行

平城宮の発掘調査で出土した墨書土器について、一九八六年の二冊目の刊行以来待望久しいシリーズの第三冊が刊行された。今回は一九八六年の第一七二次から、二〇〇〇年の第三一六次までの調査で出土した墨書土器一〇一七点の釈文を掲げ、主要なものの鮮明な写真や実測図を収録する。ここ一五年間の平城宮の墨書土器の全貌を把握できる資料集である。

墨書土器も、木簡と同様出土した遺跡・遺構が重要な意味をもつが、出土遺構の簡潔な紹介が付され便利である。また、土器の器種や器形の凡例図が新たに付され、文字を記す媒体としての土器そのものについての理解を助けてくれる。さらに、今回紹介される墨書土器の多くが出土した内裏東大溝SD二七〇〇について、主な墨書土器の出土地点図を掲載するなど、細かな配慮の行き届いた資料集となっている。

A四版五六頁、図版七二葉、二〇〇三年三月刊行

定価五〇〇〇円（税別）（『平城宮出土墨書土器集成』Ⅱも在庫あり）

市販分のお問い合わせ・お申し込みは左記へ。

真陽社　電話　〇七五―三五一―六〇三四

FAX　〇七五―三五一―六一四六

奈良・平城京（へいじょうきょう）跡右京二条三坊三坪

1　所在地　奈良市菅原町
2　調査期間　一九九九年（平11）八月～一一月
3　発掘機関　奈良市教育委員会
4　調査担当者　立石堅志・久保清子
5　遺跡の種類　都城跡
6　遺跡の年代　奈良時代～平安時代
7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査は、一九八八年度から継続して実施している区画整理事業に伴う発掘調査の一つで、平城京第四三一―三次調査として実施したものである。調査地は右京二条三坊三坪の北西隅で、二条条間路に面した位置にあたる。調査面積は一〇六〇㎡である。

（奈　良）

検出した遺構は二条条間路南側溝・坪内道路・掘立柱建物・塀・井戸・土坑・溝である。これらの遺構の時期は、奈良時代から平安時代前半と、平安時代後半以降とに大別できる。

木簡は、井戸SE五二八の枠材抜取穴から一点出土した。共伴遺物には、八世紀中頃から九世紀初頭の土師器・須恵器・緑釉陶器・製塩土器、軒平瓦六七三二C、人形がある。この他、墨書土器には、SE五二五から出土した「主帳」（須恵器皿B底部外面）、SE五三〇から出土した「家」（須恵器杯B底部外面）などがある。

8　木簡の釈文・内容

(1)　「召日置得麻呂　(84)×26×3　019

下部は欠損する。木簡に書かれている人物を召喚する召文の断簡と考える。なお、釈読にあたっては、奈良文化財研究所史料調査室の方々のご教示を得た。

9　関係文献

奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成十一年度』（二〇〇一年）

（久保清子）

奈良・西大寺旧境内

1　所在地　奈良市西大寺南町

2　調査期間　第一四次調査　二〇〇二年（平14）九月～一二月

3　発掘機関　奈良市教育委員会

4　調査担当者　松浦五輪美・宮崎正裕・池田富貴子

5　遺跡の種類　都城跡・寺院跡

6　遺跡の年代　奈良時代

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は平城京右京一条三坊四坪の北東隅にあたり、奈良時代後半には西大寺の境内地となる。北西から南東へ傾斜する緩斜面上に位置し、旧境内の東を限る西二坊大路、及び三・四坪坪境小路に面する。調査区は南北四〇m東西二五mの一〇〇〇㎡である。

（奈　良）

検出した遺構には、奈良時代から平安時代の掘立柱塀九条、建物一七棟、井戸八基、溝、土坑がある。重複関係から三時期以上の変遷が考えられる。発掘区北端で検出した東西方向の溝は、溝心の位置と重複関係から、三・四坪坪境小路南側溝、または築地雨落溝の可能性がある。

木簡は発掘区南西部の井戸SE〇二の枠内から一点出土した。SE〇二は井戸枠が残る三基の井戸の一つで、掘形の平面は東西一・九五m南北一・七五mの隅丸方形、枠の構造は方形縦板組隅柱横桟留で、横桟が三段分残る。枠の内法は〇・八m×〇・七五m、検出面からの深さは二・四mである。

共伴遺物には土師器・須恵器がある。食器類・甕などの他、須恵器には完形の横瓶・壺がある。時期は奈良時代後半頃と思われるが、詳細は整理・検討中である。墨書土器も数点出土した。墨書土器はSE〇二以外の井戸からも数点出土している。

8　木簡の釈文・内容

(1)　□□□

（8）

三文字確認できるが判読できない。なお、釈読・写真撮影にあたっては、奈良文化財研究所史料調査室のご教示とご協力を得た。

（池田富貴子）

奈良・興福寺一乗院跡

1　所在地　奈良市登大路町

2　調査期間　平城第三五〇次調査　二〇〇二年（平14）九月～一二月

3　発掘機関　奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4　調査担当者　代表　金子裕之

5　遺跡の種類　寺院跡

6　遺跡の年代　古代～現代

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

（奈　良）

調査地は、平城京左京三条七坊、興福寺旧境内にあり、天禄元年（九七〇）頃に創建された同寺の院家一乗院の故地にあたる。一乗院は、康平五年（一〇六二）、治承四年（一一八〇）、仁治二年（一二四一）、寛永一九年（一六四二）に焼亡したことが知られている。これまでの調査で、建長二年（一二五〇）再建の寝殿と慶安三年（一六五〇）再建の宸殿をはじめ数時期の遺構を確認している。今回の調査は、奈良地方・家庭・簡易裁判所庁舎建て替えに伴うもので、調査面積は約九〇〇㎡である。

調査の結果、古代以降現代までの遺構を検出した。建長年間以前の遺構は少ないが、注目される遺構としては、興福寺創建瓦を含む溝状土坑ＳＫ八四八五、上層の埋土に一〇世紀後半の遺物を含む南北溝ＳＤ八四六八、一一世紀後半頃の土器と大量の炭を含み、康平年間の焼亡に伴う可能性が高い土坑ＳＫ八二四八がある。また、寛永年間の焼亡に伴い廃棄された大量の遺物からは、江戸時代初頭における、法親王入寺に伴う一乗院の隆盛の様がうかがわれる。

今回の調査では、池ＳＧ八二三〇の遺水と考えられてきた南東から北西に蛇行しながら続く流路遺構ＳＤ七八〇〇が、池の手前で閉塞することが判明した。その一方、水の供給に関わる遺構として泉水ＳＥ八四六五を新たに検出した。泉水の埋土には一三世紀頃の土師器が多く含まれていたが、近世の遺物も含まれているので、この遺構は慶安年間再建の宸殿に伴う池と関わるもので、元治元年（一八六四）の「元一乗院橘御殿絵図面」（興福寺所蔵）にみられる泉水の一部と理解できる。木簡はいずれも中世後期のもので、井戸ＳＥ八四九〇から一点、井戸ＳＥ八四四五から二点、計三点出土した。

井戸ＳＥ八四九〇は、中世後期の素掘りの井戸で、前述の流路遺構ＳＤ七八〇〇の中央に穿たれている。検出面の径一・五ｍ深さ

二・八m以上で、出土した土器の年代は流路遺構SD七八〇〇の埋没時期に近い。なお、この井戸から天秤を担ぐ人物を描いた墨画土器（下図）が出土している。

井戸SE八四四五は、径二・一m深さ三・一mの素掘りの井戸である。井戸底に近い埋土に大量の木質遺物が含まれ、木簡はこの層から出土した。上層の埋土には一六世紀前半頃の土師器皿が投棄されており、井戸の廃絶時期を示すものと思われる。また、内外面に墨痕があり内面には怖い形相の人面が描かれた土器、外面に「御」などと記した墨書土器が数点出土している。なお、井戸SE八四四五が埋められた後、西南に接して新しい井戸SE八四四二が掘られており、この井戸は前述の絵図にも見えている。

8　木簡の釈文・内容

井戸SE八四九〇

(1)　・春日大明神
　　・春　□　連　　(53)×7×2　081

井戸SE八四四五

(2)　□　　(103)×(26)×3　081

(3)　□　　(51)×(7)×3　081

(1)は、上下端折れ、左右は削りで面取り加工が施されている。同一材と思しき木片がもう一点出土しているが、墨痕は認められず接続しない。木簡の用途は不詳。(2)(3)はともに断片。墨痕は確認できるものの釈読できない。

9　関係文献

奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三七（二〇〇三年）

同『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』（二〇〇三年）

（山本　崇）

(1)

土器に描かれた天秤を担ぐ人物

奈良・藤原宮跡

1　所在地　一・二　奈良県橿原市高殿町

2　調査期間　一　二〇〇一年（平13）一〇月～二〇〇二年二月
　二　二〇〇二年一〇月～一二月

3　発掘機関　奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部

4　調査担当者　代表　田辺征夫

5　遺跡の種類　宮殿跡・都城跡

6　遺跡の年代　古墳時代～藤原宮期

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回の調査は、藤原宮南東隅に所在する近世の溜池、高所寺池の堤防改修工事に伴うものである。二〇〇一年度に池の東岸北半分・北岸・西岸北部の一八三〇㎡を（飛鳥藤原第一一八次調査）、二〇〇二年度に西岸南部の一一〇〇㎡を（飛鳥藤原第一二四次調査）それぞれ調査した。

調査の結果、五世紀後半から藤原宮期の遺構を検出した。ここでは藤原宮直前期及び藤原宮期の遺構の概略を以下一括して記す。

藤原宮直前期。藤原宮内先行条坊道路として、第一一八次調査で東二坊坊間路・六条条間路とそれらの側溝を検出した。この他、溝・土坑・井戸などを検出した。

藤原宮期。藤原宮南面大垣・内濠・外濠を検出した。南面中門（推定朱雀門）以東で初めて藤原宮南限施設を確認できたことになる。大垣と内濠はともに先行条坊道路である東二坊坊間路の東側溝SD六〇三一を埋め立てた後に造営されていたが、外濠は同東側溝と併存していた時期があることが判明した。この他、大垣内で藤原宮東南官衙に関係する溝・塀・建物などを検出した。また、第一二四次調査区南端で六条大路北側溝を確認した。

木簡は、第一一八次調査で藤原宮南面内濠SD五〇二の堆積土から三点（全て削屑）、第一二四次調査で藤原宮直前期の土坑SK九七四〇から一五点（全て削屑）が出土した。

南面内濠SD五〇二は大垣の北一一・七m（四〇尺）にある素掘り溝で、幅二～二・七m深さ一・一～一・三m。下層に砂やシルトなどの流水堆積層があり、上層は埋め戻した土層であった。

土坑SK九七四〇は、藤原宮南面外濠と六条大路北側溝のほぼ中間、高所寺池西岸の調査区を西に拡張した部分で検出した。土坑の東半分は攪乱により削平されており、検出できたのは全体の四分の一である。直径約三mの円形とみられ、残存する深さは約〇・九m。埋土に炭・木屑・鵜羽口などを含む。藤原宮造営にともなう廃棄土坑であろう。

8　木簡の釈文・内容

一　第一一八次調査

(1)　□〔男カ〕□　691

二　第一二四次調査

(1)　□三□　691

(2)　□人下寸主□　691

(3)　□〔十カ〕四□　691

(2)の「寸主」はカバネのスグリであろう。「村」の偏を省略した形である。藤原宮跡・平城京跡出土木簡に類例がある。なお、本木簡に記される「主」の字体は、藤原京左京七条一坊西南坪より出土した「逐陳（陣）」「帰忌」などの暦注を記す木簡（本号27頁69）の裏面にもみられる。(3)の三文字目は単位ともみられるが釈読できない。

9　関係文献

奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』（二〇〇三年）

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一七（二〇〇三年）

（竹内　亮）

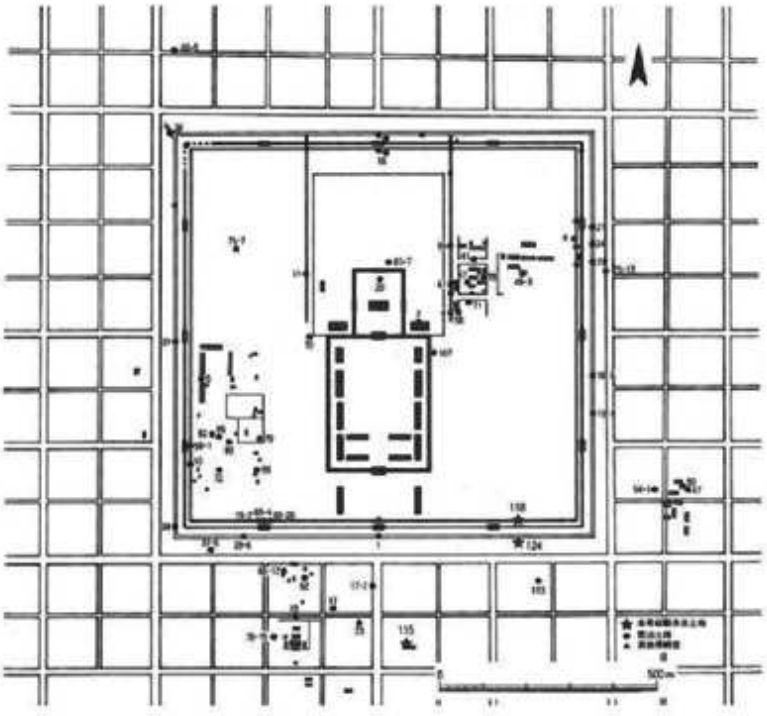

藤原宮及び周辺木簡出土地

奈良・藤原京（ふじわらきょう）跡左京七条一坊

1　所在地　奈良県橿原市上飛鳥町

2　調査期間　飛鳥藤原第一一五次調査　二〇〇一年（平13）四月～一〇月

3　発掘機関　奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部

4　調査担当者　代表　田辺征夫

5　遺跡の種類　都城跡・官衙跡

6　遺跡の年代　七世紀中頃～中世

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回の調査は、橿原市市営住宅の建て替え工事に伴うもので、発掘面積は約三〇〇〇㎡である。調査地は、左京七条一坊西南坪内の中央部にあたり、朱雀門の南東約三〇〇mに位置する。東隣の左京七条一坊東南坪では、一九九四年度の橿原市教育委員会による調査で「…遣帳内祢連国人」「皇子宮奉入…」などと書かれた木簡が出土している（本誌第一七号）。また、同調査は六条条間路と東一坊坊間路の交差点付近を含んでいたにもかかわらず、条坊側溝が検出されておらず、左京七条一坊は四町占地であった可能性も指摘されていた（橿原市教育委員会の露口真広氏のご教示による）。このため今回の調査では、東南坪と関連する遺構・遺物の発見が期待された。

検出した主な遺構は、掘立柱建物九棟、溝五条、池状遺構一、土坑二基、炉一基、立木列などであり、A～Dの四期に分類できる。ここでは藤原宮期に相当するB期・C期の概要を述べる。

B期は藤原宮期前半である。調査区の南側に、北側柱筋をほぼそろえる形で東西棟建物SB五一〇・五一一、東西塀SA五一二が建てられ、また、SA五一二に取り付く南北塀SA五一三や、南北棟建物SB五一四が造営される。調査区の北東部では、南北石組溝SD五一八と東西素掘り溝（SD五一七→SD五一六と変遷）からなるL字の溝が掘られ、その北東には南北棟建物SB五一五が建てられる。調査区中央には池状遺構SG五〇一が存在し、その南岸に当該期もしくはC期に桟敷状遺構SX五〇七が設けられる。

C期は藤原宮期後半である。調査区の西南部に、桁行八間（二〇・七m）梁間二間（五・六m）の大型東西棟建物SB五〇〇が造営され、その北に目隠し塀SA五〇六が設けられる。SB五〇〇の建物心は坪の南北中軸線上に位置し、坪内を区画する施設も認められ

ないため、この坪は少なくとも一町占地であったと考えられる。池状遺構SG五〇一は埋め立てられ、北東隅に集石遺構SX五〇二が造られる。調査区北東部ではL字の素掘り溝SD五〇四・五〇五が掘削され、SB五〇〇の東側には楕円形土坑SK五〇三が掘られる。

木簡は、SG五〇一から一三二四一点（うち削屑一二五一七点）、SK五〇三から一一五点（うち削屑七〇点）、SD五〇四から一点、中世以降の沼沢地から一二三点（うち削屑六四点）が出土した。合計すると一三四八〇点（うち削屑一二六五一点）にも達し、藤原宮・京跡で出土した木簡群としては最多である。

SG五〇一は、東西二三m南北一〇m以上の浅い池状の遺構で、坪の中心近くに南岸をそろえる。C期には木簡を含む大量の木屑によって埋め立てられる。その厚さは五～一〇cmで、木簡は中央部の約六m四方の範囲に特に集中する。

SK五〇三は、南北一〇m東西六mの浅い土坑である。

SD五〇四は、東方向に幅を広げる素掘り溝で、東端部では幅約二m深さ約一〇cmである。木簡はその上層から出土しているが、わずかな墨痕しかなく、釈読できない。

中世以降の沼沢地は、調査区の北東から北部を中心に広がっており、部分的に窪み状となっている。これら中世堆積層のなかにも木簡が含まれていたが、内容などから古代のものとみられる。SG五〇一・SK五〇三から流されたものが多数含まれていよう。

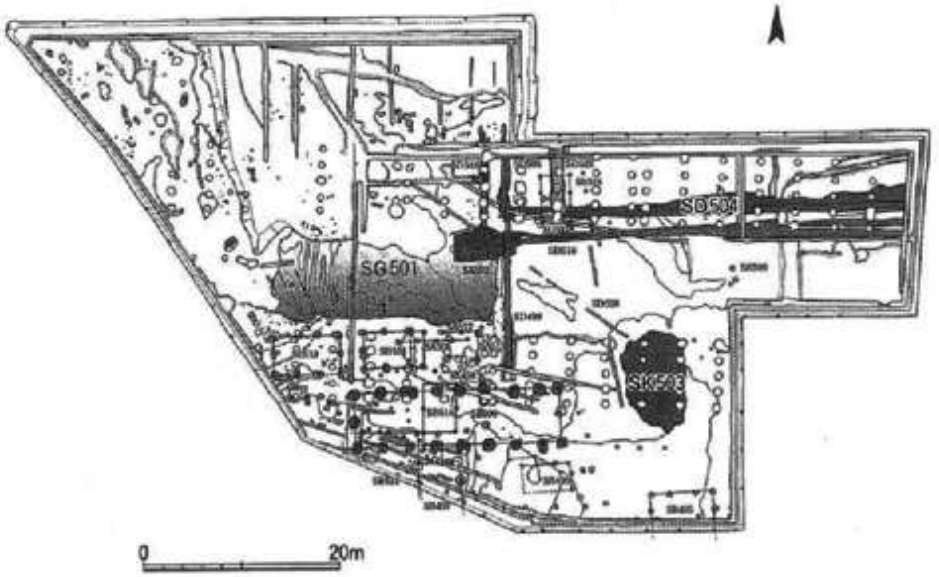

第115次調査遺構図

8　木簡の釈文・内容

池状遺構SG五〇一

(1)
・「御名部内親王宮
・「　太寶　(142)×(35)×5　081*

(2)
・□養宿祢道代給□五〔紐カ〕
・　太寶元年十一月□□　126×21×3　065

(3)
・「○石川宮出椽一石糸一斤布一常
・「○大寶二年八月十三日　書吏進大初位下　(230)×34×3　019*

(4)
・「石川
・「太寶　(36)×24×4　019

(5)
・「石川□□□〔宮カ〕
・「□□□　(82)×24×2　019

(6)
衣縫王□□□□塩〔給カ〕□□　(225)×(29)×3　081

(7)
「□語〔海カ〕宮門　(125)×29×2　081

(8)
「〈矢作宮門円一枚」　116×20×3　032

(9)
・「〈道守御門」
・「〈□マ麻呂〔丈カ〕」　138×29×4　033

(10)
宮入奉　(75)×24×1　081

(11)
マ皇子宮遣□　091

(12)
・「皇太妃宮職　解　□
・「門□□□□□〔持人秦万呂カ〕『中務省出』太寶　(174)×29×4　019*

(13)
・×□□□□□〔太妃宮職解カ〕□□
・□□　□□太寶二年〔門カ〕　(200)×(17)×5　081

(14)
・「画工司解今加画師十人分布七端□□四両由布三束并三品　」
・「受志太連五百瀬佐伯門『中務省□出〔移カ〕』今持退人使部和尓積木万呂」　295×29×5　011

(15)
・「内蔵寮解　門傍　紵二□　…銀五両二文布三尋分」
・「羅二匹直銀十一両分糸廿二□…蔵忌寸相茂　○佐伯門」
『中務省□』　(155+102)×21×5　011＊

(16)
・「○　門×
内蔵寮解
・「五斤出猪□(使カ)×
○」　130×36×2　051

(17)
・「宮内省移　価糸四□
・「　太寶二年八月五日少×
『中務省移□□(勘カ)宣耳』　270×56×3　051

(18)
・「白錦殿作司□
・「屋部門持□(出カ)日□」　(139)×24×3　019＊

(19)
・□使□(部カ)請□　」
・□□(籠カ)『中務省移』」　(145)×21×7　019

(20)
・練遣絁二匹出人榎本連安比止○」
・□日□位下大庭造男捄　○」　(212)×33×5　019(015)

(21)
・□□□持出人草原首廣末呂」
□□門(伯カ)

(22)
・□□□□(十二日カ)
『中務省移如令勘□(宣カ)耳』　」　(317)×26×2　019

(23)
「三月四日□(申カ)時□　□」　159×12×6　011

(24)
「本位進大壱　今追従八位下　冠山マ宿祢乎夜マ」　215×28×6　011

(25)
「海犬甘□　(175)×23×11　015

(26)
・「○但波少初位(マヽ)佐伯連法師桑田」
・「○　但波　」　206×23×4　011

(27)
・「□□□□(十一月カ)廿三日　大伴使日廿二　官四日
□□(波多カ)官六日　八□使廿一日　并廿七日　并廿六日」　180×24×3　011

・「八月一日　佐伯造正月山
・「山マ造万呂同　(161)×21×2　019

(28) ・ 〃□マ□□万呂 □□ 〃□□万
□□〔山カ〕 〃白上マ連安万呂 □
・□ □□ □ (333)×(17)×5 081

(29) 〃進少初位上佐伯 (68)×(16)×2 081

(30) 〃海犬甘連□人 (147)×(12)×3 051

(31) 〃五百木マ連方曽 (228)×(7)×5 081

(32) 「山部門三 (137)×28×3 019

(33) 〃山マ宮門五 091

(34) 県犬甘小宮門 091

(35) ・「上尺依 物□ 干三 □干丹
大里 行真 拾
物宮 大宅与 」
・「下荒人 色男 无忍 干二
守佐 又私荒人 犬子
嶋年 干二 神 」 318×47×5 011

(36) 「上毛五月逃〃干三 下総三月□〔直カ〕〃干三」 247×19×4 011

(37) □逃四病□〔六カ〕 091

(38) 衛士 091

(39) □□京軽坊 091

(40) 尾治国 091

(41) ・□ □ 物マ □ □ 〔本カ〕 ×子年□〔六カ〕」
□ □ □ 波 □ 熱於
・ □ □ □〔遍カ〕 (40)×(178)×3 081

(42) ・少属 帳一 □〔具カ〕 紀宮 □」
・ □ 呂 □ 大国以 □ 贓少 一大 」 (42)×(68)×5 081

(43) ・ □ □ 銀 □〔四カ〕 □天王〔カ〕
・□ 佐伯 □ □ 日分酒 □ (45)×(88)×4 081

(44)
・「米池□□
塩守請□□
・「猪進干
□□□」
(25)×(100)×2 081

(45)
□槽一具甲□〔牀カ〕二具斧一具柳」
(159)×(29)×2 081

(46)
・「日向久湯評人□（剝離）
漆マ佐俾支治奉牛卅
又別平群マ美支□
・「故是以 皆者亡賜而 偲
(161)×58×6 019*

(47)
・四月廿六日記□□□」
・□□」
(213)×(15)×4 081

(48)
・「く丙申年九月廿五日尾治国尓□〔波カ〕評□
・「く人□□□□□□
(247)×24×6 039

(49)
・「く尾治国羽栗評□
・「く人□〔椋カ〕椅マ刀良□□□
(164)×27×4 039

(50)
・「く ×国安芸郡 」
・「く椋椅マ賀良人庸三斗」
164×26×5 032

(51)
「く大加マ嶋二斤」
105×28×6 032

(52)
「く□□里人大伴マ□万呂塩二斗」
207×26×5 032

(53)
「く杖□〔苔カ〕五十」
115×13×2 032

(54)
「杖廿 杖廿」
229×52×11 065

(55)
・「道衛衛衛門府衛衛門府」
・「衛 衛衛門府 府府 」
191×25×6 011

(56)
・「奈尓皮ツ尓佐久矢己乃皮奈泊由己母利伊真皮々留マ止
佐久□〔矢カ〕□□〔皮 奈カ〕□□職職 大太夫□□□□与 」
・「□□皮皮職職職馬来田評 」
387×34×4 011*

(57)
・勅勅令令令 来 散 散 騎
・□ 豆 □ 懼 □〔狛カ〕□
(195)×(29)×1 081

(58)
・「九坎療病病療□□（重書）墻」
・「 巽 露 」
195×34×11 011

59 ・□　月逐陳(陣)帰忌」　(128)×(19)×3　081
・　主主
□□主寸　」

60 ・謹　白　白　(118)×(22)×4　081
・乃使万□□(地カ)□□

土坑SK五〇三

61 □(府カ)出□(物カ)□　(116)×36×4　019

62 □□□□□□二斗米二斗　(191)×(22)×3　081
□□マ稲手養物米三斗干秦一古□(稲カ)(倭カ)

63 □呂　久米末呂二□(口カ)」　(144)×20×5　019

64 □宇治マ忍□　(160)×15×5　081

65 □阿麻卅二　(88)×(23)×3　081

66 ・「□□□　□□
□

・「鮑三ツ良□　(120)×22×4　019

67 「く□(物カ)部□甘横円二□(具カ)　(128)×20×3　039

68 「弓矢」　48×16×2　022

69 ・「白白　次　児光　光　光
・「　□　(154)×9×4　019

中世堆積層

70 ・「恐□□
・「安養牛　六月廿八日　(199)×23×5　081

71 □甘門　猪使門一　」
×□(木カ)マ門　(133)×27×4　019

72 大伴マ□(鳥カ)
右十　(167)×(15)×3　081

73 ×伯宿祢黒麻呂□　」　(163)×19×3　019

74 「く四尺二寸　味八間王」　141×12×4　033

75 ・「く常陸×　(56)×14×3　039
・「く新治□

76 而時習　091

池状遺構SG五〇一出土の木簡は、衛門府に関わるものが大半を占める。年紀も、41の「×子年」（庚子年か。文武四年（七〇〇）、48の「丙申年」（持統一〇年（六九六））、46 48 49のような評制下の木簡など、七世紀末のものもわずかながら含まれるが、大宝元年（七〇一）・二年に集中しており、きわめて一括性の高い資料群である。

(1)～(11)は、皇族や貴族の名前を記した木簡である。(1)は二片からなるが、下片は削屑状を呈するという珍しい事例。「御名部内親王」は天智天皇の皇女。高市皇子の妃、長屋王の母である。(2)の「道代」は県犬養三千代。藤原不比等の妻となり、大宝元年には安宿媛（後の光明皇后）を出産している。「三千代給…」と書かれた木簡は、藤原宮の東大溝SD一〇五からも出土している（奈良県教育委員会編『藤原宮』一九六九年）。(3)～(5)の「石川（宮）」は、飛鳥池遺跡の南地区から出土した木簡・墨書土器にもみられる（本誌第一四号）。(3)にみえる書吏に大少の区別がないので、三品・四品の親王・内親王、もしくは三位の諸王に関わるものと想定できるが、特定には至っていない。「進大初位下」は、天武一四年（六八五）冠位制から大宝令官位制へ切り替える際、新旧の対応関係を示すためのもので、大宝初年に特有の位階表記方法である。同様の表記をとる木簡が多数出土しており（22 23など）、木簡群の年代を考える重要な手がかりとなる。(6)の「衣縫王」は持統七年に藤原京の造京司であった人物（『日本書紀』同年二月己巳条）。(7)～(9)の「宮門」「御門」は、尊称表現とみるのが妥当であろう。(8)(9)は切り込みをもつ付札の形状をとる。「矢作宮門」「道守御門」は物資の送り先と考えられる。(11)は「皇子宮」とあるから七世紀の木簡であろう。(10)(11)には、「宮入奉」「遣」「皇子宮」など、左京七条一坊東南坪で出土した木簡と共通する文言がみえる点も注意される。(1)～(11)の性格は後述する。

(12)～(21)は門膀木簡である。(15)は「門傍」と表記するが、「門膀」の意とみて間違いない。(12)(13)の皇太妃は、文武天皇の母である阿閇皇女を指す。草壁皇子の妃で、後の元明天皇である。(14)の「和尓積」氏は、『日本書紀』天武五年四月辛丑条にみえる「鯛積」のことであろう。(15)は直接接続はしないが、木簡の形状や書体・内容などから同一簡と判断した。大宝初年頃、銀が貨幣的に使用されたことを示す重要な史料である。(18)の「白錦殿作司」は、『日本書紀』天武一四年一一月戊申条にみえる「白錦後苑」との関連が注目される。「屋部門」は、桓武天皇（山部親王）の即位を期待した童歌に「野倍能佐賀」（屋部の坂）がみえる（『日本後紀』大同元年（八〇六）四月庚午条）ことなどを参考にすれば、藤原宮の東面北門にあたる「山部門」と考えるべきであろう。白錦後苑については、近年発掘された飛鳥京跡苑池遺構に該当するとする説が有力である。だが藤原宮と苑池遺構との往来には、位置関係から藤原宮南面の諸門もしくは東面南門を通過する方が相応しいだけに、検討の余地を残す。(20)は〇一五型式の木簡を天地逆にして門膀木簡に転用している。

門牓が必要とされたのは、十事以上の兵器を宮城門を越えて搬入・搬出する際（宮衛令儀仗軍器条）と、物資一般を宮外に搬出する際（同諸門出物条）である。今回出土した木簡は後者と関係が深い。今泉隆雄「門牓制・門籍制と木簡」（『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年）に従って、その仕組みを述べれば次のとおりである。

まず物資を運搬する官司は中務省に門牓を請う。すると中務省は門牓を衛門府に対して発給する。そして門牓は通行を指定された門の門司に付される。一方、物資の運搬にあたる官司は、門司宛の木簡を作成する。運搬者は物資とともにこの木簡を携帯して指定された門に赴き、木簡を門司に渡す。門司は門牓とその人の携帯してきた木簡・物資を照合し、誤りがなければ通行を許可する（下図）。

(12)～(21)は、本来は物資の搬出にあたる官司から中務省に宛てられた申請文書であり、宮外へ搬出する物資とその数量、通過する宮城門号、運搬にあたる者の名前などが記されている。別筆で「中務省移出」といった文言が書き加えられているが、これは物資の搬出にあたる官司からの申請に対して、中務省が行なった決裁の文言であろう。中務省による決裁を経た上で、衛門府に転送され、門司に付されたと理解できる。換言すれば、本司からの申請文書それ自体が、中務省の決裁を経ることによって、門牓に転化したわけである（以下、A木簡）。

こうして門司にもたらされたA木簡は、運搬者の持参してきた別の木簡（左図のBの流れに関わる木簡。以下、B木簡）と照合された。照合後のA木簡の行方であるが、今回出土した木簡には種々の門号が書かれているため、特定の門司によって廃棄されたとは考えがたい。A木簡は各門から衛門府本司に回収されたとみるのが妥当であろう。A木簡がSG五〇一から一括して出土したことは、この近辺に衛門府の本司が置かれていた可能性を示唆している。

ところで、今回出土した木簡群のなかに、B木簡は含まれていない。たとえば、市で糸を売却するために嬢王門・猪使門を通過することを求めた木簡（『藤原宮木簡』一、一号）が、北面中門の東一五mにある土坑から出土したように、B木簡は宮城門の近辺で出土するという特徴がある。おそらく、宮城門での照合が終了した後、その場でB木簡は廃棄されたのであろう。一方、A木簡は今のところ宮城門の周辺では出土していない。A木簡がその場で廃棄されなかったのは、後日の計会などに備えて、門司から衛門府本司に持ち帰ったためだと推測できる。

以上の点を踏まえた上で、改めて(1)～

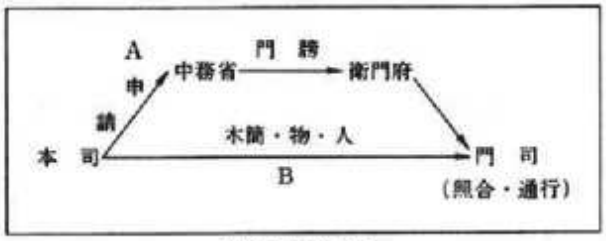

門牓制の仕組み

(11)の性格を考えたい。前述のように、宮内から物資を外に搬出する際には、厳正な管理を行なうために門勝制が適用されたが、こと別勅賜物に限ってはその適用外であった。(1)～(11)の多くは物資の賜与に関わる内容をもち、また皇族の事例が多いことから、別勅賜物の送り状として機能した可能性が考えられよう。(2)(6)には「給」とあり、物品を賜与する旨を記しているが、これが二次的に送り状として機能することは十分にあり得る。(3)は書吏が署名しているため「石川宮出す…」と読めるが、石川宮が藤原宮内で賜わった別勅賜物を（おそらく自身の邸宅に）搬出する際の送り状ではなかろうか。この種の木簡は送り先で廃棄されるのが通常であるが、今回の場合は、さまざまな宛先のものが一括出土しているので、そのようには理解できない。

(12)～(21)の門勝木簡と異なり、(1)～(11)には宮城門の名前が記されておらず、中務省による決裁文言もみられない。この点については、対象となる物資が別勅賜物であったため、門勝制が適用されなかったことによると理解できる。これらが衛門府にもたらされたのは、門勝制の適用外であったため、A木簡に該当する文書が作成されなかったことと関係するのではなかろうか。

(1)～(21)のなかには、上端もしくは下端に穿孔が施されたものがあり、一定期間整理して保管されていたことがわかる。また、大半は廃棄に伴う二次的処理がなされ、原形をとどめていない。釈文に掲げたもの以外にも、各種門号や「皇太妃」「門傍」「持出」「中務省出」「大宝元年」「大宝二年」などと記す小断片や削屑が出土しており、この種の木簡に由来する可能性が高いといえる。

(22)には「申時」という時刻が記されている。よく似た記載のある木簡が、藤原宮北面中門（猪使門）前の外濠SD一四五（『藤原宮木簡』一、二四号）、同東面北門（山部門）前の外濠SD一七〇から出土している（『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』五）。これらの木簡は、出土位置から宮城の出入に関係することが指摘されているが、(22)も同様に解釈できよう。

(23)～(31)は官人の勤務に関わるものである。いわゆる門号氏族が大半を占めており、衛門府の門部である可能性が高い。

このうち(23)～(25)は考選木簡である。(23)は「山マ宿祢乎夜マ」が「進大壱」から「追従八位下」に昇進したことを示す。公式令の位記式に類似した書式である。上半部は表裏が裂けてささくれているため現状では確認できないが、この部分の側面に穿孔があった可能性がある。(24)も考選木簡に特徴的な〇一五型式。〇一五型式の木簡としては、最古の事例となろう。(24)の下端は二次的に切断され、下半部はその際に表面が剝離している。四文字目は「マ」の可能性がある。(25)の「桑田」は丹波国桑田郡のことで、「佐伯連法師」の本貫地であろう。考選木簡の一種と考えられるが、こちらは側面ではなく、上端に小孔が穿たれている。

㉖～㉛は、衛門府官人の勤務管理に関わる木簡である。㉖の「官」は衛門府もしくは宮城門などで勤務にあたった日数、「使」は使者として派遣された日数を意味しよう。㉗は「八月一日」に「佐伯造正月」が山部門で、「山マ造万呂」も同門に勤務することを述べていると考えられる。佐伯氏が山部門を警備しており、宮城門号と門号氏族名が常に対応したわけではないことを示す。㉘～㉛は官人（門部）の名前を記したものであり、人名の右上にはカギ状の合点が付されている（㉚にはもうひとつ合点が施されている）。㉘～㉛は木簡の徹底的な廃棄処分により、大部分はわずかな記載しかとどめないが、㉘のような歴名様の木簡に由来する可能性が高い。㉙の「白上マ」は「白髪マ」のことと考えられる。

なお、この他にも人名を記した木簡は削屑を中心に大量に出土している。官人の勤務を掌る事務作業が日常的に行なわれていたことを示すものであろう。とくに門号氏族名は際だち、大伴・佐伯・丹治比・壬生・山部・五百木部（伊福部）・海犬甘・県犬甘・若犬甘・玉手・的・建部などを現時点で確認している。

㉜～㉞は門号を記す木簡多数のうち、若干注意を要するものを掲げた。㉜㉝は門号の下に数字を記したもの。宮城門に勤務する門部の数としては少ないため、勤務交替があった際などにその数を記したものとみるのが無難か。㉝の「山部宮門」は「山部門」のことであり、宮城門呼称の一端を示す。㉞の「県」は正字の「縣」である。偏の「県」は削り取りの際に墨が失われているが、旁の「糸」は明瞭であり、「縣」とみて間違いない。平城宮では県犬甘（養）門の存在が確認されており、その起源については、藤原不比等による妻県犬養三千代の顕彰として平城遷都時に求める見解や、橘諸兄による母県犬養三千代の顕彰として恭仁遷都時に求める見解がある。しかし、㉞によって県犬養（甘）門という門号が藤原宮に存在した可能性がでてきた。ただし「小宮門」とあるから、いわゆる宮城十二門には含まれない可能性が考えられる。平城宮でも、東院地区の南門付近の溝SD一六〇四〇Bから「私門」というこれまで知られていなかった門号が書かれた木簡が出土している（本誌第二二号）。藤原宮から平安宮にかけて宮城門号は複雑な変遷をたどるが、今後は、宮城門以外にも門号がつけられている点を念頭において、検討を行なう必要性があろう。

㉟～㊲は仕丁・衛士の活動を示す木簡である。㉟は大型の材を用いている。「上」「下」は上番・下番、すなわち月の前半・後半を意味しよう。「干」は天平一七年（七四五）大粮申請文書にもみえ、カシハデ（廝丁）のことを意味する。石神遺跡から出土した七世紀の木簡に、カシハデのことを「干食」と表記したものがあり（『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』。以下『奈文研二〇〇三』）、膳夫人のことを「干食王后」と表記した法隆寺釈迦三尊光背銘も知られる。「干」は「干食」の省略形と考えられよう。㊱はカシハデの逃亡者などを

国別に記したもので、合点が付されている。(37)は逃亡・病気になった仕丁・衛士などの人数を記す。仕丁は各官司で雑役に従事したが、(38)にみえる「衛士」は、左右衛士府以外に衛門府にも勤務することになっていた（職員令衛門府条）。『続日本紀』大宝元年（七〇一）八月丙寅条には、衛士を増員し衛門府に配した記事がみえる。

(39)(40)は地名の書かれた削屑で、このほかにも多数出土している。考課木簡に記された官人の本貫地、あるいは仕丁・衛士などの出身国を記したものか。(39)の「軽坊」は新たに知られた藤原京の固有坊名であり、「林坊」「左京小治町」に次ぐ三例目。下ツ道と阿倍山田道が交差する付近の坊と考えられ、藤原京の範囲を示す史料としても重要である。「軽坊」の上の文字は「右」の可能性があり、その際には京が左右に分離した大宝元年以降の年代が与えられる。

(41)～(44)は横材木簡。横材の削屑木簡も多い。完形のものがないため詳細は不明であるが、日付、物資の搬出にあたる官司名、物資とその数量、通過する門号などが書かれていたようである。門牓制の運用に関わる記録簡であろう。

(45)は武器の名前と数量を記した木簡。上端は折れ、左辺も割れている。先述のとおり、兵器十事以上を宮城門を越えて搬出入する際には、門牓制を適用することになっていた点が想起される。

(46)の「日向久湯評」は、日向国児湯郡に相当する。「久」（ク）と「児」（コ）の通用は、石神遺跡・平城宮跡から出土した難波津の歌を記す習書木簡からも確かめられる（『奈文研二〇〇三』、本誌第二三号）。本木簡は下端を二次的に切断する。表裏は同筆とみてよいが、内容的に関連するかどうかは不明。「牛」は牛皮であろう。日向国には牛・馬の官牧が多く存在した。『日本書紀』持統三年正月壬戌条には、筑紫大宰は隼人一七四人・布五〇常・鹿皮五〇枚とともに牛皮六枚を献上したとあり、平城宮東院の東南隅部では日向国から牛皮四枚を貢進した際の荷札木簡二点が出土している（『平城宮発掘調査出土木簡概報』六）。牛皮三〇枚が宮城四隅疫神祭で幣帛として利用された可能性を含めて、多くの検討を要する。なお「平群マ」姓は、児湯郡に平群郷が存在することと関係しよう。

(47)は「某月某日記」と書き出す。同様の書式は、七世紀の石神遺跡出土木簡に多数あり、埼玉稲荷山鉄剣銘をはじめとする金石文でも認めることができ（『奈文研二〇〇三』）、古い表現方法といえる。

(48)～(53)は荷札木簡であるが、全体に占める割合は比較的低い。(53)は「杖笞」の付札であるが、衛門府には物部が所属し、罪人の決罰にあたっていたことと関係するかもしれない。

(54)～(60)は習書木簡など。(54)は(53)と関連するか。(55)は「衛門府」という語句を繰り返し記し、遺跡の性格を暗示する。「叡負」（ユゲヒ）と記した削屑も出土している。(56)は難波津の歌の全文を記す。左辺が二次的に削られている。「フユコモリ」とあるべき箇所が「泊由己母利」と記されている。「フユ」を「ハル」と戯れて「泊

留」とした可能性も指摘されていたが、木簡をみるかぎり「由」を「留」と釈読するのは困難。「馬来田評」は後の上総国望陀郡。57の表面は『千字文』の冒頭部分を習書する。58・59は「九坎」「療病」「帰忌」「遠陣」など、暦注の語句を記し、具注暦普及の一端を示す。58は裏面は割りのままの仕上げの荒い材を用いており、呪術的な用途に使用された可能性もある。59の「主」字は「壬」「生」のようにもみえるが、「主寸」（スグリ）と判断した。60は前白木簡の習書。削屑のなかにも前白木簡が含まれている。

61～69は土坑SK五〇三出土。61は下端折れ。「府」を衛門府と結びつけてよいかどうかは検討を要する。62は左辺が原形をとどめるのみである。「養物」は仕丁・衛士などに出身地から送られてきた資養物。「干蒸」は干した鰯（ハタ。魚のヒレ）のことか。単位「古」は「籠」と同じである。63・64は細長い材に人名を列挙する。63は上端折れ。64は上端・下端ともに折れである。64の「宇治」の上は「・」となっており、合点もしくは単なる墨付きか。65は上端・下端を二次的に折っている。「阿麻」は人名の一部であろう。66は下端折れのアワビの荷札木簡。表面の墨痕は極めて薄く判読しがたいが、一文字目は「戊」の可能性がある。「戊戌」（文武二年〈六九八〉）となろう。「ツ良」は「連」（ツラ）でアワビの単位。67は下端折れの荷札。「円」は円座を意味するか。68は上端の両端がやや丸みを帯びた小型の木簡。69は細長い材に小さな文字で書かれた習書木簡。上端に焼痕があるが、削り面がはっきりしており、原形は保たれていると思われる。下端は折れ。

このようにSK五〇三出土の木簡には、SG五〇一に大量に含まれていた衛門府に関わる木簡は明瞭な形では確認できない。廃棄主体の違いを反映している可能性があるかも知れない。

70～76は中世堆積層の木簡。70は下端が折損し、左右辺は一部欠損する。上申の文書木簡であろう。71は上端折れ。門号と数字を記しており、72・73と同類と思われる。72は上端・下端ともに折れ、右辺は二次的整形を被っている。歴名簡であろう。73は上端折れ。門号氏族である佐伯氏に関するものである。74の「味八間王」は、『続日本紀』養老三年正月乙巳条に、正四位下で卒したことがみえる。別勅賜物の送り状であろうか。75は下端折れの荷札木簡。76は『論語』学而篇の一節である。

以上のように、主としてSG五〇一出土木簡から、大宝初年頃の左京七条一坊西南坪の近辺に衛門府が存在した可能性が高いことが読みとれる。木簡以外の遺物としても、SG五〇一から三点、中世堆積層から六点出土した的状木製品が注目される。不整な円形板の片側に墨で同心円を描いたもので、直径は一〇～一六cm前後、厚さは約一cm。矢が刺さった痕がある。いずれも割れており、完形品はない。衛門府の官人が武芸に励んでいた様子を彷彿とさせる。

前述のように、今回SG五〇一から出土した木簡には、左京七条

一坊東南坪で出土した木簡と類似するものが含まれている。同坊は四町占地の可能性が指摘されており、藤原宮期の官外官司の実態を探る上でも、同坊の本格的な調査を期待したい。

9　関係文献

奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇二』（二〇〇二年）

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一六、一七（二〇〇二年、二〇〇三年）

（市　大樹）

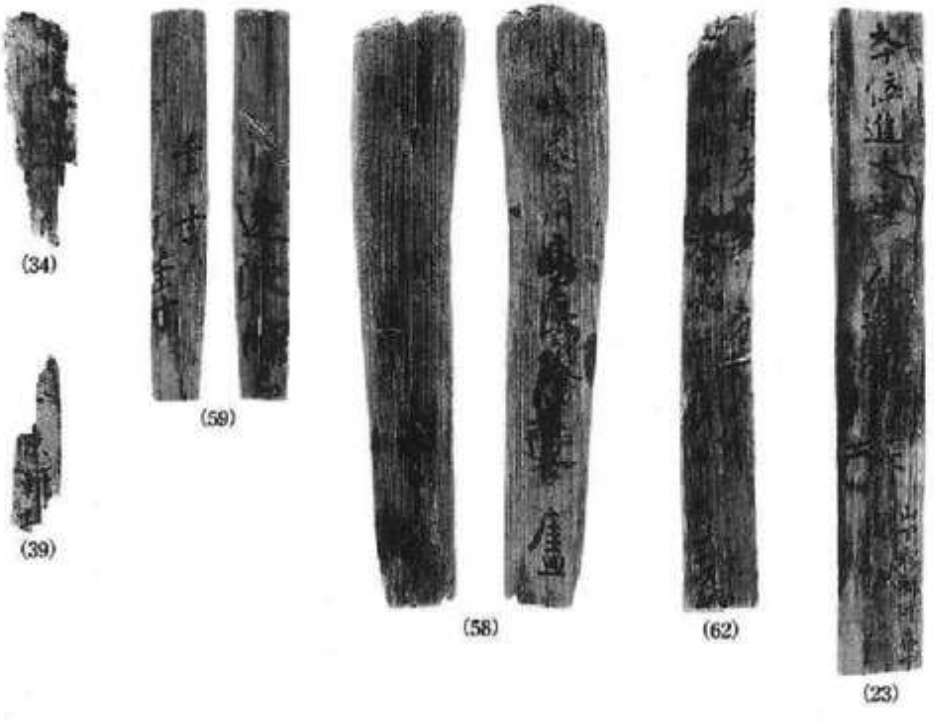

奈良・藤原京跡右京六条四坊・七条四坊

1 所在地　奈良県橿原市四分町

2 調査期間　一九九五年（平7）一一月～一九九六年三月

3 発掘機関　橿原市教育委員会

4 調査担当者　齊藤明彦・平岩欣太・萩原義彦

5 遺跡の種類　都城跡

6 遺跡の年代　弥生時代、七世紀末～八世紀初頭

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

この調査は、大型店舗建設に伴う事前調査である。調査地は藤原京跡右京六・七条四坊に相当し、古代の幹線道路である下ツ道の東側に隣接する地域であり、下ツ道と六条大路の交差点部分の検出が予想された。一九九二年に行なった右京五条四坊における下ツ道と五条条間路の交差点部分の発掘調査では、下ツ道東側溝などから多量の土器や祭祀遺物が出土した。このため、今回も下ツ道関係の重要な遺構・遺物の出土が予想された。

調査は、西側の第一トレンチ（面積二〇〇〇㎡）、東側の第二トレンチ（二〇〇〇㎡）、六条大路南側溝を追認するための第三トレンチ（約五〇㎡）の三カ所について実施した。主な検出遺構は、六条大路、下ツ道、西四坊坊間路、掘立柱建物八棟、井戸六基、弥生時代中期の方形周溝墓三基などである。

六条大路は北・南の両側溝を検出した。北側溝は幅約一・五m深さ〇・二m、南側溝は幅約四m深さ一・三m、道路幅は溝心々間距離で約二一m（路面幅約一六m）を測る。南側溝内の土層堆積状態は、下層部分で砂の堆積が著しく、かなりの水量が下ツ道東側溝に流れ込んでいたようである。

下ツ道東側溝は、幅約八～一二m深さ約〇・八mを測り、北へ向かって流れる。路面幅は調査区外の西へ続くため不明である。土層の堆積状態は砂と粘土層の互層で、六条大路南側溝と同様にかなりの水量があったようである。そのため西肩には数カ所で護岸が施されていた。また、六条大路と下ツ道とを接続する橋を検出した。橋脚として柱状の角材・丸材を南北方向に二列配置し、これを固定するために両側に杭を打ち込み、さらに二m前後の横材をその隙間に入れ補強し、橋脚内部の幅約一mの間には、流出を防ぐための拳大の石を敷き詰めていた。遺物としては、木簡二点、七世紀後半の土器、帯金具・金属製人形・鏡・刀子・釘・鉄鏃・銭貨（和同開珎、

隆平永宝、萬年通宝、貞観永宝、神功開宝）・耳環などの金属製品、斎串・人形・横櫛・漆器（盤）・曲物などの木製品、仏画を墨書した板（挿図参照）、夾紵片、砥石、獣骨、土馬があげられる。

第二トレンチの東側で西四坊坊間路の西側溝を検出した。幅約一・二m深さ約〇・五mを測る。この溝から木簡一点が出土した。

掘立柱建物は、ほとんどが二間×四間の東西・南北棟である。井戸は、藤原京期と平安時代の二時期に分かれる。藤原京期は四本柱と横板の組合せによるもので、平安時代のものは大・小の曲物を数段重ねたものと、縦板組みのものとが出土した。

8　木簡の釈文・内容

下ッ道東側溝

(1)　・「く謹上　請米伍升□

・「く古丸謹状く」　(151)×(37)×5　039

(2)　〔波多ヵ〕
・□□□

・□　□　(50)×(13)×2　081

西四坊坊間路西側溝

(3)　「く白米五升」　93×14×3　032

(1)は下端が折損し、左辺は割れている。切り込みは上端から約七cm下に浅く施されている。楷好なやや大ぶりの書体で書かれ、表裏で天地が逆になっている。書状形式の文書で使用される「謹上」「謹状」という語句が認められる。個人（某古丸）が差し出しとなって、米五升を請求した際の文書木簡であろう。(2)は上端・下端ともに二次的に切断した痕跡があり、廃棄処分に伴うものである可能性がある。右辺は原形を保つが、左辺は割損する。(3)は切り込みの左上が欠損するが、ほぼ完形の荷札木簡である。白米の荷札は「五斗」単位が一般的であるが、この木簡は「五升」とみて間違いない。出土地点は異なるが、米五升を請求した(1)との関連が注目される。(1)は請求文書であるが、米五升とともに差し出しに戻されたことは十分にありえよう。

9　関係文献

橿原市千塚資料館『かしはらの歴史をさぐる』四（一九九六年）

橿原市教育委員会「藤原京右京六・七条四坊の調査」（『平成八年奈良県市町村埋蔵文化財発掘調査報告会資料』、一九九七年）

（1～7・9　齊藤明彦、8　市　大樹（奈良文化財研究所））

（参考）仏画を墨書した板

(1)

(3)

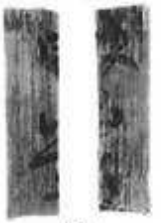

(2)

奈良・飛鳥京跡苑池遺構

1 所在地　奈良県高市郡明日香村岡小字ゴミ田・出水・林・井手ノ上・西フケ

2 調査期間　第二次調査　二〇〇〇年（平12）一一月～二〇〇一年四月
第三次調査　二〇〇一年五月～八月
第四次調査　二〇〇一年一一月～二〇〇二年二月

3 発掘機関　奈良県立橿原考古学研究所

4 調査担当者　卜部行弘・山田隆文

5 遺跡の種類　庭園跡

（吉野山）

6 遺跡の年代　飛鳥時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

飛鳥京跡苑池遺構は、飛鳥京跡に付随する庭園遺跡で、飛鳥川の右岸低位段丘面に立地する。飛鳥京跡上層遺構とは、内郭の北西に隣接する位置関係にあり、遺跡からは飛鳥川を挟んだ南西対岸の川原寺や橘寺を直接望むことができる。

一九九八年の第一次調査において、一九一六年に石造物が二点出土した場所を再発掘したところ、苑池であることが判明した。この調査では池の南岸付近を検出したが、苑池が北方に広がることが確実になったので、次年度以降、苑池の範囲と形態の確認を目的として、第二次（飛鳥京跡第一四三次）調査・第三次（飛鳥京跡第一四五次）調査・第四次（飛鳥京跡第一四七次）調査を引き続き実施した。以下、検出遺構の概要を一括して記すこととする。

苑池に関わる遺構には、南池SG九八〇一と北池SG〇〇〇一、その間の渡堤SX〇〇〇二、北池から派生する水路SD〇〇一三、および掘立柱列、石組溝などの周辺施設がある。

南池SG九八〇一は周囲に石積み護岸をめぐらせ、底に平らな石を敷き詰めている。護岸は渡堤が兼ねる北岸のほか、西岸の一部長さ三一m分を検出した。西岸は出入りのない直線であるが、南端は緩やかに東に曲がりこんで南岸に至る。石積みは現状で高さ八〇cm、四段が遺存する。敷石は一〇～三〇cm大で一重に敷かれ、勾配は全く付けられておらず水平である。ただし西岸際にのみ四m幅で上面にさらに一層の敷石が施されており、改修による造作と思われる。

池中では中島SX九八〇五、島状石積み、流水施設などを検出した。これらは南北にほぼ等間隔に配されている。中島SX九八〇五

の平面形は不整曲線からなり、東西両端は丸く収め、北辺と南辺に二カ所の半島状の張り出しを有する。東西長約三二m南北最小幅約四・五mで、東西軸は渡堤SX〇〇〇二とほぼ並行している。周囲は石積み護岸を備え、現状で三段、高さ一mが遺存する。

島状石積みは、敷石上に六m×一一mの範囲で、石敷きよりもやや大きめの石を高さ六〇cmに積み上げたもの。平面形は不整楕円形で、南辺と西辺の二カ所に小さな張り出しがあるが、明確に輪郭をなす石は置いていない。上面は比較的平らであるが、面を揃えて敷き詰めていない。

南岸付近では、一九一六年に石造物を抜き取った坑を検出し、その先端から一・五m離れた地点で新たに石造物一点を、抜取坑の東に接して別の石造物を一点検出した。前者は池底より樹立した状態で出土した。花崗岩の石塊を成形し、上部には横方向に孔を貫通させている。高さ一六五cm、裾部幅一二五cm、裾部厚さ七二cm、孔径九cm、重さ約二・五t。抜取坑の長軸と石造物の孔の方向が一致しており、池外の南側から水を石造物伝いに流し、最後に噴水のように水面に放水していたのであろう。後者は、平らな石塊の内側を槽状に刳り抜いたもので、水を溜める施設と考えられる。底面近くには水を抜くための孔が穿たれている。長さ約二七〇cm、幅約二〇〇cm、厚さ六〇cm、重さ約三・六t。石造物への導水経路については不明である。

南池SG九八〇一の範囲と形態についてはいまだ確定していない。しかしながら、東岸は自然地形の段丘崖を利用していた可能性が高く、そうした場合、平面形は南岸から東岸を段丘面の形状に合わせた不整四角形で、流水施設を南端に据えて扇形に開く形態であったと考えられる。その平面規模は、南北長約六〇m東西長約六五mに復元できる。

北池SG〇〇〇一は、南池と同じく周囲に石積み護岸をめぐらし、底に敷石を敷設している。ただし池底には傾斜がついて擂鉢状に窄まり、約二mの高低差がある。敷石は面的には敷き詰められておらず、上下の重なりがみられる。大小不揃いの上、相互の噛み合わせも不十分で安定感に乏しい。

北池の護岸は渡堤で兼ねる南岸のほか、西岸を二カ所で検出した。西岸は高さ約一m長さ約三三mの直線であるが、渡堤に取り付く部分では階段状になっているなど、構造に差異が認められる。

北池南端の渡堤護岸際では、盛土と縁石からなる犬走り状の平坦面を二面検出した。両者には時期差があり、築造当初のものを改修時に埋め立てている。

渡堤SX〇〇〇二の検出規模は幅五m長さ三一m。同幅・直線で続き、方位は西で約一八度北に振れる。南北両側に石積み護岸を備える。東端は未検出で、西端は北側護岸が直角に屈曲して北池の西岸を形成し、南側護岸は同じ位置で一四二度に屈曲してさらに西方

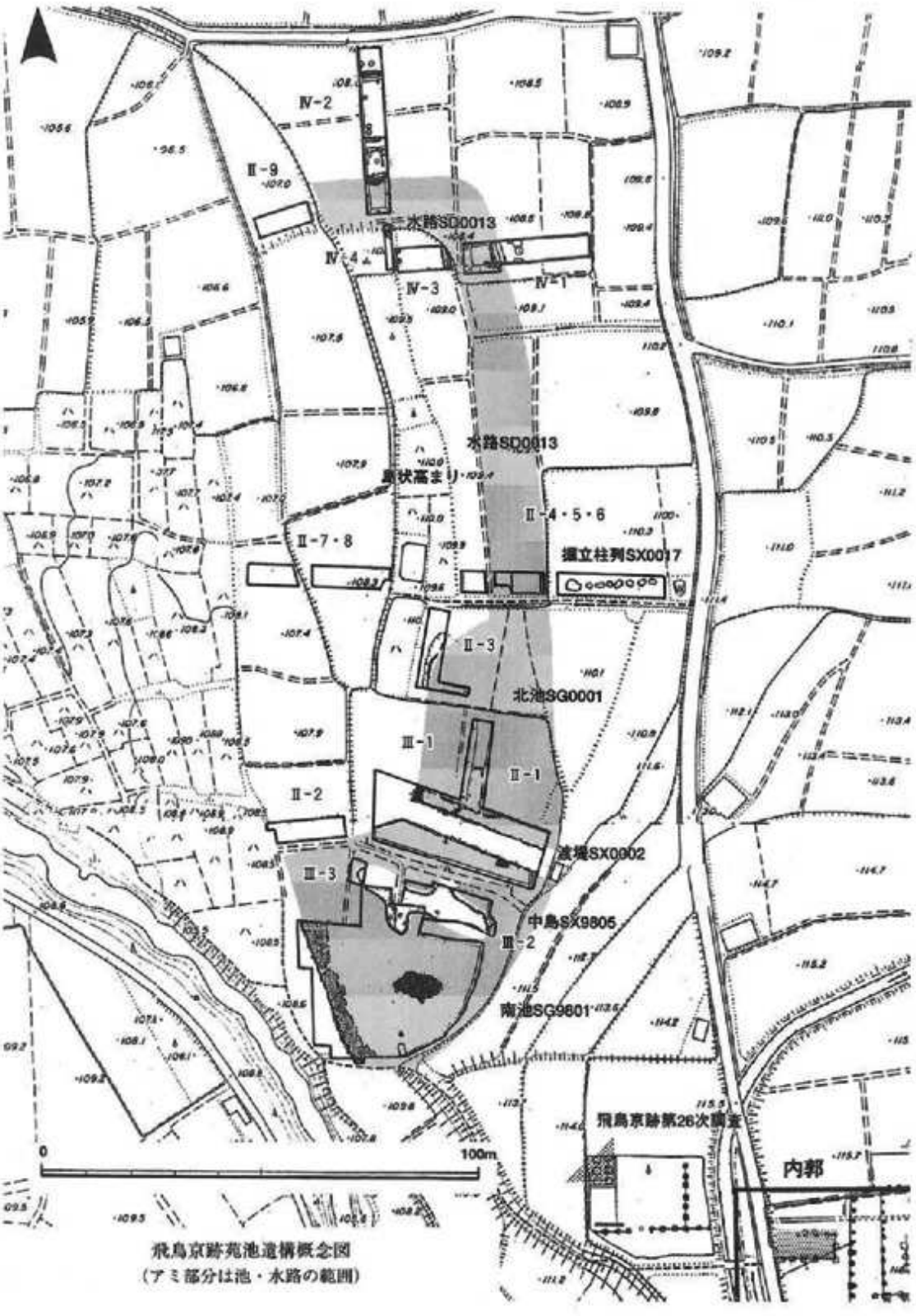

飛鳥京跡苑池遺構概念図
（アミ部分は池・水路の範囲）

へ直線で続く。護岸の石積みは南北で差異がみられ、北池側は用石が小振りで積み方も粗い。

渡堤SX〇〇〇二の基底には南池と北池の通水を図るための木樋が二本敷設されている。両者には時期差があり、築造当初のものが改修時に平坦面の造成で埋め立てられたため、新たに平坦面上に設置し直している。

水路SD〇〇一三は三カ所のトレンチで確認した。北池より北に派生し、南北に長い島状の高まりを取り巻いて西方（飛鳥川）に抜ける一連の遺構と想定している。基本的な構造は、ベース土を大きく凵形に掘削して両側に石積み護岸を備えたもので、底面は平らに掘削した地山のままで、石は敷かれていない。検出場所によって寸法・護岸の形状が異なる。水路幅は一〇～一二m、護岸の高さは〇・九～一・二m。改修によって新たに護岸を内側に敷設している部分もある。注目すべき点として、底面には勾配はつけられておらず、水平を保っていること、水路SD〇〇一三が取り巻く内側の護岸の高さが外側よりも高いことがあげられる。これらのことから北池から一連で滞水し、水路の内側にある高まりが築造当初のものであることがわかる。

水路内の堆積土は三カ所ともほぼ同じ状況にある。基本層序は厚薄があるものの、上から順に耕作土、暗褐色粘質土（中・近世）、有機質土（平安～鎌倉時代）、暗青灰色粘土（飛鳥時代）、となっている。

木簡は、南池SG九八〇一から一七点（第二次調査のⅡ―一トレンチから七点、第三次調査のⅢ―一トレンチから一〇点）、北池SG〇〇〇一から一点（第二次調査のⅡ―一トレンチ）、水路SD〇〇一三から一五四点（第二次調査のⅡ―五トレンチから六四点、第四次調査のⅣ―一トレンチから六四点、同Ⅳ―二トレンチから二五点、同Ⅳ―四トレンチから一点）、計一七二点出土した。

南池SG九八〇一の木簡はいずれも渡堤際からの出土で、南池の大半にあたる第一次調査地からは出土していない。出土層位は一点が敷石の直上に堆積した平安時代から鎌倉時代にかけての有機質層中、残りが敷石直上である。

北池SG〇〇〇一の木簡は、敷石と有機質土層の間に部分的に堆積している粗砂層から出土した。

水路SD〇〇一三の木簡は四カ所のトレンチから出土しているが、出土状況がほぼ同じであることから、木簡は水路内の全範囲にわたって包含されているとみられる。以下、水路内の主なトレンチの木簡の出土状況について述べる。

Ⅱ―五トレンチは水路SD〇〇一三の最も南よりの調査区である。出土位置を確認できた木簡は一四点で、いずれも暗青灰色粘土より出土している。平面分布は特に集中している箇所はなく散在的である。また垂直分布についても上層から最下層まで偏在することなく出土した。

Ⅳ―一トレンチはⅡ―五トレンチより八〇m北側に設定した。出土位置を確認できた木簡は一六点で、いずれも暗青灰色粘土より出土している。平面分布は、三点が護岸に五〇cmの距離で近接している他は、特に集中している箇所はなく、散在的である。垂直分布については、二点が一〇六・七m前後の最上層より出土した以外、残る一四点はすべて一〇六・一―一〇六・五mの間より出土しており、最上層の二点が流入・堆積した時期は他のものよりも下ると思われる。木簡個々については、水路方向と四五度以内の振れにあるものは一六点のうち七点で、流路方向に対する規則性は見出しがたい。また、木簡堆積時の接地勾配は、半数以上が二cm以内に収まる。

Ⅳ―二トレンチはⅣ―一トレンチから水路が直角に屈曲して西へ二五mのところに設定した。出土位置を確認できた木簡は一五点で、いずれも暗青灰色粘土から出土しており、最下層の青灰色砂礫混粘土に木簡が含まれるかについては未確認である。平面分布はトレンチ南東隅において木簡三点と木製品二点が南北に連なって集中する一群がある。これらの遺物は、層位的にも青灰色砂礫混粘土の上面に堆積しており、一括性が高い。この他は特に集中する箇所がなく、三m方眼による単位面積あたりの出土数もほぼ同じである。垂直分布は前述したトレンチ東南隅の一群以外は一〇六・一九―一〇六・五〇mの暗青灰色粘土の全範囲より出土しており、層位的な偏在は認められない。木簡個々については、水路方向と四五度以内の振れにあるものは、七点でⅣ―一トレンチと同様、流路方向とは無関係である。また、木簡堆積時の接地勾配は、最小〇・一cmから最大六・九cmまで幅があるが、半数以上が二cm以内に収まる。

これらの水路SD〇〇一三から出土した木簡は、分布が一カ所に集中することなく、埋立土とは見受けられない自然堆積層に包含されていたことからみて、直近の護岸より一時に投棄されたものでないことは明らかである。

8　木簡の釈文・内容

南池SG九八〇一（Ⅱ―一トレンチ）

(1)
□□　多支五十戸　伊久□
□□知五十戸
□□□
〔伊伎カ〕

（裏面には「大」「知々」など多くの習書あり）　173×47×3　065

(2)
「長□　(29)×25×10　015

南池SG九八〇一（Ⅲ―一トレンチ）

(3)
・大山下
・『□□〔太カ〕□□□』　(55)×(12)×2　061

(4) 佐留陀首□夫」 (122)×25×4 019

(5) 「□□〔俵カ〕 (47)×38×6 019

(6) □利□〔須カ〕 (40)×(13)×3 081

(7) ・□□□□□〔薬カ〕
・□□□□□ (133)×(12)×4 081

北池SG〇〇〇一（Ⅱ―一トレンチ）

(8) ・「 奉
・「□□□ (244)×25×5 019

水路SD〇〇一三（Ⅱ―五トレンチ）

(9) ・「大夫前恐万段頓首白 □真乎今日国〔僕カ〕」
・「下行故道間米无寵命坐整賜 」 293×31×6 011

(10) ・ □病齊下甚寒
・薬師等薬酒食教豉酒 (244)×42×4 081＊

(11) ・「丙寅年□□□□ 廿一日□□□□ 」
・「十八日子古鮑一列勅人奈□ 十九日寅古鮑三井上□□〔女カ〕」 162×35×5 011

(12) 「加ツ麻□十 波々支道花六 加庖四 □草二 知々□ □□三 五百木□四〔マカ〕」 (165)×(39)×5 081

(13) ・「都□加〔油カ〕 石□□ 」
・「史□□□二人 『□□□□』（刻書重書）」 162×23×4 011

(14) ・「く坂田評歌里人錦織
・「く主寸大分 (151)×18×3 033

(15) 「く□佐評椋椅マく」 102×34×4 031

(16) ・く□五十戸 」
・く秦…□□俵（表面剥離） (157)×19×3 033

(17) ・「く□□□□
・「く丈マ小山□□□□ (121)×23×4 039

(18) ・「く高屋郎女」
・「く蝮女□王」〔非カ〕 106×14×4 032

(19) 「く委佐俾三升く」 81×14×3 031＊

(20) 「く五石八斗」 123×21×4 032

(21) 「く 中衣□□」〔四カ〕 100×10×3 032

(22) 「く月」 51×13×3 032

(23) ・「く三（刻書）
・「く□（下カ）（刻書） (36)×(11)×3 039

(24) ・「于官 干□□〔官カ〕 波ツ□〔閇カ〕
・「 □□ □□□ (187)×31×3 019

(25) 日下マ真□人〔次カ〕
大伯マ□□〔多初カ〕 (161)×(35)×3 081

(26) 「山田肆二□〔東カ〕 (71)×(22)×4 081

(27) 百七束」 (126)×25×4 019

(28) 并十二」 (200)×18×5 019

(29) 「伯女」 35×12×4 021

(30) 「有□□
嶋官 □ (142)×60×7 065

(31) 宿祢三留末呂 (103)×(10)×4 081

(32) ・「□□□」
・「□之之之此□
□」 110×(21)×2 081

(33) 北一言知□□□ 091

水路SDOO一三（Ⅳ－一トレンチ）

(34) 「造酒司解伴造廿六人 (141)×19×5 019

(35) ・「□□三分亡肖三分□
・「□羅□□斤□□□〔松カ〕 (178)×28×2 019

(36) ・「十取 廿取 卅取 □
・「五□六七□十一十二□ (142)×25×3 019

(37) ・「猪名マ評宮
・「政人野廿〔甘〕マ　(61)×21×6　019

(38) ・「安怒評片県里人田辺　」
・「汙沙之『又宮守』『物マ己□二人知』」　151×25×4　011*

(39) ・「戊子年四月三野国加毛評」
・「度里石マ加奈見六斗　」　181×22×5　011

(40) 「井手五十戸刑マ赤井白米」　160×18×5　011

(41) ・「く□□評丹生
・「く□□マ　(83)×21×5　039

(42) ・「く丙□年六〔戌カ〕
・「く□□□　(76)×(24)×4　039

(43) ・「許刃主寸可□□〔布知カ〕」
・「　俵　」　114×26×5　051

(44) 「く生海松」　84×17×4　032

(45) 「く阿支奈勢□□」　112×30×4　032

(46) 「く佐□□王」　116×16×4　032

(47) ・「春春春春春春」（他に習書あり）
・「□□　」（他に習書あり）　222×27×5　011

(48) 〔座カ〕
□乎　下
徳徳天之下□
□□　(124)×(49)×(3)　081

(49) ・□登　天　□
□　人　□
・□□□委□
□□□□□　(166)×(13)×4　081

(50) ・「□高侍連千足三処□
・「□□□□国□□□　(176)×22×4　081

水路SDOO一三（Ⅳ―二トレンチ）

(51) ・「西州続命湯方麻黄□〔六カ〕
石膏二両（他に石・命・方の刻書あり）
・「当帰二両　杏人冊枚
乾薑三両『其　□水九□□〔升カ〕』　(215)×40×3　019*

(52) ・「戊寅年十二月尾張海評津嶋五十戸」
・「韓人マ田根春〔春〕赤米斗加支各田マ金」 234×35×6 011*

(53) ・「尾治国春マ評池田里 」
・「三家人マ□□米六斗入」 173×26×4 011

(54) ・「遠水海国長田評五十戸 」
・「□□□□□□□ツ□□□〔匹沼五十戸カ〕〔五斗カ〕」 180×22×4 051*

(55) 「く三野国安八麻評」 126×23×4 032

(56) ・「高志国利浪評 」
・「ツ非野五十戸速鳥」 114×(18)×6 051*

(57) ・「播磨国明伊川里五戸海直恵万呂」
・「俵一斛 行司春米玉丑 」 156×31×6 051*

(58) ・「く大伯郡土師里土師」
・「く寅米一石 」 111×28×3 032

(59) 「く山田評□□」 137×21×3 033

(60) 「く前軍布く」 81×21×6 031*

(61) ・「大裸費直伊多
・「大裸費直伊多 (138)×29×3 059

(1)は二次的加工を受けている。表は五十戸名を列記する。多支五十戸（タキノサト）は、『和名抄』では大和国宇陀郡、伊勢国多気郡、備中国賀夜郡、出雲国神門郡にみえる。

(9)は完形の文書木簡。「大夫の前に恐み万段頓首して白す。僕真乎、今日国に下り行く故、道の間の米なし。寵命に坐せ整え賜え」と読む。(10)は表に病気の症状を、裏に薬師らの指導内容を記す。(11)の丙寅年は天智五年（六六六）。(14)は近江国坂田郡にあたるが歌里は『和名抄』にみえない。(19)はワサビの付札。(30)は容器の底板などの材に記されたもの。嶋官（シマノツカサ）は他に例がない。七世紀特有の官司名であるが、「嶋」の名称から推して、苑池を管理するために設置されたものと考えられる。

(34)は「造酒司」「解」とあることから大宝令施行後の木簡と考えられ、藤原遷宮後の飛鳥の利用を考える上で重要な史料となる。伴造は酒部のことで、酒・酢の醸造や酌、献酒などを職掌とした。(35)の亡消・松羅はいずれも薬物の名称。(37)は伊勢国員弁郡美耶郷。(38)は伊勢国安濃郡片県郷。(39)の戊子年は持統二年（六八八）。『和名抄』の美濃国賀茂郡曰理郷にあたる。(40)は『和名抄』には伊勢国飯野郡、出羽国飽海郡、越前国足羽郡、加賀国石川郡に井手郷がみえ

る。62は丙戌年としてよければ朱鳥元年（六八六）。

51は西州続命湯の成分を記載したもの。西州続命湯は医学書を集成した『外台秘要方』（王燾著、七五二年成立）や同時代の医学書『千金要方』（孫思邈著、六五〇年代成立）にもみられる中風（卒中）の薬である。記載されている成分やその記載順序を比較すると、『千金要方』が最も近い。52の戊寅年は天武八年（六七八）。尾張海評は尾張国海部郡だが『和名抄』に津嶋五十戸はみえない。津嶋神社が所在する愛知県津島市付近であろう。赤米の貢進物付札。斗加支とは枡で、計量する際に均すための棒のことであるが、ここではその作業を指すと考えられる。53も尾張国の木簡で、尾張国春部郡池田郷にあたる。54は遠江国を「遠水海国」と表記する。『令集解』戸令戸籍条古記に、近江を「水海」と表記する例がある。石神遺跡出土木簡にも「近水海」の国名表記がみえる（『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』第三〇号木簡）。『和名抄』の遠江国長上郡蜷沼郷にあたる。55は美濃国安八郡。56は分割前の越国からの荷札木簡。越中国砺波郡にあたるがツ非野五十戸は不明。「速」は、筆順や縦画が下までのびていることなどから、「造」ではなく「速」とした。57は評（または郡）字が欠落しており、播磨国明石郡のこと。伊川里は『和名抄』にはみえないが、神戸市西区に地名が残る。裏の「行司」は担当者を示すのであろうか。58は備前国邑久郡土師郷。大宝令施行後の木簡である。60の「前」は木簡の形態や物品名から考えて隠岐国海部郡佐吉郷（平城宮木簡。藤原宮木簡では海評前里）のことか。61の二文字目は、筆跡は明瞭であるがよくわからない。姓のアタヒを「費直」と記す点が注目される。人物画像鏡銘文や元興寺塔露盤銘などの古い金石文や『百済本紀』（『日本書紀』欽明二年七月条所引）に費直の例がみられ、『続日本紀』神護景雲元年三月乙丑条にも庚午年籍作成時に誤って直を費と記載されたことがみえる。なお、表裏とも「費」「直」の中間あたる位置に穿孔がある。

木簡群の年代については、最も古いもので丙寅年（六六六年）、最も新しいものは大宝令施行後であり、三五年以上の幅がある。一度に投棄された状況にはないことから、右のように長い年月の間に少しずつ埋没していったものと考えられる。

苑池遺構から出土した木簡は、苑池の性格や利用状況をそのまま反映しているわけではないが、出土状況などからもわかるように、苑池を含む周辺一帯の性格を何らかの形で表わしているとみてよいだろう。苑池は内郭のすぐ北西に隣接しており、苑池自体も内郭の付属施設と考えられるので、木簡の廃棄主体としては内郭と密接に関わる役所、例えば大宝令制の宮内省のような官司が想定される。

木簡の内容を概観すると、おおよそ米・酒・醤・苑池に関するものに区分できる。米に関しては、米の貢進物付札、米の請求を行なった文書木簡などがそれであり、多量の米を管理する役所が存在したらしい。後の大炊寮的な性格がうかがわれるほか、多量の米を

消費する役所として造酒司も存在したと考えられる。尾張国からの赤米は酒の原料と考えられ、造酒司解の文書木簡や（備前国）大伯郡からの米の荷札がみられることから、藤原に遷宮した後もなおこの地で造酒作業などが続けられていたと推測できる。医療に関する木簡が多い点は、後の典薬寮のような役所からの廃棄が想定できる。

この木簡群を廃棄したのは内郭を支えた役所と考えられるが、右のように、大炊寮・典薬寮・造酒司・園池司など大宝令制の宮内省に付属する諸官司の職掌と一致するものが多い。七世紀の「宮内官」の具体的な組織は明らかでなく、大宝令制のように宮内省の下部組織として統合されていたかどうかも不明であるが、実態を知る上では重要な史料といえるだろう。個々の木簡に立ち入ってみれば、例えば米の荷札には短冊形が多いなど興味深い点も多数あるが、ここでは全体的な性格をまとめるにとどめておく。

なお、木簡の釈読は、京都教育大学の和田萃氏、奈良大学の東野治之氏と鶴見があたった。釈読作業の段階では多数の方々から貴重なご教示をいただいた。

9　関係文献

奈良県立橿原考古学研究所「飛鳥京跡発掘調査概報」（『奈良県遺跡調査概報二〇〇一年度』、二〇〇二年）

同『飛鳥京跡苑池遺構調査概報』（学生社、二〇〇二年）

（1～7・9　卜部行弘、8　鶴見泰寿）

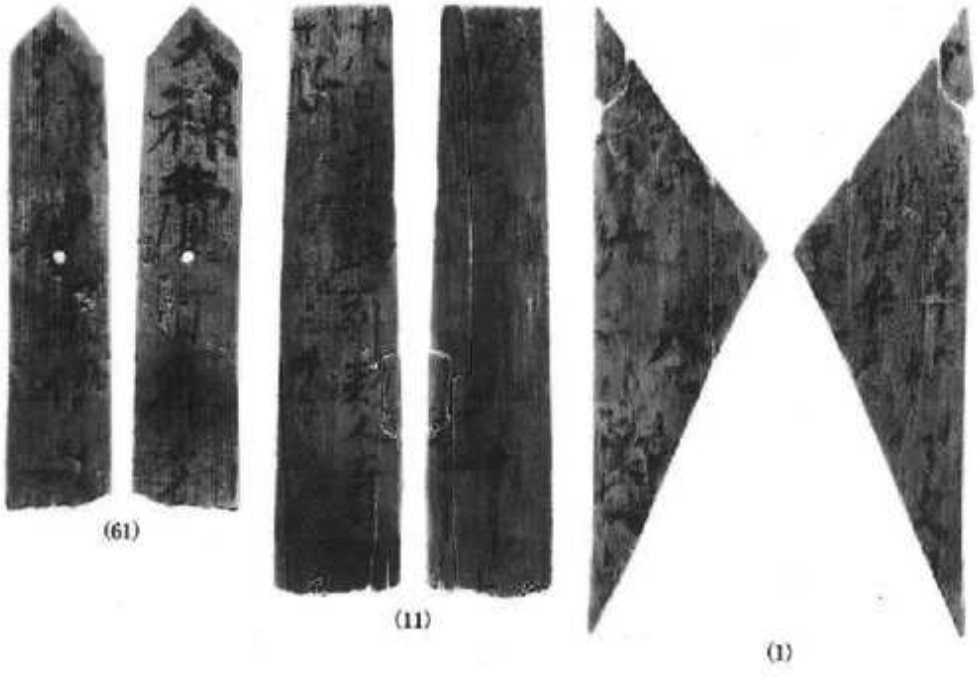

(61)　(11)　(1)

奈良・坂田寺跡（さかたでら）

1　所在地　奈良県高市郡明日香村祝戸
2　調査期間　二〇〇二年（平14）一〇月～一二月
3　発掘機関　明日香村教育委員会
4　調査担当者　相原嘉之
5　遺跡の種類　寺院跡
6　遺跡の年代　飛鳥時代～平安時代
7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

（吉野山）

坂田寺跡は、稲淵宮殿跡と飛鳥川を隔てた対岸（右岸）に位置する。創建年代については諸説があるが、鞍作氏の氏寺として七世紀前半に創建され、飛鳥寺と並ぶ最古級の古代寺院と考えられている。朱鳥元年（六八六）には官大寺とならんで天武天皇のために無遮大会が催されるなど、七世紀を通じて有力な寺院であった。七世紀の伽藍跡は未発見であるが、出土土器や瓦からその存在は確実視されている。

一九七二年以降奈良国立文化財研究所・明日香村教育委員会によって実施された発掘調査によって、八世紀の伽藍配置が判明している。伽藍は飛鳥川に向かう傾斜地を雛壇状に造成した平坦面に立地する。一辺六〇m四方を回廊で囲み、その東辺に金堂が取り付く。回廊の内側にも基壇建物が建ち、中門は北面回廊に開く。回廊の北側には井戸や石組溝があり、木簡や墨書土器が出土している（第一・二次調査。193頁参照）。この伽藍は一〇世紀後半に倒壊、埋没した。

今回の調査地は寺域の北辺近くにあたり、第一・二次調査地に隣接する場所である。調査の結果、奈良時代の伽藍造成土上面で、掘立柱建物・塀・石組溝・素掘り溝などの遺構を検出した。建物や石組溝は伽藍方位と一致しており、一連の造営であったことがわかる。また、造成途上に掘られた溝一条を検出した。この溝は伽藍造成完了時点には既に埋まっており、造成工事に伴って一時的に機能した溝とみられる。埋土には炭が大量に入っており、伽藍の造営中に炭化物の投棄が行なわれていたことが判明した。

出土遺物には、奈良時代から平安時代の瓦、和同開珎一点や、仏具と考えられる球形中空の銅製品などがある。墨書土器が造成土直上から四点（全て八世紀前半）出土しており、椀・皿の底部に「金」「知」「知識」「知識奏」と記される。

木簡は伽藍造成中に掘られた溝よりも古い堆積土から一点出土し

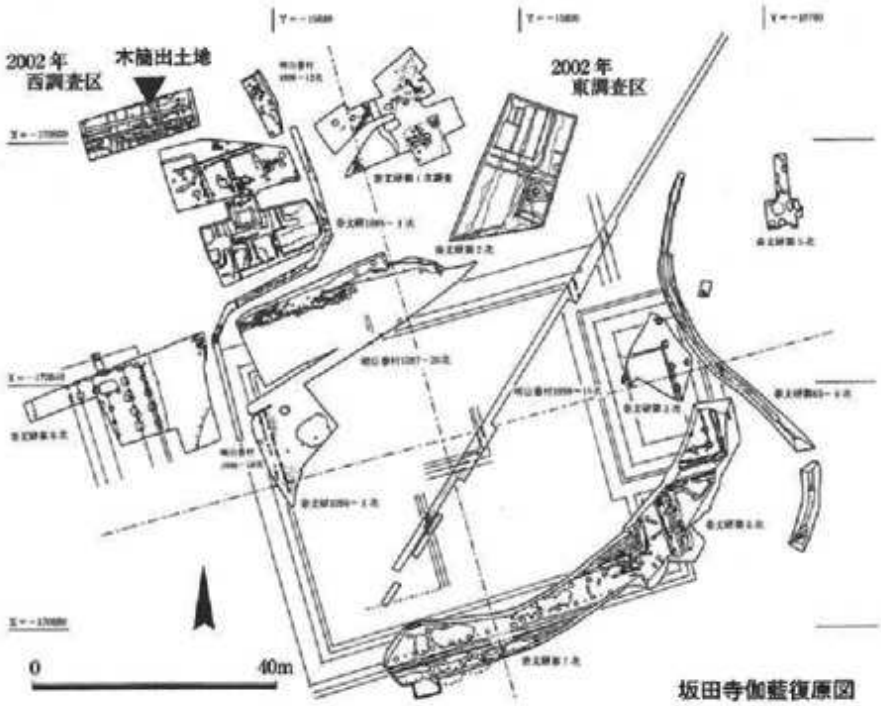

坂田寺伽藍復原図

た。この堆積土が造営直前の土層であるのか、造成土であるのかは今後の検討が必要である。

今回、及び第一・二次調査の成果から、この付近には厨に相当する施設があったと推測できる。

8　木簡の釈文・内容

(1)　「醤五升　不乃理五升　□　(165)×23×6　019

上端は方形、左右側面も原形をとどめる。下端は折損。食料品とその数量を一定の間隔をおいて記す。「不乃理」は海藻のフノリで、平城宮・京跡出土木簡には「布乃理」「布乃利」と記す例がある。正倉院文書では「不乃利」「布乃理」などと記され、計量単位は重量（斤両）と体積（斗升）の両方の例がある。小振りの楷好な筆跡で、調整も丁寧であることから、帳簿などではなく食料品請求文書の類とみられる。裏面は平滑に削って仕上げているが文字は確認できない。

9　関係文献

明日香村教育委員会『明日香村遺跡調査概報　平成一四年度』
（二〇〇四年刊行予定）

（1・7・9相原嘉之、8竹内　亮（奈良文化財研究所））

奈良市教育委員会

『平城京跡出土墨書土器資料』Ⅰの刊行

平城京跡の発掘調査は、現在、奈良文化財研究所・奈良県立橿原考古学研究所・奈良市教育委員会・大和郡山市教育委員会で分担して実施している。本書は、奈良市教育委員会が担当した奈良市域の平城京跡の発掘調査で出土した古代の墨書土器の資料集である。一九七九年度から一九九九年度までの二一年間の調査を対象とし、平城京跡八五三点、東市跡推定地一〇九点、大安寺旧境内一三五点、元興寺旧境内八点、菅原寺旧境内一点、総計一一〇六点のデータの概要を収録し、主要なものの実測図と写真を掲載する。

平城宮跡の墨書土器については、奈良文化財研究所から継続的な刊行が行なわれているが、平城京跡の墨書土器の集成はこれが初めてである。これまでは個々の報告書でしか見られなかった資料を多数の未報告資料とともに一覧できて便利であり、宮内とは異なる都城の墨書土器の様相を概観できる貴重な資料集となっている。平城京跡の調査成果の基礎資料集として、今回の刊行の意義は大きい。

第一分冊A四版五二頁、二〇〇二年三月刊

第二分冊A四版本文一二頁・図版八頁・写真図版八頁　二〇〇二年一一月刊　（非売品）

大阪・中野（なかの）遺跡

1　所在地　大阪府四條畷市中野本町
2　調査期間　一九九一年（平3）一一月～一九九二年一月
3　発掘機関　四條畷市教育委員会
4　調査担当者　村上　始
5　遺跡の種類　集落跡
6　遺跡の年代　古墳時代～室町時代
7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

（大阪東北部）

中野遺跡は、生駒山系から西へ派生する段丘の西端から平野部にかけて所在し、東西八〇〇m南北五〇〇mの範囲が古墳時代中期から室町時代までの集落跡として周知されている。今回の調査は、四條畷市役所東別館新築工事に伴うもので、調査面積は七四八㎡である。検出した遺構は、掘立柱建物・土坑・溝・井戸二基などである。木簡は、そのうち一基の井戸内に設置され

ていた曲物である。

井戸の掘形は直径約三・三mの円形である。井戸枠の形態は、一辺約一mの正方形になるように、残存長約一・三m幅約一五cm厚さ約〇・五cmの板材数十枚を縦方向に立て、それらの押さえとして角材を支柱や横桟木として三段以上組んだ方形縦板型である。井戸底の中心には曲物が一段設置されており、その曲物に墨書が施されていた。

井戸内からは、土師器皿・瓦器椀・青白磁合子蓋・砥石・須恵器練り鉢などが出土した。いずれも一二世紀末頃から一三世紀前半頃のものと考えられる。井戸以外の遺構からの出土遺物としては、緑釉陶器・黒色土器などの土器類の他、溝から出土した銅製巡方、長年大宝・明道元宝などがある。

8　木簡の釈文・内容

(1)　「如月廿日
　　應保二年」　　径505×高230×厚5　061

檜材の曲物で、墨書は側板の外面に書かれている。下端部に直径二mmの円孔が等間隔に開けられていることから、蒸し器などを転用したものと考えられる。応保二年は一一六二年にあたり、遺物の年代から考えて、井戸枠に転用される前の墨書であろう。

なお、釈読及び赤外線写真撮影にあたっては、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏、中村一郎氏のご協力を得た。

（村上　始）

（部分）

愛知・貞養院（ていよういん）遺跡

1　所在地　愛知県名古屋市西区幅下一丁目
2　調査期間　二〇〇一年（平13）一月～三月
3　発掘機関　名古屋市教育委員会・名古屋市見晴台考古資料館
4　調査担当者　水野裕之
5　遺跡の種類　近世城下町跡
6　遺跡の年代　江戸時代
7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

貞養院遺跡は、台地上の名古屋城三之丸の西側にあたり、堀川を挟んだ沖積低地に立地している。名古屋城下町遺構が主体の遺跡で、当時は武家地と町地となっていたところである。遺跡のすぐ南側には、寛文三年（一六六三）尾張藩主二代光友のときに計画され、江戸時代の上水道であった「巾下水道」の遺構が検出された幅下遺跡が隣接している。

（名古屋北部）

今回の調査区は、城下絵図や明治時代の地籍図などから、名古屋城下町の町人地にあたる地点と推定できる。発掘調査の結果、屋敷地境と思われる石垣、建物基礎の木杭や廃棄土坑などのほか、埋設された竹樋と継手による水道遺構も検出された。多数検出された廃棄土坑からは、一七世紀から一九世紀の陶磁器類とともに、下駄・漆器椀、箸、羽子板などの木製品も遺存し、これまで検出例の少なかった名古屋城下町の町人の暮らしを知るうえで、貴重な生活用具の考古資料となっている。

木簡は計七点出土した。いずれも廃棄土坑の遺物である。(1)は一七世紀末から一八世紀の土坑SK一（東西三・六m南北二・〇m前後）から、(2)は一七世紀後半の土坑SK四五（長径一・四m短径一・三mの楕円形）から、(3)～(5)は一七世紀末から一八世紀初頭の土坑SK二一（東西一・八四m南北一・一mの不整長円形）から、(6)(7)は一七世紀後半から一八世紀後半頃の土坑SK二九（東西一・五二m南北一・九四mの楕円形）からそれぞれ出土した。いずれもそれぞれの時期の多量の陶磁器や木製品・木片が共伴している。

8　木簡の釈文・内容

SK一

(1)　「納豆」　(26)72×厚4　061

SK四五

(2)　「○□〔寄カ〕□　□」　(148)×29×4　019

SK二一

(3)　・「酉ノ□
○六月廿日代壱ツ七分
□」
・「酉　友□
○六月□□銭　六兵衛
□」　(120)×32×4　019

(4)　・□〔人様カ〕□
□□□」
・□□町
□□」　(67)×(21)×3　081

(5)　「○〔郷カ〕□□」　(107)×29×5　019

SK二九

(6)　・いせ
□」
・〔御下可申カ〕
岡田彦□□□」　(107)×42×6　019

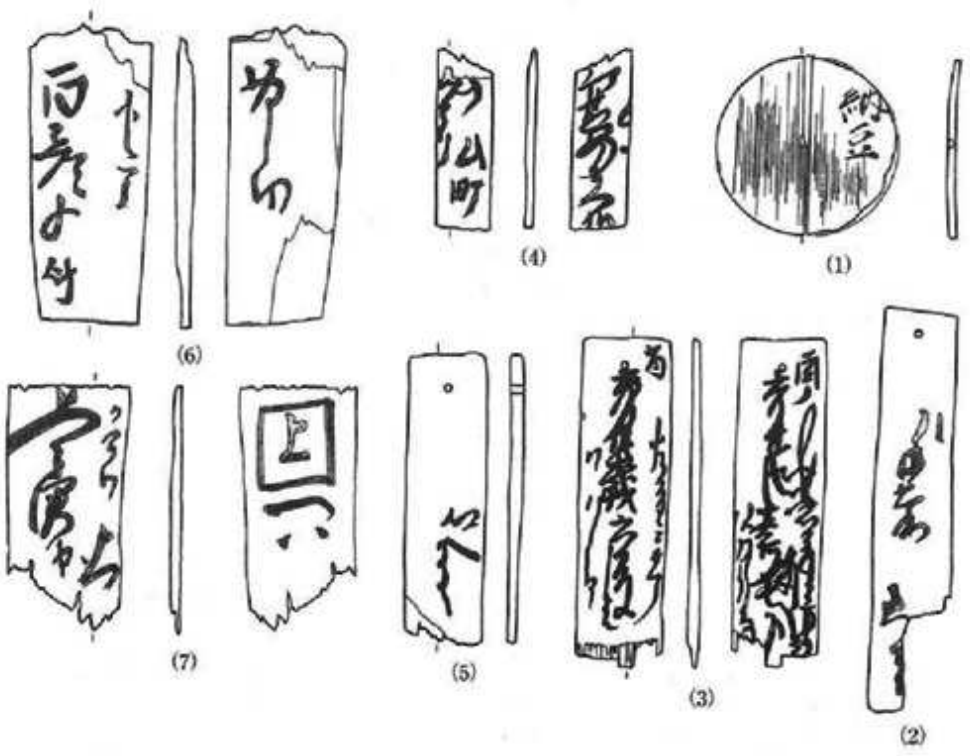

(7)

・「上□□」

・「□□□〔ゟ買カ〕〔求カ〕□□□
上々買□□」

(90)×43×4　019

(1)のほかは、付札と思われるが、調査地点が町人の屋敷地であったこと以外、木簡の内容の詳細は現在のところ不明である。(3)は、表裏とも一行目下部は人名、最終行は日付であろう。

なお、釈読にあたっては、名古屋市博物館の岡村弘子氏・山本祐子氏・鳥居和之氏からご教示をいただいた。

9　関係文献

名古屋市教育委員会『貞養院遺跡』(二〇〇一年)

(水野裕之)

愛知・上橋下（かみはしか）遺跡

1　所在地　愛知県安城市古井町上橋下

2　調査期間　二〇〇一年（平13）一〇月～二〇〇二年三月

3　発掘機関　愛知県埋蔵文化財センター

4　調査担当者　竹内　睦・鈴木　裕・池本正明

5　遺跡の種類　遺物散布地

6　遺跡の年代　弥生時代～江戸時代

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

上橋下遺跡は、矢作川によって形成された沖積低地の微高地上に位置する。河川改修工事に伴い、四二〇〇㎡を調査した。その結果、弥生時代、鎌倉・室町時代の遺構が検出され、前者としては方形周溝墓一〇基により構成される墓域が、後者としては湿地状の自然地形を利用した祭祀遺構が確認されている。祭祀遺構の出土遺物には、犠牲獣と考えられるウマの頭骨一点や銭貨二点の他、多数のほぼ完形の灰釉系陶器があり、この中には墨書土器も二〇点程度含まれている。

（岡　崎）

木簡は溝状を呈する不整形な落ち込み（SX〇一）から一点出土した。遺構の時期は江戸時代前期に属するが性格は不明で、周辺には同時期の遺構も確認されていない。

8　木簡の釈文・内容

(1)　・「十六」

・「□」

68×49×4　011

表

やや平行四辺形を呈するが、二次的な整形ではなく原形を留めている。文字は右上から左下に斜めに記されている。裏面にも数行分の墨痕が確認できるが、不鮮明で釈読できない。

9　関係文献

池本正明「上橋下遺跡」（愛知県埋蔵文化財センター『年報』平成一三年度、二〇〇〇年）

（池本正明）

静岡・箱根田（はこねだ）遺跡

1　所在地　静岡県三島市安久
2　調査期間　一九九九年（平11）一二月～二〇〇〇年五月
3　発掘機関　三島市教育委員会
4　調査担当者　寺田光一郎
5　遺跡の種類　官衙（津）跡か
6　遺跡の年代　八世紀後半～一〇世紀
7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

箱根田遺跡は、伊豆半島北部に所在し、東側に箱根山、北側に富士山を望む田方平野の中央部に位置する。遺跡は、駿河湾に注ぐ狩野川の支流である大場川の右岸に所在し、二九〇〇〇㎡の範囲に広がる。調査地点の東側は同河川の溢流堆積物が形成した微高地で、北から西側には条里水田が展開している。

今回の調査は店舗建設に伴うもので、三八八一㎡を

（沼　津）

調査した。その結果、自然流路とこれに伴う厖大な量の出土遺物、官衙的な掘立柱建物群が検出された。

自然流路は確認された範囲で長さ七五m幅一〇～一三m深さ約五〇㎝の規模を有し、条里方向とは異なってほぼ南北に流下しており、大場川に連絡する運河として機能した可能性が高い。掘立柱建物群は、調査区の北側に限定的に配置されており、調査範囲内で側柱式四棟、総柱式二棟がある。建物の規模はそれほど大きくないが、溝もしくは板塀による区画内に整然と配置されており、流路から畿内系土器、緑釉陶器、円面硯、律令祭祀遺物など官衙関連遺物が出土していることから、この掘立柱建物は官衙の倉庫群で、伊豆国府、もしくは田方郡家に関連する津の一部と考えられる。

木簡は流路内から二点（(1)(2)）、包含層から一点（(3)）、計三点出土した。この他、人面墨書土器一二点、墨書土器一三点、刻書土器二八点が出土しており、墨書土器には「本」「東」「子東」「衣□」「一」「二万」「可」「若」「奉」「久太良」「刀自女□代」「新刀自女身代」があり、刻書土器には「金」「全」「人」「因」「大」などがある。

8　木簡の釈文・内容

自然流路

(1)　「□□委文□□代」〔マカ〕　149×31×6　051

(2)　「八□秦人□□秦人真□万呂」　181×20×2　051

包含層

(3)　「又又六月廿日　六月
　　七月廿日廿日
□　□□
　　□　〔薮カ〕
□　　吾
□□　　□　(226)×147×16　061

(1)は完形。表面は刃物による調整。裏面は無調整。厚さは均一でなく、中央部がやや厚くなっており、上部断面はカマボコ形を呈している。冒頭部に墨が確認できるものの、判読しがたい。但し、文字の大きさから一～二文字分であると思われる。はっきりと確認できる文字は「委文」（しどり）「代」で、その間に墨の薄い二文字があるが、この部分には人名が記されていたと考えられる。なお、当遺跡周辺に「委文」のウジ名が分布していた実例としては、正倉院の調庸布墨書銘の中に、

（八四）伊豆国田方郡依馬郷委文連大川調緋狭絁壱匹（以下略）

（八六）伊豆国那賀郡那珂郷戸主生部直安万呂委文部益人調堅魚代商布壱段（以下略）

などがある（番号は松嶋順正編『正倉院宝物銘文集成』吉川弘文館（一九七八年）による）。形状からみて荷札の可能性が考えられるが、当遺

跡からはほぼ同じ形状をもつ木製品（斎串か）が多量に出土している点から、木簡の性格については断定しがたい。

(2)は完形。裏面無調整。厚さは均一でなく、左側が薄い。二文字目は「マ」のように見えるが、その記載内容は明らかでない。可能性として、「八マ」の「マ」を「郷」の草書体と考え、伊豆国田方郡八邦郷の郷名を初めの一文字で簡略に示したものと考えられることを指摘しておきたい。中央部は墨が薄く、判読できないが、二名の人名が続くとみて間違いなかろう。木簡の形状および人名が記されている点で、(1)と同じ性格の木簡と思われる。また、冒頭に二文字程の記載がある点でも類似している。

(3)は上端及び両側面は原状をとどめているが、下端は折れている。冒頭に日付が数回繰り返されるほかは、墨痕が確認できる程度で、判読は困難である。日付の記載から、箱の蓋を帳簿に転用したものかとも思われるが、品目・数量・人名などの記載がみえないこと、「廿日」が連続して記載されていることなどから、単なる習書の可能性もある。

なお、木簡の釈読と解釈は国立歴史民俗博物館の平川南氏による。

（鈴木敏中）

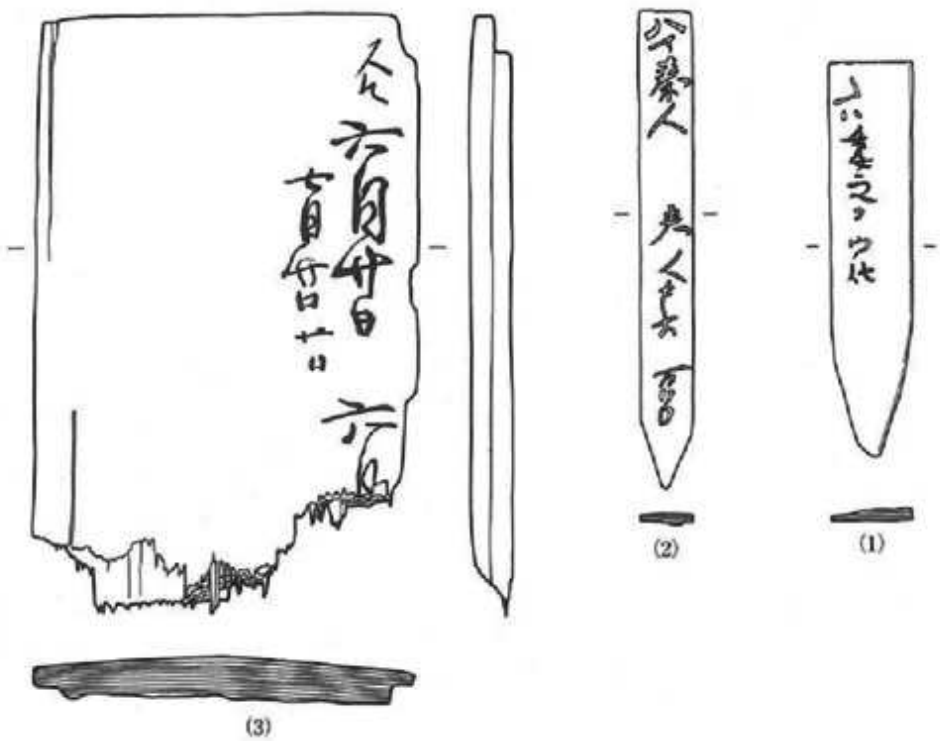

9　関係文献

三島市教育委員会『箱根田遺跡―店舗建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』（二〇〇三年）

神奈川・五合桝遺跡（仏法寺跡）

1 所在地　神奈川県鎌倉市極楽寺一丁目
2 調査期間　二〇〇二年（平14）六月～一〇月
3 発掘機関　鎌倉市教育委員会
4 調査担当者　福田　誠・原　廣志
5 遺跡の種類　城跡（寺院跡）
6 遺跡の年代　鎌倉時代～室町時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回の発掘調査は、鎌倉七口（七切通し）の一つである極楽寺坂周辺の国指定史跡の申請に向けた資料を得るためのもので、A～D地区に分けて行なった。以下、それぞれの概要を述べる。

（横須賀）

A地区　五合桝と呼ばれる地点で海抜約七二m、眼下に極楽寺坂にある成就院を見下ろし、遠方には鎌倉大仏を望むことができる地点である。多くの塚が存在する。鎌倉攻めの激戦地であったと考えられ、元弘三年（一三三三）以降、墓地あるいは供養所となったものか。

B地区　五合桝の上、海抜約七五～八〇m、霊山山頂の北側の雛壇状の地形をなす場所である。この雛壇で多数の石塔類と常滑壺、かわらけ、火葬骨が出土した。周囲に石塔が散乱し塚が存在するとみられる。この場所もまた、A地区と同様に墓地あるいは供養所と考えられよう。

C地区　霊山山頂南側の海抜約八〇m、南北約二〇m東西約一五m程の平坦地である。塚は一昨年調査され、多くの石塔、遺物が出土している。この塚の脇の平坦地は後世整地されたため、遺構・遺物は検出していない。

D地区　霊山から南に向かう尾根の東側中腹で、海抜約六〇m、江戸時代初期の「極楽寺境内絵図」に描かれている仏法寺跡と考えられる南北約七〇m東西約二五mの平坦地である。この平坦地では、礎石の間隔が三mの礎石建物、掘立柱建物・柵列・雨落溝・池跡が確認された。池跡からは薄い板に写経した多量の柿経、火葬骨、かわらけ、茶臼が出土した。

池の大きさはおよそ東西六m南北八m、東辺と北辺が比較的直線で角が隅丸に近く、南辺と西辺は調査区外にはみ出しているがハート形の様な平面形と推察される。水際の海抜は五九・七四mで池中約一mまでは洲浜のように徐々に深くなるが、池の中央部は垂直に

岩盤が掘り込まれ、底部の海抜は五七・七一m、水深は二m程である。池というより水溜といった感がある。柿経はこの岩盤を穿った池跡の、池底と堆積土中層の二地点から出土した。池底のものは共伴したかわらけから一三世紀後半、中層のものは同じく五輪塔から一四世紀後半から一五世紀前半の年代と推察されている。

仏法寺（霊山寺）は数多くあった極楽寺の子院の一つで、忍性が極楽寺に入山した文永四年（一二六七）以降、極楽寺の寺容が整えられていく中で建立されていったものと考えられている。「極楽寺境内絵図」の仏法寺には礎石建物や池が描かれており、この場所が仏法寺跡であることは間違いないと思われる。由比ヶ浜から材木座・和賀江島を一望できる境内は、忍性の浜の利権を彷彿とさせるに余りある眺望である。仏法寺境内の池（請雨池）には日蓮と忍性の雨乞い祈祷の伝承がある。また、この場所は元弘三年の鎌倉攻めのときに極楽寺切通しとともに守りの要となり、境内で激戦が行なわれた。明暦三年（一六五七）に焼亡した極楽寺に、仏法寺の建物を移したと伝えられている。

8　木簡の釈文・内容

(1)　「所行安穏快善我従今日不復自随心行不」　○11

(2)　「生邪見憍慢瞋恚諸悪之心説是語已礼仏」　○11

(3)　「而出仏告大衆於意云何妙荘厳王豈異人」　○11

(4)　「乎今華徳菩薩是其浄徳夫人今仏前光照」　○11

(5)　「荘厳相菩薩是哀愍妙荘厳王及諸眷属故」　○11

(6)　「於彼中生其二子者今薬王菩薩薬上菩薩」　○11

(7)　「是是薬王薬上菩薩成就如此諸大功徳已」　○11

(8)　「於無量百千万億諸仏所殖衆徳本成就不」　○11

(9)　「可思議諸善功徳若有人識是二菩薩名字」　○11

(10)　「者一切世間諸天人民亦応礼拝仏説是妙」　○11

(11)　「荘厳王本事品時八万四千人遠塵離垢於」　○11

(12)　「諸法中得法眼浄」　○11

(13)　「妙法蓮華経普賢菩薩勧発品第二十八」　○11

(14)　「爾時普賢菩薩以自在神通力威徳名聞与」　○11

(15)　「大菩薩無量無辺不可称数従東方来所経」　○11

柿経は約一〇〇〇点出土した。上部を主頭状にしたもので、樹種

(1)　(2)　(3)　(4)　(5)　(6)　(7)　(8)

はヒノキとサワラである。法華経が連続して書かれており、ここでは一五点重なった状態で中層から出土したものを例示的に紹介する。これらは二一五㎜幅一三㎜厚さ〇・五㎜程度で、同じ材から削り出された同一規格の材を利用している。法華経の妙荘厳王本事品第二七の九二行(11)から一〇三行(12)、普賢菩薩勧発品第二八の一行(13)から三行(15)までを連続した一五点に一行一七文字を基本に書写している。

(9)　(10)　(11)　(12)　(13)　(14)　(15)

9　関係文献

鎌倉市教育委員会『五合桝遺跡（仏法寺跡）発掘調査報告書』（二〇〇三年）

（福田　誠）

木簡学会二〇周年記念図録『日本古代木簡集成』の刊行

木簡学会では、会創立二〇周年を記念して木簡図録『日本古代木簡集成』を刊行した。これは、先に一〇周年を記念して刊行した『日本古代木簡選』（一九九〇年一一月、岩波書店刊）の続編にあたるもので、これ以後一九九九年度までに全国で出土した古代の木簡を中心に、各発掘調査担当機関のご協力を得て、のべ一〇七の遺跡の木簡計五一〇点を鮮明な図版として紹介する。

この間、長屋王家木簡・二条大路木簡の発見など、木簡の出土点数は飛躍的に増大した。それとともに、木簡出土の量と質の地方へのひろがりにはまことに目を見張るものがある。今回はこうした状況を受けて内容別の編集方針をとり、図版、釈文、解説の三本立てとした。また、木簡出土遺跡・遺構解説を付し、検索の便を図った。解説の執筆は、佐藤宗諄・寺崎保広・山中章・吉川真司・増渕徹・山口英男・渡辺晃宏・舘野和己・鈴木景二・佐藤信・本郷真紹・和田萃・東野治之・古尾谷知浩の各氏（執筆順）の分担による。また、印刷は岡村印刷工業株式会社が行なった。

B四版　巻頭カラー図版二プレート、モノクロ図版一二四プレート、解説ほか一四二頁　(財)東京大学出版会、二〇〇三年五月刊　定価二〇〇〇〇円（税別）

千葉・大慈恩寺遺跡

1　所在地　千葉県香取郡大栄町吉岡

2　調査期間　一九九一年（平3）一一月～一九九二年一月・七月～八月

3　発掘機関　㈶香取郡市文化財センター

4　調査担当者　黒沢哲郎

5　遺跡の種類　寺院跡

6　遺跡の年代　中世～近世

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

大慈恩寺は、利根川支流の大須賀川上流域にあり、南に開く標高二二m～二五mの狭隘な谷地に位置する。現在も成田山新勝寺の末寺として存続する古刹であり、室町時代初期に全国に置かれた安国寺利生塔の設置寺として知られている。叡尊の弟子である真源の名の刻まれた延慶三年（一三一〇）銘の梵鐘が残されていることや、寺の所蔵する古文書などから、鎌倉時代末の創建と考えられている。鎌倉時代から室町時代にかけて、横浜市の金沢称名寺を軸に展開した東関東地方の律宗系寺院の一つである。

今回の発掘調査は、寺域内に複数のトレンチを設定して行なった一連の確認調査で、二年次にわたって実施した。調査の結果、室町時代の複数の火災跡や、堂基壇の一部などが確認された。出土遺物の主要なものは、酒会壺などの優品の青磁を含む貿易陶磁器、瀬戸、常滑などの国産陶磁器、鍋、火鉢などの瓦質土器やかわらけなど中世・近世の焼物類、銅製鍋や瓔珞などの金属製品、硯、砥石などの石製品である。他に五輪塔や宝篋印塔の部品、種子（梵字・キリーク）の刻まれた板碑がある。

木簡は、本堂の西側際に南北方向に設定したトレンチの地表下約一m、攪乱を含む黒色腐植土中から出土した。共伴遺物はなく年代は特定できない。しかし、調査結果から、本堂付近は中世から近世にかけてかなり盛土されていることが判明しており、出土レベルから判断すれば、中世末以降に属する可能性が高い。

8　木簡の釈文・内容

(1)　「□□　（バンウンタラーク　キリーク　アクオンボクケンアボギャベイ　ルシャナマカボダラ）」

(148)×(56)×(5)　081

樹皮を残した杉材の片側を削り、梵字を墨書する。上部は二段に削りを入れて頭部を尖らせている。下部は欠損する。内容は、金剛界五仏を表す種子、三摩呪・光明真言で、供養塔婆の一種と考えている。

9 関係文献

大栄町教育委員会『大慈恩寺遺跡』（一九九三年）
斎木勝「県内出土の木製塔婆」（財）千葉県文化財センター『研究連絡誌』六二 二〇〇二年）

（黒沢哲郎）

茨城・羽黒（はぐろ）遺跡

1 所在地　茨城県猿島郡総和町前林字道場

2 調査期間　二〇〇〇年（平12）一一月～二〇〇一年二月、二〇〇一年一〇月～一二月

3 発掘機関　㈶茨城県教育財団

4 調査担当者　矢ノ倉正男・仙波　亨・平石尚和・島田和宏　近藤恒重・駒澤悦郎

5 遺跡の種類　集落跡

6 遺跡の年代　縄文時代～近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

（鴻巣・水海道）

羽黒遺跡は、総和町の南東部に位置し、女沼川と向堀川に挟まれた猿島台地の標高約一二～一四mの台地平坦部と、低地に緩やかに移行していく台地縁辺部に立地している。調査は一級河川女沼川河川改修工事事業に伴うもので、二〇〇〇年から二次にわたって実施した。その結果、縄文時代から近世にかけての複合遺跡であることが判明した。なかでも古墳時代と奈良・平安時代、中世・近世にかけての遺構が中心である。

木簡は、第一次調査区で検出した中世以降と考えられる方形竪穴建物跡から出土した。この方形竪穴建物跡は、調査区の南西部に位置し、標高一三mの台地平坦部に構築されている。三基の土坑によって破壊されているため遺存状況はよくないが、長軸四・一七m短軸三・九五mの方形を呈する。壁の高さは一五cmで、床は全体的に軟弱で、部分的に踏み固められている。七カ所のピットと被熱によって赤変硬化した部分が確認されている。木簡は、北壁中央部の壁際直下から、墨書した面を上に向けた状態で、床面から約一〇cm上位の覆土から出土した。その他の遺物としては、混入したと考えられる縄文土器片六点と土師器片二五点、礫八点がある。

8 木簡の釈文・内容

(1)

五百二丈
五河□
〔郷カ〕

129×(27)×6　081

杉材で、右辺は割れて欠損している。五百二丈は約一五〇六mに相当する。内容や遺跡の立地状況から推測して、河川の改修や護岸工事、堤防工事などに伴う工事分担を示す表示札と考えられる。時

期は中世から近世と推定される。

9　関係文献

(財)茨城県教育財団『羽黒遺跡』(茨城県教育財団文化財調査報告二一〇二、二〇〇三年)

(駒澤悦郎)

滋賀・野路岡田遺跡

1 所在地　滋賀県草津市野路町字岡田・澤・西之野
2 調査期間　二〇〇一年（平13）五月～二〇〇二年三月
3 発掘機関　草津市教育委員会
4 調査担当者　岡田雅人
5 遺跡の種類　集落跡
6 遺跡の年代　古墳時代中期～鎌倉時代初頭、近世
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

（京都東北部・京都東南部）

野路岡田遺跡は、JR東海道琵琶湖線南草津駅の西側隣接地に広く展開する複合集落遺跡であり、面積は三〇・六haにも及ぶ。当遺跡は、瀬田丘陵から琵琶湖方面へ細長く西方へ伸びる舌状台地上に立地する。この台地上には通称「馬道」と呼ばれる幅三～四mの東西方向に延びる古道が存在する。

調査の結果、この古道に規制を受けた掘立柱建物群

や、小堂跡と推測される遺構など、町場的な景観を有する集落跡が検出された。しかもこれらの遺構が一二世紀末から一三世紀前半という限定的な時期の中で展開・終焉するといった現象を確認するに至り、『吾妻鏡』や『源平盛衰記』など各種文献史料に現われる中世の宿駅「野路宿」の蓋然性が高まった。

木簡は、前述した「馬道」に隣接した近世の井戸状遺構の中層埋土から一点出土した。共伴した遺物には、数点の桟瓦片がある。

8　木簡の釈文・内容

(1)　・「[illegible]□京[illegible]市
　　〃〃〃〃〃」

・「[illegible]□　□□□□□□
　京□□□屋也」

149×38×3　011

杉の柾目材で、表裏両面に墨痕が認められ、表面は一行書き、裏面は二行書きの墨痕が認められる。表の文字は墨線によって見せ消ちされている。共伴遺物や内容からみて近世の木簡と推測される。表裏両面に屋号と考えられる「[illegible]」という墨書が認められることから、商取引などに使用された荷札の可能性が高い。

（岡田雅人）

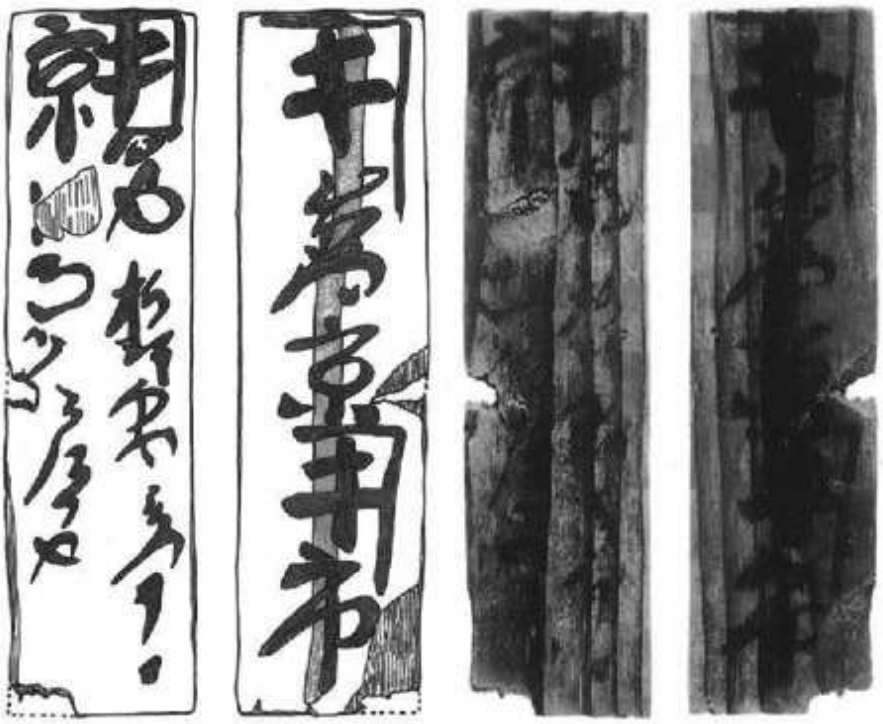

滋賀・西河原（にしがわら）遺跡

1　所在地　滋賀県野洲郡中主町大字西河原

2　調査期間　第一〇次調査　二〇〇二年（平14）九月～一〇月

3　発掘機関　中主町教育委員会

4　調査担当者　徳網克己

5　遺跡の種類　集落跡

6　遺跡の年代　古代～近世

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

西河原遺跡は琵琶湖東岸に位置し、野洲川が形成した氾濫原の自然堤防上に立地する遺跡である。これまでにも古代から近世の多数の遺構・遺物を検出しており、一九九一年度に行なわれた第三次調査では、野洲郡馬道里長へ宛てた郡符木簡が出土している（本誌第一四号）。

（近江八幡）

今回の調査は個人住宅建設に伴うものである。検出した遺構は、平安時代前期の区画溝と掘立柱建物の柱穴である。区画溝は幅〇・七～一・八m深さ〇・四mを測り、溝内には護岸用の板材や杭が一部残存していた。

木簡はこの区画溝から二点出土した。溝内からはこの他に、九世紀から一〇世紀前半の回転台整形土師器椀、灰釉陶器、黒色土器椀、須恵器、土錘、木製品（斎串・曲物ほか）、墨書土器（「佐□」「爪」「兆」）が出土している。

8　木簡の釈文・内容

(1)・　安今成
　・□□　(180)×24×6　081

(2)・□□
　・　□　(73)×(35)×3　081

(1)(2)は表裏に文字が認められるが、ともに裏面は不鮮明である。

(1)の「安今成」は人名であろう。安氏は野洲郡の有力豪族で、近淡海安国造＝安直氏の流れをくむ一族であろう。(2)は表面に明瞭な墨痕を残すが、欠損のため釈読できない。

（徳網克己）

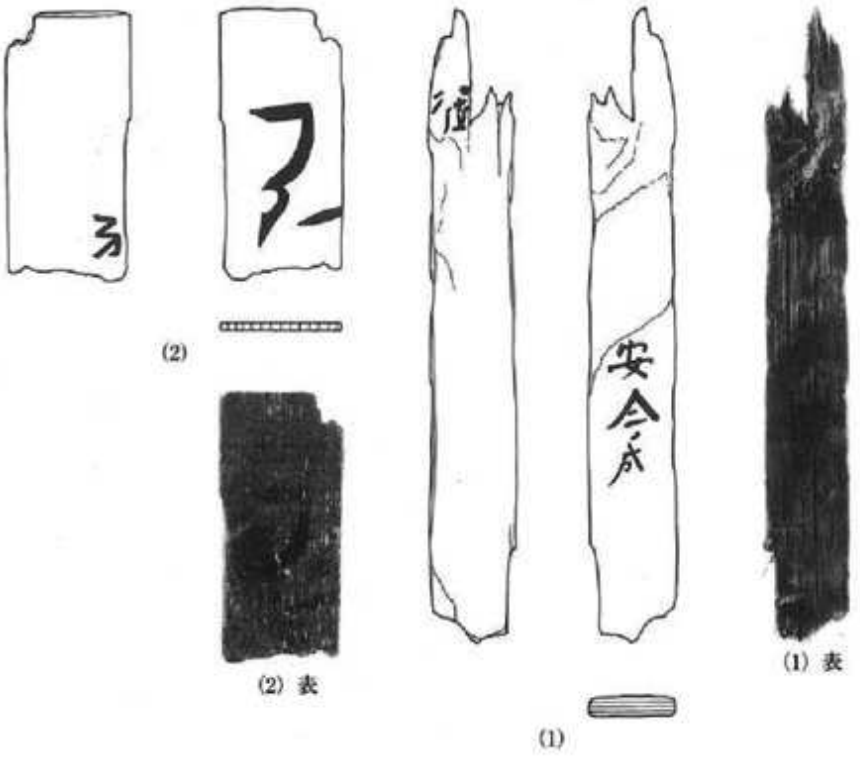
(2)
(2) 表
(1)
(1) 表

紫香楽宮跡調査委員会編・信楽町教育委員会発行

『宮町遺跡出土木簡概報』二の刊行

このたび『宮町遺跡出土木簡概報』の第二冊が刊行の運びとなった。今回は、一九九七年の第二二次調査から、一九九九年の第二五次調査までに出土した木簡四〇三〇点を対象とし、このうち釈読可能な一七六点を収録する。

宮町遺跡は、信楽町教育委員会が実施している継続的な発掘調査によって、紫香楽宮跡であることが確定している。近年では長大な朝堂の発見などその中枢部の様相が徐々に明らかになりつつある。出土した木簡の点数も今回までで既に七一〇〇点に達し、全国有数の木簡出土遺跡の一つとなった。平城宮・京の木簡との類似点とともに、荷札や削屑が多く、二次的に整形されたものが多いなどの特徴も明らかになりつつある。

A四版二四頁、巻頭図版三葉、二〇〇三年三月刊行

頒価一〇〇〇円（送料込み）

問い合わせ先

信楽町教育委員会宮町遺跡調査事務所鈴木良章氏宛

電話　〇七四八―八三―一九一九（FAX兼用）

滋賀・西河原宮ノ内遺跡（にしがわらみやのうち）

1　所在地　滋賀県野洲郡中主町大字木部下鳥立
2　調査期間　一九八五年（昭60）二月～三月
3　発掘機関　中主町教育委員会
4　調査担当者　辻　広志
5　遺跡の種類　集落跡
6　遺跡の年代　古墳時代～中世
7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は、野洲川右岸の沖積地に位置する遺跡で、同時期の西河原森ノ内遺跡・西河原遺跡・湯ノ部遺跡などに隣接している。

（近江八幡）

今回の調査は、県道荒見・上野・近江八幡線（県道湖南幹線）の道路改良工事に伴う試掘調査である。木簡は、西河原集落の鎮守社である二之宮社東側の、No三一トレンチにおいて、須恵器杯身の小片とともに、一点のみ出土した。狭小なトレンチ調査であり、木簡が出土した段階で調査を止めて掘り込みを行なっていないため、遺構の性格は不明である。しかし、多量の有機物と加工木片を含む他の遺構との類似性やトレンチの規模から、七世紀から八世紀の幅四m以上の溝跡の中央部を掘ったものと考えている。

木簡は、他の木質有機物や木片とともに、水平状態で検出した。発見時には中央付近で上下に半裁され上下が完全に分かれた状態であった。さらに穿孔のある下半は、左右に半折され、丁寧な廃棄が行なわれていた。

8　木簡の釈文・内容

(1)　・「庚子□十二□□□□□□。」〔年カ〕
・「□□□□□□□□□□□。」　662×41×10　011

短冊形で、上端の幅が三五㎜、下端が四一㎜、厚さは五～一〇㎜と厚く、上端・下端・両側面ともに削りによって丁寧に仕上げられており、下端より三八㎜上に、小刀状の物で穿たれた約一〇㎜×一七㎜余りの方形の穿孔がある。樹種は檜とみられる。木取りは板目である。

墨書は両面に僅かに残っているが、墨付きが薄く、折れや割れにより赤外線写真などでも判読しづらい。表面上部に書かれた二文字

は鮮明で「庚子」と読め、三文字目は右側が消えているが「年」の可能性がある。四・五文字目も右側が消えているが、「十二」と読める。六文字目以下については、僅かに墨痕を残すのみで、折損していることもあって、行数も判然としない。裏面はところどころに墨痕を確認できるのみで、釈読はできない。

木簡の内容は明らかでないが、「年月（日）」を冒頭に掲げる書式とみられる。これは大宝令の施行とともに「年月日」を末尾に記載する形式に変化しているので、「庚子年」は、周辺遺構や出土土器の年代観から、文武四年（七〇〇）である可能性が高い。また、下端に穿孔があることから、管理用（加除記載形式）の木簡である可能性がある。また、丁寧な手順で廃棄されていることから、郡符木簡が出土した西河原遺跡とともに、近隣にこれらの木簡を扱う官衙的な遺跡（野洲郡家など）が存在する可能性が益々高くなってきたといえよう。

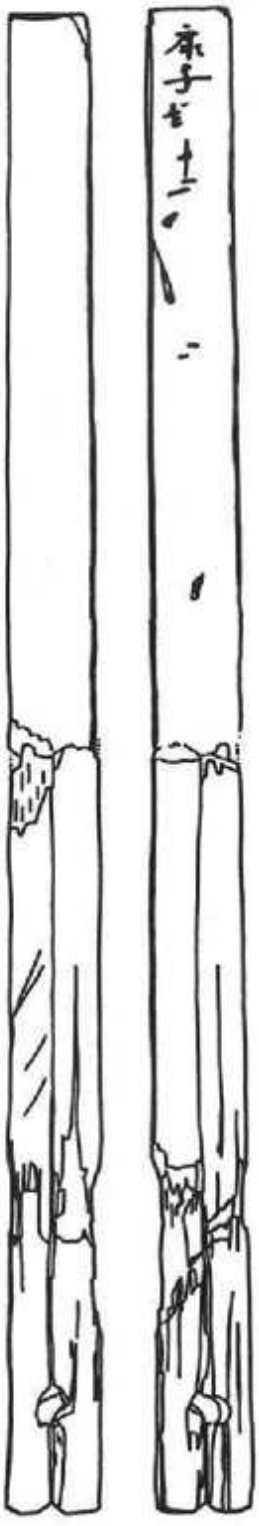

なお、木簡の釈読・解釈に際しては、奈良文化財研究所史料調査室、並びに元立命館大学の山尾幸久氏のご教示を得た。

9　関係文献

中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会『県道荒見・上野・近江八幡線単独道路改良工事（本部・八夫工区）に伴う埋蔵文化財試掘調査報告書』（一九八七年）

滋賀県教育委員会・㈶滋賀県文化財保保護協会『西河原宮ノ内遺跡Ⅱ』（二〇〇一年）

（辻　広志）

木簡学会編『日本古代木簡選』の復刊

木簡学会が創立一〇周年を記念して一九九〇年に刊行した『日本古代木簡選』が復刊された。これは一九八七年度まで（一部一九八八年度を含む）に全国で出土（伝世品を含む）した古代の木簡のうち、六六遺跡の五三二点の木簡について、遺跡ごとに釈文と解説を収録し、写真を掲載したものである。

解説の執筆は、石上英一・今泉隆雄・加藤優・鬼頭清明・倉住靖彦・栄原永遠男・佐藤宗諄・杉本一樹・東野治之・平川南・山中敏史・和田萃の各氏の分担による。また、木簡総論として、狩野久「古代木簡概説」、平野邦雄「木簡と古代史学」、田中琢「木簡と考古学」、佐藤信「木簡研究の歩みと課題」を収める。木簡研究の到達点として、また今後の研究の原点として、常に参照されるべき内容となっている。

なお、復刊にあたって誤植の他、左記の図版の誤りを正した。少部数の復刊であり、お求めはお早めに。

166 303 405……表裏のレイアウトの誤りを訂正

267……裏面にレイアウトしていた別の木簡を削除

B四版　巻頭カラー図版二頁、モノクロ図版八五頁、解説ほか一六六頁　岩波書店刊　定価一八〇〇〇円（税別）

岐阜・弥勒寺西遺跡

1 所在地　岐阜県関市池尻字東屋敷

2 調査期間　二〇〇二年（平14）三月～九月

3 発掘機関　関市教育委員会

4 調査担当者　田中弘志

5 遺跡の種類　祭祀遺跡

6 遺跡の年代　奈良時代～平安時代（八世紀後半～九世紀）

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

（美濃・岐阜）

弥勒寺西遺跡は、長良川畔に位置する国指定史跡弥勒寺跡（ムゲツ氏の氏寺に比定されている寺院跡）・弥勒寺東遺跡（七世紀後半のムゲツ氏の拠点及び律令制下の武義郡家跡）・池尻大塚古墳（ムゲツ氏が造営主体と考えられる方墳）からなる「弥勒寺遺跡群」の一画で、弥勒寺跡の西側の谷間に展開した祭祀及び工房の跡である。ムゲツ氏は、軍事的・祭祀的な役割を担ってヤマト王権と深く結びついた伝統的な地方豪族で、壬申の乱では大海人皇子の舎人、身毛君広が活躍した。記紀などの史料には牟義都・牟下津など様々な表記がみえる。

弥勒寺跡は、同寺所用の軒平瓦が確認された丸山古窯跡（美濃市大矢田）とあわせて、一九五九年に国史跡（「弥勒寺跡附丸山古窯跡」）に指定された。法起寺式の伽藍配置をとり、川原寺式の複弁蓮華文軒丸瓦・四重弧文軒平瓦・凸面布目平瓦をもつ。金堂、塔、講堂、南門、南門に取り付く掘立柱塀の一部、僧坊や造営に関わる工房跡と思われる掘立柱建物や竪穴住居が確認されている。

弥勒寺東遺跡（一九九四～二〇〇〇年調査）は、東西約五〇m南北約六〇mの掘立柱塀で囲まれた範囲に、正殿と東西の脇殿を「品」字形に配置した郡庁院、東西一三〇mの溝で囲まれた倉庫が建ち並ぶ正倉院、館や厨家の段階的な変遷過程を示すと考えられる建物群、さらに郡庁院や正倉院の下層で、豪族居宅や評家と考えられる大型の掘立柱建物群が見つかっており、寺院造営を契機とする在地支配の変容や、律令制下の地方官衙の営みを考古学的に知ることができる稀な例として注目されている。

さて、今回報告する弥勒寺西遺跡からは、埋没していた古代の谷川から人形や斎串などの木製祭祀具、二〇〇点を超える墨書土器、フイゴの羽口や鉄滓などが出土し、方形に突き出た人工の浜、湧水を誘う井泉遺構、祭祀場を区画した掘立柱列などが検出された。出

土した木簡は五点で、古代の谷川から一三〇〇点余りの木製品とともに出土した。美濃地域ではこれまでに古代の木簡の出土は知られておらず、今回が初めての例となる。

墨書土器は、八世紀後半から九世紀の須恵器で器種や墨書部位は様々であり、墨痕が認められるもの二三〇点余のうち、解読できたものが一〇〇点余りある。墨書には、「大寺」「寺」「厨」「寺(家)」をはじめ「廣万呂」「真枚」「南(葉)」(人名)、「大田嶌」(地名か)、「富」「田富」「福」「富井」「大福」(吉祥)、「身月圓田」(習書)、「池」「鬼女」「得女」「(福)女」「家方」「答」「定」「器」「常」「中」「継」「朝(臣)」「南」「甲」「了」「供」「麻」「已人」「富徳」「秋(廷)」「廿」「家」「椽」などがあり、目下接合・解読中である。

8　木簡の釈文・内容

(1)　「…[石カ]□」　32×34×1.5　011

(2)　□　(105)×24×2　081

(3)　・□□人□
　　・□　□
　　(175)×(18)×4　081

(4)　・「□…□□□[后急カ]…
　　・「□□□[九カ]…　□□…□□人□
　　(106+92+106)×35×5　081

(5)　・□□人」
　　・□□　」　(115)×(31)×4　081

(1)は右上を欠損するが四辺は調整され、裏面の上下端は斜めに面取りされている。鋭利な刃物による二本の刻線(間隔は一cm程)があり、左下に一文字分の墨痕がある。何らかの帳簿類を転用したも

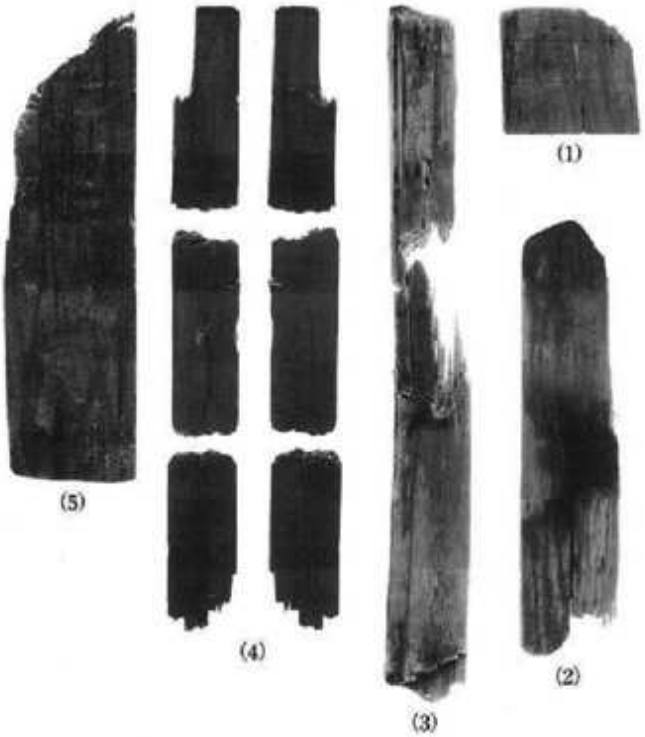
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

のと思われる。

(2)は燃えさしで、上端部に一文字分の墨痕が確認できる。

(3)は上下端と左半分を欠く。表裏ともに入念な調整が施され、断面形がレンズ状に仕上げられている。表面中程に「人」と読める墨痕が認められるが、前後の文字は不明である。裏面の墨は流れており、四文字分が浮き上がって見えるが解読できない。

(4)は三片に折損し、下端を欠く。破片どうしは直接接合せず、木目の状態から順番を推定した。表面には明瞭に浮き上がった文字が見えており、一定の期間、屋外で風霜に曝される状態にあった呪符と思われるが、なお検討を要する。これに対して裏面は、よく調整された面に墨が残り、下から二文字目の「人」が確認できる。

(5)は右端と上部を欠く。表面は、(3)(4)と同様に三文字分が浮き上がって見え、一番下の文字が「人」と読める。裏面にも二文字分程の極めて微細な浮き上がりが認められるが解読できない。

(1)~(5)は全てヒノキ材である。なお、釈文は肉眼観察によるもので、今後赤外線テレビカメラなどによる観察による変更もあり得る。

9　関係文献

田中弘志「岐阜県弥勒寺遺跡群」(『考古学研究』五〇―一、二〇〇三年)

(田中弘志)

木簡研究第二四号

巻頭言―情報化と松と檜―　東野治之
二〇〇一年出土の木簡
概要　平城京東市跡推定地　薬師寺旧境内　旧大乗院庭園　東大寺　藤原宮跡　藤原京跡左京二条二坊　藤原京跡左京六条二坊・七条二坊　石神遺跡　飛鳥池遺跡　長岡京跡　平安京跡右京六条三坊七・八・九・十町　佐山遺跡（B2地区）　大坂城跡　東心斎橋一丁目所在遺跡　広島藩大坂蔵屋敷跡　鬼虎川遺跡　上津島遺跡　上町東遺跡　六条遺跡　明石城武家屋敷跡　湾之口遺跡　赤穂城跡二の丸　志賀公園遺跡　下懸遺跡　仁田館遺跡　史跡建長寺境内　宮町遺跡　柳遺跡　八角堂遺跡　柿田遺跡　八幡遺跡群社宮司遺跡　荒田目条里制遺構・砂畑遺跡　泉廃寺跡（陸奥国行方郡衙）　中野高柳遺跡　市川橋遺跡　仙人西遺跡　十二牲B遺跡　観音寺廃寺跡　本荘城跡　北遺跡　盤若台遺跡　高畑（六）遺跡　福井城跡　畝田・寺中遺跡　北中条遺跡　指江B遺跡　四柳白山下遺跡　寺地遺跡　岩倉遺跡　六日町余川地内試掘調査地点　北小路遺跡　浦廻遺跡　船戸桜田遺跡　船戸川崎遺跡　出雲国府跡　川入・中撫川遺跡　安芸国分寺跡　南前川町一丁目遺跡　南斎院土居北遺跡　高知城伝下屋敷遺跡　中原遺跡　京田遺跡
一九七七年以前出土の木簡（二四）平城宮跡
釈文の訂正と追加（五）
荒田目条里遺跡（一七号）　飯塚遺跡（二二号）　古尾谷知浩
都城出土漆紙文書の来歴
但馬特別研究集会の記録
日高町の古代遺跡と出土木簡…加賀見省一、出石町の古代遺跡と木簡…小寺誠、袴狭遺跡出土木簡と但馬国豊岡盆地の条里…山本崇、九世紀の国郡支配と但馬国木簡…吉川真司、文書と題籤軸（報告要旨）…杉本一樹、討論のまとめ…鎌野和己・今津勝紀
彙報

頒価　五〇〇〇円　送料六〇〇円

群馬・薬師（やくし）遺跡

1　所在地　群馬県藤岡市鮎川字薬師

2　調査期間　一九九六年（平8）三月～一一月

3　発掘機関　藤岡市教育委員会・山武考古学研究所

4　調査担当者　志村　哲・長谷川一郎

5　遺跡の種類　集落跡

6　遺跡の年代　縄文時代・平安時代～中世

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

薬師遺跡は藤岡市街地の南西約四kmに位置し、藤岡台地の扇頂部付近にあたる。調査区は幅二四m長さ五〇mで、北側は東西に走る伝鎌倉街道に接している。

（高　崎）

調査の結果、幅約七mで両側に側溝をもつ鎌倉街道と考えられる道路遺構、及びこれに直交する土橋状の入口をもつ長辺約六〇m短辺約三五mの方形区画を確認した。この区画は三重の溝に囲まれ、一辺二〇・四mの中央区画内からは、井戸一基、火葬跡や土壙墓四六基などの墓地、掘立柱建物二五棟など、中世を主体とする多数の遺構を検出した。この他、平安時代の住居跡五軒も確認している。

今回報告する柿経は、この区画内の井戸底面の湧水付近から約四〇〇点出土した。井戸は長径四・七一m短径四・二一m深さ三・六mで、柿経以外では、人骨や「暦応」（一三三八～一三四二）銘の板碑、「文明五年」（一四七三）銘の五輪塔、常滑甕、内耳鍋、火鉢、擂り鉢、瓦、石臼、木製の櫛・柱材、モモ・スモモ・センダンの種子など、多数の遺物が多量の礫に混じって出土している。

柿経は幅一・四cmの極めて薄い木片に書かれている。墨書は漢字と梵字に大別され、前者が経文、後者が種子と考えられる。経文は断片的ではあるが、共通した文言が多くみられ、理趣経の文言を確認している。両面写経である点、群馬県吾妻郡草津町白根山湯釜の事例に幅・字配り・木取りなどが類似している点から、一四世紀から一五世紀に位置付けられる柿経である。ここではまとまった文言の確認できた代表的なもののみを紹介する。

8　木簡の釈文・内容

(1)　輪般若理趣所謂金剛平等則□　(99)×14×0.5　081

(2)　輪入義平等則入大菩薩□　(88)×14×0.5　081

(3)　特薄伽梵一切如来入大輪如来　(98)×14×0.5　081

(4)　平等則入如法輪入一切業平等　(88)×14×0.5　081

(5)　□入一切法　(88)×13×0.5　081

(1)～(5)は理趣経を墨書した柿経である。このほか、「一切平等」「理趣」「金剛印」「雑密」「一切如来」などの断片的な経文がある。なお、釈読にあたっては東京国立博物館の時枝務氏のご教示を得た。

9　関係文献

藤岡市教育委員会『F二八a東平井中道B遺跡　F二八b薬師遺跡』（一九九八年）

（志村　哲）

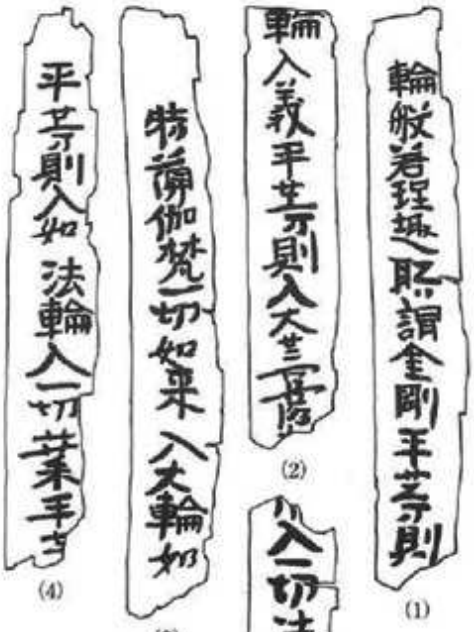

木簡研究第二三号

巻頭言―木簡学会の原点―　鎌田元一
二〇〇〇年出土の木簡
概要　平城宮跡　平城京跡左京三条一坊七坪　藤原京跡十一条・朱雀大路
酒船石遺跡　長岡京跡(1)　長岡京跡(2)　平安京跡左京三条一坊十町　平安
京跡左京六条三坊六町　御室仁和寺　大坂城跡　中之島三丁目所在遺跡
(鳥取藩蔵屋敷跡)　広島藩大坂蔵屋敷跡　加美遺跡　堺環濠都市遺跡
深江北町遺跡　行幸町遺跡　柴遺跡　辻子遺跡　輪下遺跡　中村遺跡　春
岡遺跡群　大坪遺跡　若宮大路周辺遺跡群　北条小町邸跡　北条泰時・時
頼邸跡　汐留遺跡　大崎城跡　蜂屋遺跡　新宮神社遺跡　柿田遺跡　荒井
猫田遺跡　中野高柳遺跡　洞ノ口遺跡　仙台城本丸跡　市川橋遺跡　赤井
遺跡　柳之御所遺跡　馳上遺跡　石田遺跡　山形城跡　本町一丁目遺跡
安江町遺跡　打木東遺跡　飲田ナベタ遺跡　加茂遺跡　吉田C遺跡　美麻
奈比古神社前遺跡　麻生谷遺跡　下ノ西遺跡　勝福遺跡　蔵ノ坪遺跡　船
戸板田遺跡　西川津遺跡　尾道遺跡　周防国府跡　観音寺遺跡　中前川町
二丁目遺跡　井相田C遺跡　元岡・桑原遺跡　彼岸田遺跡　沖城跡(1)　沖
城跡(2)　上高橋高田遺跡　白藤遺跡群
一九七七年以前出土の木簡（二三）
平城宮跡（七七次）
釈文の訂正と追加（四）
平城京跡左京一条三坊十三坪（二二号）　大蔵田遺跡（一九号）　荒井猫
田遺跡（二二号）　東木津遺跡（二一号）　下ノ西遺跡（二一号）
七世紀木簡の国語史的意義　犬飼　隆
飛鳥池木簡の再検討　吉川真司
新刊紹介　V・L・ヤーニン著（松木栄三・三浦清美訳）
『白樺の手紙を送りました―ロシア中世都市の歴史と日常生活』　渡辺晃宏
彙報

頒価　五五〇〇円　送料六〇〇円

栃木・佐野城（春日岡城）跡

1　所在地　栃木県佐野市若松町

2　調査期間　第一三次調査　二〇〇〇年（平12）七月～一〇月

3　発掘機関　佐野市教育委員会

4　調査担当者　出居　博・山口明良

5　遺跡の種類　城館跡

6　遺跡の年代　中世～江戸時代

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

佐野城跡は、佐野市のほぼ中央、独立丘陵を中心とした南北約六〇〇m東西四〇〇mの範囲に築かれている。今回の調査は、三の丸の東側に位置する平坦部を対象とするもので、調査面積は約一六〇〇㎡である。

（古　河）

検出した主な遺構として、性格不明遺構五基、土坑四三基、溝状遺構八条、ピット二五四基がある。注目すべき遺構としてSX一が挙げられる。東西約一六m南北約九mの堀状の遺構で、遺構内に幅一～二mの大型の礎石や階段状遺構、溝状遺構、瓦と礫石を敷き詰めた土坑などが配置されている。ただし、本遺構が城郭に伴うものか、それ以前にあったとされる寺院に伴うものかは不明である。

木簡（卒塔婆）は、SX一内の埋土から出土した。

8　木簡の釈文・内容

(1)　（キャ　カ　ラ　バ　ア）

(490)×(50)×5　061

片面に五輪塔を描き、その内部に梵字五文字を記す。五輪塔の下部にも文字が記されているが、判読できない。

9　関係文献

佐野市教育委員会『佐野城跡（春日岡城）Ⅱ』（二〇〇二年）

（山口明良）

岩手・志羅山遺跡

1　所在地　岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山

2　調査期間　第八八次調査　二〇〇一年（平13）一一月～一二〇〇二年一月

3　発掘機関　平泉町教育委員会

4　調査担当者　菅原計二

5　遺跡の種類　屋敷跡

6　遺跡の年代　一二世紀

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

志羅山遺跡は平泉町の中心市街地の南側、JR東北本線平泉駅の西側に広がる周知の遺跡である。地形は西側の小起伏丘陵縁辺から東側の北上川沖積低地および南の北上川支流太田川に向かって下る緩斜面地で、標高は二二～三三mほどである。これまでの調査で、『吾妻鏡』に記される東西大路とみられる遺構やその周辺に広がる奥州藤原氏時代の屋敷跡・付属施設などが確認されている。

（一　図）

第八八次調査区は観自在王院跡の東約一〇〇mに位置する。当地点は、毛越寺・観自在王院跡から東に向かって下る沢状地形を基盤とし、一二世紀中頃から後半に大規模に埋め立てる整地事業を行なっている。整地以前には沢に下る階段状の通路があり、北側の生活面との往来に使用していたようだが、整地以後は新たな生活面が築かれている。

木簡は厚い整地層直下の遺物堆積層から出土した。埋土には炭化物が多く含まれ、報告する木簡の他、墨痕が確認できない笹塔婆の破片、木片が混じる。笹塔婆には焼け焦げたものが含まれている。

8　木簡の釈文・内容

(1)　「〈南無大日如来」　354×28×4　061

(2)　「〈南无□□□　(76)×13×2　061

(3)　「〈南无阿弥×　(58)×16×2　061

(4)　「〈南無阿×　(78)×18×4　061

(5)　×陀仏　(126)×28×2　061

(6)　「〈□□□□□」　(151)×12×2　061

(7) □　□　(148)×16×3　061

(8) ＜×無阿×　(40)×20×2　061

(9)・「飛龍」
・「飛龍」　28×16×6　061

(10)・「　禅門房之定定計也覚禅房　禅門房之定計也覚禅房増春僧声　増春僧声　是見」
・「大力尊門　[illegible]　」　670×20×6　065

(1)は完形の笹塔婆で、墨書が消えて痕跡のみが残る。

(2)～(8)の七点は一端もしくは両端が欠損しているが、いずれも笹塔婆とみられる。

(9)は両面に「飛龍」と墨書される将棋駒である。平安時代末期の大将棋に用いられた駒とみられる。

(10)は仏教関係の習書木簡で、長さ二尺程の短冊形の頂部を半月状に窪ませ、一方の側面に均等の間隔で切り込みを配する。仏具の側板・定規・金銅製品の様などの可能性が考えられる木製品で、両面に習書がある。一面に禅門房が計（次第）を定め、覚禅房増春僧が声（声明）を担当したことを示すとみられる墨書を記す。もう一面には法華経や仏教関連の墨書を記す。

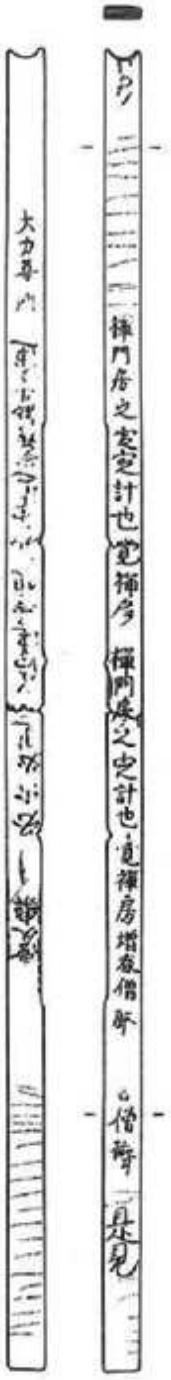

(10)

なお、木簡の赤外線写真撮影には㈶水沢市埋蔵文化財調査センターの伊藤博幸氏他、東北歴史博物館の龍橋俊光氏他の方々のご協力を得た。また、木簡の釈読・解釈については、東京大学の佐藤信氏、(10)については東京大学史料編纂所の岡陽一郎氏のご教示を得た。

9　関係文献

平泉町教育委員会『平泉遺跡群発掘調査略報』七八（二〇〇二年）

（菅原計二）

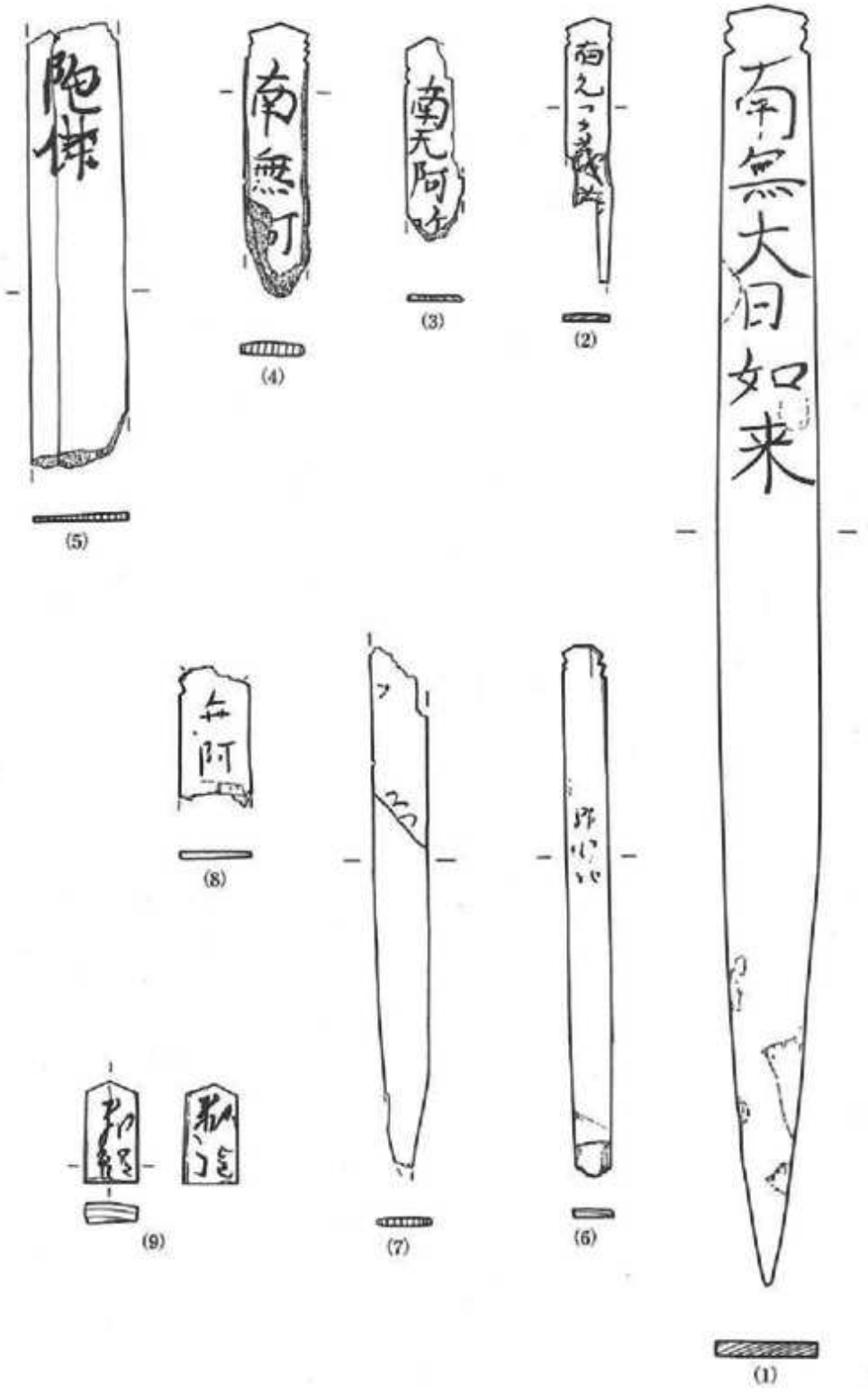
南無大日如来
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)

岩手・中尊寺境内大池跡

1　所在地　岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣関
2　調査期間　二〇〇一年（平13）一一月～二〇〇二年三月
3　発掘機関　平泉町教育委員会
4　調査担当者　及川　司
5　遺跡の種類　寺院跡
6　遺跡の年代　一二世紀
7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

（水沢・一関）

中尊寺は奥州藤原氏初代清衡が建立した寺院で、ＪＲ東北本線平泉駅から北西約二kmの丘陵に位置する。標高は二五m～一五〇mで、境内の北を衣川が東流し北上川へ注ぐ。丘陵の南東には標高二二～四〇mの低位段丘が広がり、この段丘上に特別史跡毛越寺跡附鎮守社跡、特別史跡無量光院跡、史跡柳之御所遺跡をはじめとする奥州藤原氏関連の遺跡が密集する。なお、中尊寺は、平安時代末期における奥州藤原氏の東北経営を考える上での歴史的意義の重要性に鑑み、一九七九年に境内の一三四万㎡が特別史跡に指定されている。

大池跡は中尊寺金色堂の南東約一〇〇mの開けた平坦地にある。標高約七一mで水田として使用されてきた。寛永一八年（一六四一）の「一山絵図」には馬蹄形に描かれ、「池」と記されている。大池跡の中央付近には中島が残り、数本の杉が生えている。南東部には緩やかに湾曲する細長い形の田畑があり、池跡の岸辺及び堤防の跡と推定されていた。一九六一年から一九六四年に、周辺の古経蔵跡、古経蔵南方遺跡、大池北方遺跡とともに調査が行なわれ、この時の調査成果では、大池跡は造園的手法に乏しいことから、池の造成に着手したものの完成に至らず中途で放棄されたと解釈された。

その後一九九六年から中尊寺内容確認調査が開始され、大池跡とその周辺地を重点的に調査している。一九九七年に大池跡北西高台に一二世紀前半に作られた導水路上流と推定される溜池状遺構が、また一九九八年には大池跡北東部で池の岸辺が確認され、予想以上に池跡の規模が大きいこと、一二世紀後半に北岸一帯が埋め立てられていることが判明した。

今回の調査は大池跡東岸を対象とするものである。トレンチ調査の結果、池の水を堰き止めるための堤防跡とみられていた細長い水田は、やはり人工的に築かれた堤防で、元々東へ向かって下がる斜

面地形に大規模な盛土工事をしたものであることが判明した。盛土以前の斜面には土留めの木材が据えてある。今回報告する木簡（塔婆）は、この盛土中の下位（旧斜面直上ではない）から完全な形で出土した。盛土からの遺物は他には全くない。

堤防跡の内側は緩やかな斜面の岸辺となって、池の泥土の堆積がみられ、地表から一・六mの深さで池底となる。池底で完形のロクロかわらけがまとまってみつかり、またハスの果托も発見された。

池跡は岸辺も含めて作り直し（Ⅱ期目）が行なわれており、はじめ（Ⅰ期目）の池よりもやや規模が小さく深さも浅くなっている。Ⅱ期目の池跡からは少数のかわらけのほか、ハスの果托と果実が採取された。

Ⅰ期目の池底出土のロクロかわらけは一二世紀前葉のもので、中尊寺に伝わる初代清衡による「供養願文」の天治三年（一一二六）の年代と符合する。「供養願文」には堂、塔、池、橋についての記載があり、大池跡はこの供養願文伽藍を構成する池といえる。

8　木簡の釈文・内容

(1)　「くそ□ほら（ねカ）□□□□□」　523×33×2　061

文字は片面の上半のみにある。出土時は普請に関わる木簡の可能性もあるかと思われたが、明らかに盛土中から出土し、その状況からは特に意図的に埋め置かれた様相は看取されなかった。なお、釈読については、東京大学史料編纂所の岡陽一郎氏のご教示を得た。

9　関係文献

平泉町教育委員会『平泉遺跡群発掘調査略報』七八（二〇〇二年）

（及川　司）

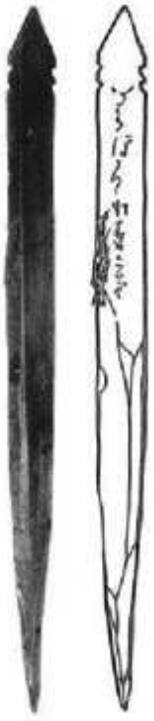

青森・新城平岡（四）遺跡

1　所在地　青森市大字新城字平岡

2　調査期間　二〇〇二年（平14）七月～一一月

3　発掘機関　青森市教育委員会

4　調査担当者　木村淳一

5　遺跡の種類　集落跡・自然流路

6　遺跡の年代　縄文時代・平安時代・近世・近代

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

（青森西部）

新城平岡（四）遺跡は、青森市西部を東流する新城川右岸の標高七m前後の河岸段丘上に立地する。今回の調査は、前年度に実施した東北新幹線新青森駅周辺の土地区画整理事業に伴う範囲確認調査の継続事業で、四遺跡計二六七カ所のトレンチを設定し実施した。

新城平岡（四）遺跡内での検出遺構は、縄文時代の竪穴住居、平安時代の竪穴住居・土坑・溝・ピット、時期不明の自然流路などである。遺物としては、縄文時代の土器・石器、平安時代の土師器・須恵器、擦文土器、陶磁器、砥石などがある。

木簡は、H区一トレンチで検出した自然流路内の、現地表面下約三mの腐植土層と砂質土の層理面から、計五四点出土した。他に墨痕が認められない同一の規格の木片が八点ある。木簡の出土位置及び同一層からの共伴遺物は認められなかったが、上位の堆積層から板材などの木器が出土しており、さらに最上位の人為的な埋め戻しによる堆積層からは、一九世紀前半の瀬戸が出土している。

8　木簡の釈文・内容

(1)	「十三仏」	118×8×0.6	061
(2)	「十三仏」	118×7×0.6	061
(3)	「十三仏」	110×7×0.7	061
(4)	「十三仏」	112×8×0.6	061
(5)	「十三仏」	125×8×1.0	061
(6)	「十三仏	(124)×8×0.7	061
(7)	「十三仏」	116×8×0.6	061
(8)	「十三仏」	113×6×0.5	061

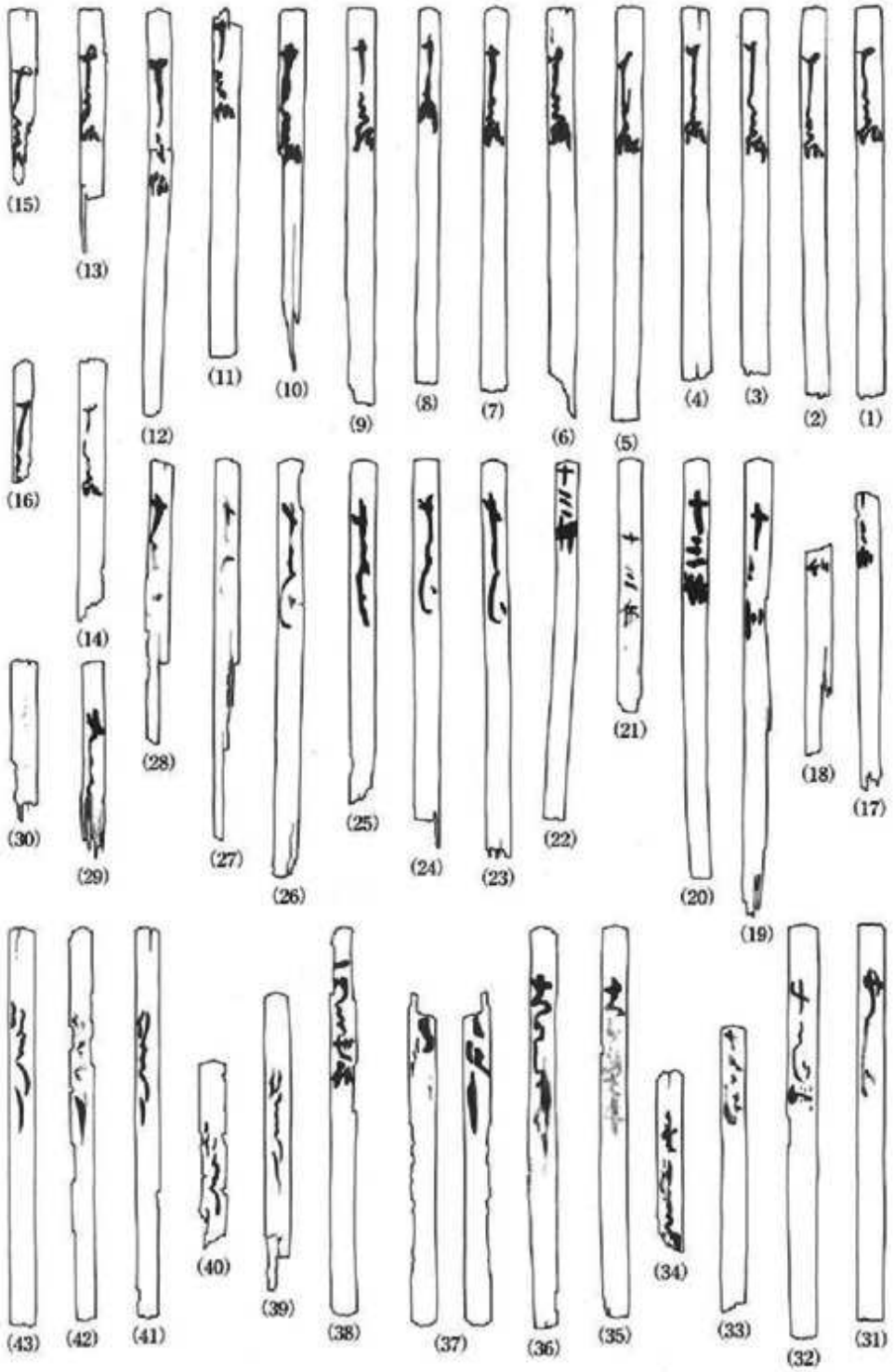
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(12)
(13)
(14)
(15)
(16)
(17)
(18)
(19)
(20)
(21)
(22)
(23)
(24)
(25)
(26)
(27)
(28)
(29)
(30)
(31)
(32)
(33)
(34)
(35)
(36)
(37)
(38)
(39)
(40)
(41)
(42)
(43)

(9) 「十一仏」 120×8×0.5 061

(10) 「十一仏 (109)×7×0.7 061

(11) 十一仏」 (105)×8×0.6 061

(12) 「十一仏」 122×7×1.4 061

(13) 「十一仏 (73)×8×0.4 061

(14) 「十一仏 (79)×8×0.7 061

(15) 「十一□〔仏カ〕 (53)×8×0.5 061

(16) 「十一× (37)×(6)×0.4 061

(17) □一仏〔十カ〕 (90)×7×0.7 061

(18) ×仏 (64)×8×0.6 061

(19) 「十一仏」 138×8×0.5 061

(20) 「十一仏」 126×8×0.7 061

(21) 「十一仏□ (77)×7×0.5 061

(22) 「十一神」 107×6×0.7 061

(23) 「十一仏」 119×7×1.2 061

(24) 「十一仏」 116×8×0.9 061

(25) 「十一仏 (103)×8×0.7 061

(26) 「十一仏」 126×7×0.4 061

(27) 「十一仏 (115)×7×0.6 061

(28) 「十一仏 (85)×7×0.6 061

(29) 「十一仏 (63)×7×0.7 061

(30) 「十一□〔仏カ〕 (49)×8×0.5 061

(31) 「□一仏」 119×8×1.0 061

(32) 「十一仏□」 124×8×0.7 061

(33) 「十一仏 (86)×7×0.8 061

(34) 「□＿＿□ (55)×7×0.7 061

(35) 「大日如来」 118×8×0.7 061

(36) 「大日□□〔如来カ〕」 121×8×1.0 061

（赤外線デジタル写真）

(40)	□□	(57)×7×0.4	061
(41)	□□」	118×7×0.8	061
(42)	□□」	118×7×0.7	061
(43)	□□」	120×8×0.9	051
(44)	□□」	121×8×0.9	061
(45)	□□□」	127×8×0.9	061
(46)	「十三仏」	125×8×0.5	061
(47)	□□	(97)×8×0.8	061
(48)	□□」	121×7×1.1	061
(49)	□□」	(92)×8×0.7	061
(50)	□□」	(82)×8×0.7	061
(51)	□」	(82)×(6)×0.7	061
(52)	□」	(101)×8×0.8	061
(53)	□	(88)×(3)×0.6	061
(54)	□	(32)×(6)×0.5	061

いずれの資料も笹塔婆で、非常に薄作りである。欠損資料が多いが、上端を圭頭もしくは撥形に仕上げている。木取りは板目、柾目が混在し、木取りの差異による上端部の加工の差異や記入文字についての差異は認められなかった。なお、(25)のように下端が削屑状を呈するものがある。笹塔婆を二次的に加工することは考えにくいので、これは材から笹塔婆を製作する際の削り方に起因する可能性があり、この状態で原形を保っている可能性がある。笹塔婆の製作方法を考える上で参考になろう。

本遺跡出土資料の中で最も多く記入されていた字句は「十三仏」であるが、草書および楷書など複数の字体があり、(21)(32)のように下端に文字と考えられるものが加わるものがみられる。また、(39)～(45)は同一の墨書で、判読には至らなかったが「阿弥陀仏」の可能性がある。(34)、(37)表面、(50)もこれと同一の墨書の一部とみられる。その他「十三神」(22)が一点出土しており、神仏混在の信仰形態であったことが推察される。

なお、釈読にあたっては、学習院大学の鐘江宏之氏、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏のご教示を得た。赤外線デジタル写真の撮影は、奈良文化財研究所の中村一郎氏による。

9　関係文献

青森市教育委員会『市内遺跡発掘調査報告書』一一（二〇〇三年）

（木村淳一）

文化財写真に携わる人の必携マニュアル

『埋文写真研究』一四号

埋蔵文化財写真技術研究会編

巻頭言　西村　康

シンポジウム記録　「今なぜ銀塩か？」　編集委員会

白黒多階調印画紙での再現　井本　昭

デジタルデータからのネガ出力　玉内公一

DTPのための図面原稿　宮内康弘

新品ストロボの発色　中村一郎

他

在庫状況のお知らせ

頒価　一～四号　品切れ　五～八号　三五〇〇円

九号　三〇〇〇円　一〇～一四号　三五〇〇円

送料　一冊～四冊まで　五〇〇円

五冊～一〇冊まで　一〇〇〇円　一一冊以上　無料

ご注文は、当研究会まで直接お申し込みください。

ご送金は、郵便振替でお願い致します。

宛先　〒六三〇―八五七七　奈良市二条町二丁目九番一号

奈良文化財研究所気付　埋蔵文化財写真技術研究会

電話　〇七四二―三〇―六八三八

郵便振替　口座番号　〇一〇五〇―九―九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会宛

島根県古代文化センター編集・発行

『山陰古代出土文字資料集成』Ⅰ（出雲・石見・隠岐編）の刊行

本書は、島根県関係の古代出土文字資料を集成した資料集である。第一部古代出土文字資料集成では、まず文字資料が出土した遺跡ごとに1所在地、2調査機関、3遺跡の概要、4文字資料出土状況、5文字資料の内容、6文献の各項目が記述され、遺跡位置を示した五万分の一地形図を付す。続いて文字資料一覧表として、遺物の種類ごとに（A墨書土器・文字瓦・木器、B木簡・漆紙文書・銘文大刀）一覧表を掲げ、さらに実測図・写真を掲載する。概ね「木簡研究」のスタイルによりつつ、出土文字資料全般、特に墨書土器を対象とするために、釈文と図版を一覧表化したもので、一つのスタンダードとなり得る体裁といってよい。

第二部は論考編で、関和彦「蛇喰遺跡と忌部神戸」、野々村安浩「土器記載のヘラ書き文字についての予察」、森田喜久男「白坏遺跡出土木簡について」、平石充「出雲・隠岐国出土の墨書土器について」の四編を収録する。

A四版一九〇頁、二〇〇三年三月刊　頒価二〇〇〇円

申込先　島根県文化財愛護協会（島根県教育庁文化財課内）

TEL〇八五二―二二―五八七九

『木簡研究』在庫状況のお知らせ

頒価

一～四・七号　品切れ　　五・六号　三五〇〇円
八～一二号　三八〇〇円　一三号　四三〇〇円
一四・一五号　四五〇〇円　一六～二三号　五五〇〇円
二四号　五〇〇〇円　（五・六号は残部僅少）

送料

一冊　六〇〇円　二冊　八〇〇円　三冊　一〇〇〇円
四冊　一二〇〇円　五～一〇冊　一五〇〇円
一一～二〇冊　二〇〇〇円

◇個人でのお求めは代金前納です。代金と送料を郵便振替〇一〇〇〇―六―一五二七　木簡学会までお送りください。

◇公的機関の場合は代金後納で結構です。左記の銀行振込か右記の郵便振替でお願いします。

口座番号　みずほ銀行西大寺出張所　普通預金　一一一〇三一五

口座名　木簡学会　佐藤宗諄（さとう　そうじゅん）

お問合せは左記へどうぞ

〒六三〇―八五七七　奈良市二条町二―九―一

奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室気付

木簡学会

電話　〇七四二―三〇―六八三七

博多研究会編集・発行

『博多研究会誌一一号

―博多遺跡群出土墨書資料集成二』の刊行

中世の貿易都市・博多から出土した墨書資料の資料集成が、『博多研究会誌一一号』として刊行された。

本書は、一九九六年に刊行された同会編『博多遺跡群出土墨書資料集成一』の続編で、一九九五年から二〇〇一年に刊行された四四冊の報告書を対象に、墨書土器・刻書土器と木簡総計九四二点（うち、木簡は博多一〇〇次・一〇三次・一二〇次出土の四点）の一覧表と一点ごとの実測図を収録したものである。

加えて同書には、菅波正人『福岡市出土の古代墨書土器集成』が収められており、市内二二遺跡から出土した二六〇点の墨書土器が、一覧表と一点ごとの実測図で簡便に検索できる。

B五版・一四四頁・二五〇〇円

問い合わせ先

福岡市教育委員会鴻臚館跡調査事務所　大庭康時氏宛

電話・FAX　〇九二―七二一―〇二八二

一九七七年以前出土の木簡（二五）

奈良・坂田寺跡

1　所在地　一・二　奈良県高市郡明日香村祝戸・阪田

2　調査期間　一　第一次調査　一九七二年(昭47)八月～一〇月

二　第二次調査　一九七四年一月～四月

3　発掘機関　一　奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

二　同飛鳥藤原宮跡発掘調査部

4　調査担当者

一　代表　坪井清足

二　代表　横山浩一

5　遺跡の種類　寺院跡

6　遺跡の年代　飛鳥時代～平安時代

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回報告する第一次・第二次調査は、一〇次以上にわたる発掘調査のうち最初期に行なわれたもので、後の調査で判明した北面回廊の北方に位置する。第一次調査は東西二カ所の調査区を、第二次調査は南北二カ所の調査区をそれぞれ設定して実施した。第一次西区の南に第二次北区が接続する位置関係にある。調査は二次に分けて実施したが、一連の遺構であり、以下、木簡が出土した七世紀から九世紀の遺構の概略を一括して記す。なお、坂田寺（金剛寺）跡のこれまでの調査の概要については、57・58頁を参照されたい。

七世紀前半から中頃。第一次東区で池SG一〇〇を検出した。深さは一m以上、東岸に高さ約一mの護岸石が積まれていた。池の堆積土から、坂田寺創建期の瓦、七世紀中頃の土器などが出土した。七世紀の伽藍は遺構としては未確認であるが、SG一〇〇からの出土遺物は創建期の坂田寺に由来するものとみられる。土器には「金」「卍」と墨書するもの、「太」と漆書するもの、「知」と線刻するものなどがある。「知」は知識の略、「金」は坂田寺の法号である金剛寺の略とみられる。金剛寺という法号が創建に近い時期から用いられていたことを示す資料である。

七世紀後半。溝・土坑などを検出した。第一次西区では土坑SK〇八〇を検出し、同時期の瓦・土器などが出土した。

八世紀前半。溝、掘立柱塀・建物、土坑、石敷、井戸などを検出した。第一次西区では、東流する東西溝SD〇五〇と北流する南北溝SD〇五一を検出した。いずれも石組溝で、SD〇五一の北端はSD〇五〇へ流れこんでT字形を呈する。第二次北区では、井戸SE一一〇Aを検出した。SD〇五一はSE一一〇Aの北側に取りつき、井戸の排水施設として機能していた。これらの石組溝とその周辺から、八世紀前半の瓦・土器などが出土した。土器には「知識」「金」「南『知識』」と墨書するものなどがある。

八世紀後半。八世紀前半の遺構の上層で溝や石敷などを検出した。

九世紀前半。第二次北区で、井戸SE一一〇Aに重複する井戸SE一一〇Bを検出した。底には角材四本が井桁に組まれ、四隅に角柱が立つ。隅柱の断面は一辺約一七㎝である。隅柱には縦に細い溝が施され、この溝に側板が落とし込まれていた。側板は底から五段分が原位置に遺存しており、地下部分の部材は完全に残っていた。側板は各々長さ約二二五㎝、幅約二五㎝、厚さ約六㎝の板材である。また、井戸が地上に露出する部分で井桁に組まれていた側板が、井戸内に投棄された状態で三枚見つかった。井戸掘形と側板の間には石や瓦が詰め込まれていた。当初掘立柱の井戸屋形が設けられていたが、後に礎石建ちに変更されたことも判明した。SE一一〇Bからは神功開宝二点、九世紀前半の土器などが出土した。土器には「坂田寺」「金」「上」南客」「厨」と墨書するものなどがある。

なお、八世紀以降に造られた井戸・溝などの一連の遺構は、数回の改作を経てはいるが、調査地南側に位置する当該時期の伽藍と方位をほぼ同じくしており、伽藍本体の北側に付属する施設であることがわかる。具体的には、「厨」と記す墨書土器の存在などから、寺院に付属する厨を想定するのが妥当であろう。

木簡は、第一次東区の池SG一〇〇から三点、第一次西区の土坑SK〇八〇から一点、石組溝SD〇五一から三点、第二次北区の井戸SE一一〇Bから一点が出土した。なお、SE一一〇Bの井戸枠には番付墨書及び人名とみられる刻書が確認されているが、現在再調査中であり、詳細の報告は別の機会に譲ることとする。また、両調査で出土した七〇点以上の墨書・漆書・線刻土器については、岩本正二・西口壽生両氏の論考「飛鳥・藤原地域の出土遺物」(『考古学雑誌』六三―一、一九七七年)を参照されたい。

8　木簡の釈文・内容

一　第一次調査

池SG一〇〇

(1)　「〈十斤」

(2) 「〈十斤」 49×19×4 032

(3) 「〈十斤」 41×20×4 032

土坑SK〇八〇

(4) ・「賀年□

・□□□ (72)×(13)×3 081

石組満SD〇五一

(5) ・〔深カ〕□升□□

・□□ (48)×(20)×4 081

(6) ・〔三カ〕□□□□

・□ (125)×(13)×5 081

(1)〜(3)はいずれも小振りの完形付札で、重量のみを記す。物品の整理用付札の類であろう。(4)は下端折損、左右側面は割れ。裏面の墨書は判読困難。重ね書き、もしくは絵画か。(5)(6)はいずれも上下端折損、左右側面割れ。

一 (1)

一 (5)

一 (6)

二 (1)

一 (2)

一 (3)

二　第二次調査

(1)　・

□□元　枚　條　□參〔カ〕三
　　□　□□□〔直カ〕ツ　□米〔カ〕
　　□□□□　□□
・　□□□□　□□　(24)×(160)×3　081

(1)は、横材の帳簿木簡。上下端折損、左右側面割れ。表面は少なくとも二段で構成されている。下段の一文字目とみられる別筆の部分はやや小振りの文字である。

9　関係文献

奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』三、五（一九七三年、一九七五年）

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一、一七（一九七三年、二〇〇三年）

木簡学会編『日本古代木簡選』（一九九〇年）

（竹内　亮）

直木孝次郎・鈴木重治編

『世界遺産平城宮跡を考える

～考古学・歴史学・地震学・環境論・交通論から～』

現在、木簡学会など二四の学会・団体で構成し活動を続けるシンポジウム「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員会が、二〇〇一年一一月に開催した第一回シンポジウムの記録。内容は左記の通り。

平城宮地下高速道路問題について考える―開会にあたって―（甘粕健）、古代史研究と平城木簡（佐藤宗諄）、聖武天皇と四都（小笠原好彦）、平城宮跡とユネスコ・世界遺産条約（野口英雄）、世界遺産古都奈良の文化財を大気汚染からまもる（西山要一）、奈良市内のド真ん中に超高速道路が必要か（小井修一）、平城宮と木簡（寺崎保広）、パネルディスカッション「世界遺産・平城宮跡の保全と活用をめぐって」

実行委員会の構成団体の一つでもある平城京を守る会が二〇〇一年一〇月に行なった「守ろう世界遺産・平城宮跡の集い」の記録、及び今回の平城宮跡保存に向けての活動の記録（各学会・団体の要望書・声明など、及び年表）を併載。

四六版並製　三六八頁　カラー図版四頁　図表写真・一〇五点

本体価格二五〇〇円＋税　二〇〇二年七月　㈱ケイ・アイ・メディア刊

〒三四四―〇〇六七　埼玉県春日部市中央四―九―三八

電話〇四八―七六〇―一八〇八

FAX〇四八―七六〇―一八〇九

釈文の訂正と追加（六）

愛知・志賀公園遺跡（第二四号）

1 所在地　愛知県名古屋市北区中丸町三丁目
2 調査期間　一九九六年（平8）四月～一九九九年三月
3 発掘機関　愛知県埋蔵文化財センター
4 調査担当者　永井宏幸ほか
5 遺跡の種類　集落跡・自然流路
6 遺跡の年代　弥生時代中期～江戸時代
7 木簡の釈文・内容

志賀公園遺跡では古代の木簡が六点出土し、本誌第二四号で報告した。今回追加する木簡は、九六A区SD〇六から出土した中世の卒塔婆二点である。SD〇六は、下位に須恵器など古代の遺物を含む層が確認でき、堆積状態から流路の可能性がある。卒塔婆の年代は、共伴する山茶椀の年代観から、いずれも一三世紀前半と考えられる。

(1)　「□」　490×30×3　061

(2)　・（バン）大日如来□　□□　」
・□　□　□　□　□□」　(324)×21×4　061

(1)は完形の卒塔婆。頭部に五輪塔状の切り込みがみられる。墨痕は一カ所確認できるが内容は不明である。

(2)は頭部が一部欠損しているもののほぼ全形を確認できる。頭部には切り込みによる五輪塔状の加工がみられる。表面は梵字バンに続き、「大日如来」まで判読できるが、以下三字分については判読できない。裏面は六文字分の墨痕が確認できるが、判読できない。

9　関係文献

愛知県埋蔵文化財センター『志賀公園遺跡』（二〇〇一年）

（永井宏幸）

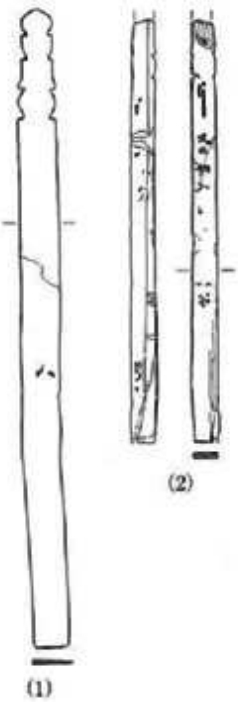

(1)　(2)

会告

「大和北道路の平城宮跡直下トンネル案の即時撤回を求める要望書」について

木簡学会では、京奈和自動車道路大和北道路のルートとして、平城宮跡直下のトンネル案が計画されていることに対して、二〇〇〇年六月の委員会声明以来、この計画の実現が世界遺産・特別史跡平城宮跡に包蔵されている木簡に致命的な影響を与えかねないことを憂慮し、計画の白紙撤回を求めてきている。この間、この計画に懸念を抱く学会・市民団体と協力して実行委員会を組織して、「高速道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を考える」シンポジウムを二〇〇一年、二〇〇二年の二回にわたって開催し、現在も幹事団体の一つとして実行委員会の活動を継続している。

この計画を推進する国土交通省は、地下水検討委員会、文化財検討委員会に引き続き、「大和北道路有識者委員会」を発足させPI方式による推奨ルートの選定にあたってきた。四ルート七案の提示後、一般市民を対象とするアンケート・公聴会、ヒアリングなどを含め、一七回に及ぶ委員会を経て、去る一〇月、平城宮跡東側を一部地下で通過するという推奨案が出されるに至った。幸いにも、文化財検討委員会が出した平城宮跡を避けるべきだとする提言を尊重し、平城宮跡直下案は検討の対象から削除されたが、平城宮跡さえ避ければよいという問題ではなく、なお粘り強く平城宮・京の木簡を守るための運動を続けていく必要がある。

木簡学会では、有識者委員会の推奨案が出される前に、平城宮跡直下案の明確な白紙撤回と、木簡を守るという観点からより慎重な検討を求めるため、本年度第一回の委員会において、委員会声明の形で学会としての意見を三たび申し入れることとし、以下のような要望書を採択して国土交通大臣に申し入れるとともに、関係各機関にも要望書を送付して、理解と協力を求めた。以下に、その全文を掲げる。

大和北道路の平城宮跡直下トンネル案の即時撤回を求める要望書

先頃、平城宮跡で最初に見つかった木簡を含む大膳職推定地出土木簡三九点が、木簡として初めて重要文化財に指定されました。一九六一年にこれらの木簡が出土してから四二年、これまでに全国で出土した木簡は二〇万点を超えましたが、木簡の重要性がより明瞭な形で認められたまことに喜ばしいことです。平城宮跡は国指定の特別史跡であり、世界的にもユネスコの世界遺産に登録されたかけがえのない人類の財産です。今回重文に指定されるこ

とになった木簡は、五万点に上る平城宮跡出土木簡全体からみればごくわずかですが、その他の木簡も同様の価値をもつことは申すまでもありません。

木簡学会が大和北道路の平城宮跡地下トンネルルート案の撤回をこれまで繰り返し訴えてきたのは、このような木簡を始めとする貴重な資料を保全し、それを現在に伝えてきた世界遺産平城宮跡を守りさらに後世に伝えていくことが、現代に生きる私たちに課せられた責務であると考えるからです。平城宮跡は「地下の正倉院」とも呼ばれ、そこには正倉院の宝物に匹敵するかけがえのない遺物が今も多量に眠っているのです。

大和北道路有識者委員会の検討対象からは、平城宮跡直下をトンネルで通す案は削除されました。文化財検討委員会の提言を尊重した英断を私たちは高く評価したいと思います。しかしながら、有識者委員会が検討対象から外したといっても、国土交通省が正式に平城宮跡直下案を放棄されたわけではなく、平城宮跡直下案が再び浮上してこないという保証はどこにもありません。また、平城宮跡を避けたとしても、その周辺をトンネルで通す案はなお検討されています。今地下トンネル建設地として検討の対象とされている平城宮東側一帯の国道二四号線バイパス周辺は、世界遺産平城宮跡のバッファーゾーンであり、実は長屋王家木簡三五〇〇点や二条大路木簡七四〇〇〇点に代表される有数の木簡出土地です。また、木簡が見つかるのは平城宮跡周辺だけではありません。平城京跡南部の八条町でも八五〇点余りの木簡が出土したことがあります。平城宮跡内だけでなく、平城京内どこにおいても、歴史を書き換えるような多数の木簡が眠っている可能性が高いのです。そうした場で地下水に少しでも影響の出る可能性が懸念されるようなトンネル工事は絶対に避けるべきです。そもそも、地下水への影響を最小限に食い止める工事が可能であるとしても、地下トンネルが今後確実に維持・管理されていく保証はどこにあるのでしょうか。

私たちは、ここに次の二点を強く要望いたします。

1、国土交通省として大和北道路の平城宮跡直下案を即時撤回すること。

2、ルートの決定にあたっては、平城宮（京）跡を守るという観点から、世界に対して恥ずかしくない良識ある結論を導くこと。

二〇〇三年六月一一日

木簡学会委員会

国土交通大臣　扇　千景　様

彙報

第二四回総会及び研究集会

木簡学会第二四回総会及び研究集会は、二〇〇二年一二月七・八日、奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、一五五名の個人会員、二団体の団体会員の参加を得て開催された。会場には、平城宮大極殿院西楼跡出土木簡・平城京跡東三坊大路東側溝出土木簡（告知札）・石神遺跡出土木簡・藤原京跡左京七条一坊西南坪出土木簡（以上、奈良文化財研究所）、宮町遺跡出土木簡（信楽町教育委員会）が展示された。また、飛鳥京跡苑池遺構出土木簡（奈良県立橿原考古学研究所）のパネル展示も行なわれた。

◇二〇〇二年一二月七日（土）（一三時～一七時）

第二四回総会（議長　寺内浩氏）

佐藤宗諄会長による開会挨拶の後、以下の報告が行なわれた。

会務報告（渡辺晃宏委員）

会員の状況（個人会員三一七名、海外会員三名、団体会員四団体の他、二〇〇三年度新入会員九名）、会員サービス、会誌の在庫状況などについて報告があった。

但馬特別研究集会実績報告（鎌田元一同研究集会実行委員長）

二〇〇二年七月五・六日に兵庫県日高町で開催した但馬特別研究集会について、その概要の報告があった。詳細は本誌第二四号の彙報を参照されたい。

編集報告（寺崎保広委員）

『木簡研究』第二四号の編集経過について報告があり、頒価を五〇〇〇円にする旨の提案があった。

創立二〇周年記念図録編集経過報告（和田萃委員）

木簡学会創立二〇周年を記念して編集を開始した木簡図録について、内容の紹介があり、発行を財団法人東京大学出版会、印刷を岡村印刷工業株式会社に決定したとの報告があった。

京奈和自動車道平城宮跡地下トンネル計画問題に対する取り組みについての報告（渡辺晃宏委員）

平城宮跡の地下に京奈和自動車道のトンネルを通す計画がある問題について、経過と状況について説明があった。また、幹事団体として参加しているシンポジウム「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員会の活動についても報告があった。

会計・監査報告（山中敏史委員・東野治之監事）

山中委員から二〇〇一年度会計（一般会計及び特別会計）の決算報告が行なわれ、東野監事より会計業務が適正に行なわれている旨の監査報告があった。

以上の案件は、全て承認された。

研究集会

報告（司会　西山良平委員）

中世の木札文書　　田良島哲氏

田良島氏の報告は、中世における木札文書の四つの領域について概観したあと、木と紙の使い分けを念頭に置きつつ古代から中世への禁制と制札の展開について述べ、木札文書研究の意義について論じたものである。報告内容については、本号に論文を頂戴できた。

◇一二月八日（日）九時～一五時

研究集会

報告（司会　山下信一郎委員）

二〇〇二年全国出土の木簡　　渡辺晃宏氏

飛鳥京跡苑池遺構の調査の概要　　卜部行弘氏

飛鳥京跡苑池遺構出土木簡　　鶴見泰寿氏

渡辺氏の報告は、全国六二カ所の遺跡から出土した木簡の概要についての報告で、そのほとんどについて本号に報文を掲載できた。引き続き、七世紀末から八世紀にかけての多数の木簡が出土した飛鳥京跡苑池遺構について、卜部氏（奈良県立橿原考古学研究所）から調査成果の概要、鶴見氏から木簡の概要の報告をいただいた。

討論（司会　山下信一郎委員）

午後に入り、午前中の報告をめぐって、活発な討論を行なった。なお、討論に先立ち石神遺跡について田辺征夫氏から、弥勒寺西遺跡の木簡について平川南氏から、下月隈C遺跡群の木簡について坂上康俊氏から、志羅山遺跡出土木簡について佐藤信氏からそれぞれ補足説明をいただいた。

最後に田辺征夫副会長の挨拶により閉会した。

委員会報告

◇二〇〇二年一二月七日（土）一〇時半～一二時

於奈良文化財研究所

総会に先立ち、会務、第二四回総会・研究集会の運営、会誌第二四号の編集経過と頒布価格、二〇〇三年度予算案、創立二〇周年記念図録の編集経過などについて報告があり、審議の上承認された。また、役員改選についても検討を行ない、京奈和道問題についても討議を行なった。

◇二〇〇三年六月一一日（水）一四時～一七時半

於奈良文化財研究所

1会務報告。会員の異動、常任委員の交替（吉川聡氏から馬場基氏に）、幹事の委嘱（奈良国立博物館の野尻忠氏）について報告があった。2入会審査。一六名の新入会申し込み者について、審査を行なった。3会計・監査報告。二〇〇二年度決算報告、及び監査報告があり、承認された。4二〇周年記念図録の刊行など。『日本古代木簡集成』（㈱東京大学出版会刊）として刊行の運びとなったこと、『日本古代木簡選』（㈱岩波書店刊）を復刊したことについて報告があった。5会

誌第二五号の編集経過。編集を土橋誠委員が担当する旨報告があった。6第二五回総会・研究集会について。内容について検討した。7「木簡出土遺跡・報告書綜覧（仮題）」の編集・刊行について。『木簡研究』第一〇号に掲載した木簡出土遺跡と報告書一覧の続編を、年度末刊行を目指して奈良文化財研究所と共同で編集中である旨報告があった。8京奈和道の平城宮跡地下トンネル問題について。現況について報告があり、委員会声明を出すことが了承された（会告参照）。9その他。次回の特別研究集会の候補地、組織改革などについても議論した。

◇二〇〇三年一一月一一日（火）一四時～一七時

1会務報告。会員の異動、常任委員会・幹事会の開催について報告があった。2会計報告。二〇〇三年度会計中間報告、及び二〇〇二年度後半の収支予定・二〇〇三年度予算案について報告があった。3入会審査。一六名の新入会申し込み者について審査を行ない、全員の入会が承認された。4会誌第二五号の編集経過。5第二五回総会・研究集会について。日程案について検討した。6「木簡出土遺跡・報告書綜覧（仮題）」の編集経過について報告があった。7京奈和道の平城宮跡地下トンネル問題の現況について報告があり、対応を議論した。8その他。組織改革問題について議論した。

京奈和高速自動車道の平城宮跡地下トンネル計画に対する取り組み

◇二〇〇二年一二月一〇日（火）

シンポジウム「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員会（構成団体は二四団体）第一五回実行委員会　於奈良県教育会館

◇二〇〇三年一月二一日（火）

同第一六回実行委員会　於奈良県教育会館

◇二〇〇三年二月二五日（火）

同第一七回実行委員会　於奈良県文化会館

◇二〇〇三年三月二五日（火）

同第一八回実行委員会　於奈良県教育会館

◇二〇〇三年四月二八日（月）

同第一九回実行委員会　於奈良県教育会館

◇二〇〇三年五月二九日（木）

「京奈和高速自動車道の世界遺産平城宮（京）跡地下通過計画の白紙撤回を求めるアピール」に賛同する有識者名簿（一二七名）を、シンポジウム「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員会から国土交通大臣と大和北道路有識者委員会委員長に提出。

◇二〇〇三年五月三〇日（金）

同第二〇回実行委員会　於奈良県教育会館

◇二〇〇三年六月一一日（水）

二〇〇三年度第一回木簡学会委員会において、委員会声明「大和北道路の平城宮跡直下トンネル案の即時撤回を求める要望書」を採択し、国土交通大臣、及び関係各機関などに送付。（渡辺晃宏）

『木簡研究』第二一～二五号総目次

巻頭言―WEB版木簡データーベースの公開に思う―　石上英一　21　i

巻頭言―最近の木簡を取り巻く状況に思う―　田辺征夫　22　i

巻頭言―木簡学会の原点―　鎌田元一　23　i

巻頭言―情報化と松と檜―　東野治之　24　i

巻頭言―木簡を観る―　平川　南　25　i

図版

（アラビア数字は号数、漢数字は図版番号）

平城宮跡出土木簡　22二　23一・二・六　24五　25一

平城京跡左京二条二坊十坪出土木簡　21三

東大寺出土木簡　24二・三

藤原京跡出土木簡　25二・三

飛鳥池遺跡出土木簡　21一・二　24一

石神遺跡出土木簡　24一

飛鳥京跡苑池遺構出土木簡　25四・五

長岡京跡出土木簡　22六　23三

難波宮跡出土木簡　21三　22一

深江北町遺跡出土木簡　23四

市辺遺跡出土木簡　22二

新宮神社遺跡出土木簡　23四

騎西城武家屋敷跡出土木簡　25六

榎井A遺跡出土木簡　21四

山田遺跡出土木簡　22三

発久遺跡出土木簡　22三

加茂遺跡出土木簡　23五

東木津遺跡出土木簡　23四

安芸国分寺跡出土木簡　24四

朽網南塚遺跡出土木簡　25七

元岡遺跡群出土木簡　22四

下月隈C遺跡群出土木簡　25七

飯塚遺跡出土木簡　22五・六

概要

一九九八年出土の木簡・概要　館野和己　21　1

一九九九年出土の木簡・概要　吉川　聡　22　1

二〇〇〇年出土の木簡・概要　馬場　基　23　1
二〇〇一年出土の木簡・概要　鷺森浩幸　24　1
二〇〇二年出土の木簡・概要　渡辺晃宏　25　1

都道府県別木簡出土遺跡目次

（＊印は「一九七七年以前出土の木簡」の項、＊＊印は「釈文の訂正と追加」の項でとりあげたもの）

〔奈良〕
平城宮跡
第二〇一次　舘野和己　22　6
第二一五次　吉川　聡　23　6
第三一六次　渡辺晃宏　23　6
第七七次　馬場　基　23・169
第九一次　市　大樹　24・158
第三三七次　馬場基・渡辺晃宏　25　7
平城京跡（国―奈良（国立）文化財研究所、県―奈良県立橿原考古学研究所、市―奈良市教育委員会）
左京一条三坊十三坪（市）　松浦五輪美・原田香織　22　16
同　松浦五輪美　23・174
左京二条二坊十坪（国第八〇次）　舘野和己　21・215
左京三条一坊七坪　渡辺晃宏　23　15
右京二条三坊三坪　久保清子　25　15
右京七条一坊十五坪（市第三四九次）　三好美穂・松浦五輪美　21　6
平城京東市跡推定地　中島和彦　24　6
阿弥陀浄土院跡　渡辺晃宏　22　14
薬師寺旧境内　山下信一郎　21　10
薬師寺旧境内　渡辺晃宏　24　7
東大寺　平松良雄・鶴見泰寿　24　10
興福寺一乗院跡　山本　崇　25　17
西大寺旧境内　池田富貴子　25　16
西隆寺跡　吉川　聡　22　13
旧大乗院庭園　渡辺晃宏　22
一九九九年度　馬場　基　24　8
二〇〇一年度　松浦五輪美　22　24
奈良町遺跡（平城京跡左京四条六坊十四坪）　佐藤亜聖　21　8
秋篠・山陵遺跡　荒木浩司　22　25
上宮遺跡
藤原宮跡
第一〇七次　市　大樹　24　14
第一一八次　竹内　亮　25　19
第一二四次　竹内　亮　25　19
藤原京跡（国―奈良（国立）文化財研究所、県―奈良県立橿原考古学研究所、市―橿原市教育委員会）

左京二条二坊（国第一〇九次）　竹内　亮　24　15
左京六条二坊・七条二坊（国第一一三次）　市　大樹　24　16
左京七条一坊（国）　市　大樹　25　21
右京一条一坊（市）　露口真広・竹内　亮　25　35
右京六条四坊北西坪（市）　濱口和弘　21　11
右京六条四坊・七条四坊（市）　齊藤明彦・市　大樹　25　37
十一条・朱雀大路（県）　卜部行弘　23　17
大藤原京跡左京北五条三坊南西坪　濱口和弘　21　12
飛鳥京跡　
第五一次　鶴見泰寿　22　242
飛鳥京跡苑池遺構　卜部行弘・鶴見泰寿　25　40
飛鳥池遺跡　
第八四次　寺崎保広　21　14
第八七次　寺崎保広　21　14
第九三次　寺崎保広　21　14
第九八次　市　大樹　24　21
第一一二次　市　大樹　24　21
飛鳥池東方遺跡　寺崎保広　21　29
飛鳥東垣内遺跡　西光慎治　21　30
酒船石遺跡　
第一四次　相原嘉之・山下信一郎　23　18
第一九次　西光慎治・市　大樹　25　51
第二三次　西光慎治・市　大樹　25　51
石神遺跡　竹内　亮　24　18
川原寺跡　西光慎治　21　31
吉備池廃寺　寺崎保広　21　32
坂田寺跡　
第一次　竹内　亮　25　193
第二次　竹内　亮　25　193
第二三次　相原嘉之・竹内　亮　25　57
〔京都〕　
長岡宮跡　
東辺官衙・春宮坊跡（宮第三四一・三五七次）　中島信親・清水みき　21　33
北辺官衙（北部）（宮第三五四次）　中島信親・清水みき　21　33
左京北一条三坊一・三町　東院跡（左京第四三五次）　梅本康広・清水みき　23　20
左京一条三坊一・三町（左京第四一二次）　山口　均・清水みき　22　26

左京二条大路・東二坊大路交差点（左京第二九六次）　國下多美樹・清水みき　23　20
左京二条条間大路・東二坊大路交差点、二条二坊十五町、二条三坊二町（左京第四七三次）　國下多美樹・佐藤直子　25　59
左京三条二坊一町（左京第四二五次）　中島信親・清水みき　23　20
左京三条二坊六町（左京三五六次）　清水みき　21・217　20
左京三条二坊七・八町（左京第四二九次）　中島信親・清水みき　22　26
左京三条二坊十三・十四町、三条三坊三・四町（左京第四三三次）　中島信親・清水みき　22　26
左京三条三坊一町（左京第四二八次）　松崎俊郎・清水みき　22　26
右京六条二坊六町（右京第六八八次）　中島皆夫・古尾谷知浩　23　30
右京七条二坊七町（右京第七一三次）　岩崎　誠　24　25
平安京跡　菅田　薫　23　39
左京三条一坊十町　吉川義彦　21　42
左京三条三坊十五町　菅田　薫　23　40
左京六条三坊六町　近藤知子　21　46
左京七条二坊八町及び本圀寺　山口　真　25　63
右京三条一坊六町　竜子正彦　22　44
右京五条一坊六町　堀内明博　24　27
右京六条三坊七・八・九・十町　吉川義彦・西山良平　22　40
平安京穀倉院跡　吉川義彦・西山良平　22　40
一九九八年度　吉崎　伸　25　65
一九九九年度　津々池惣一・南出俊彦　23　41
東寺（教王護国寺）旧境内　田中利津子　22　43
御室仁和寺　尾藤徳行　21　50
六波羅政庁跡　吉崎　伸　21　51
鳥羽遺跡・鳥羽離宮跡　藤井　整　21　53
大藪遺跡　永谷隆夫　21　55
興戸宮ノ前遺跡　松本学博　21　57
武者ヶ谷遺跡　竹原一彦　24　32
河守遺跡
佐山遺跡（B2地区）
【大阪】
難波宮跡（府―㈶大阪府文化財センター　市―㈶大阪市文化財協会）　佐藤　隆　21　58
第九七―三次（市）　江浦　洋　22　46
一九九九年度（府）

大坂城跡
一九九九年度（府）　本田奈都子・小林和美　22　53
ＯＳ九九―四八次　黒田慶一　23　43
ＯＳ九九―五九次　辻　美紀　23　43
ＮＷ九九―二三次　黒田慶一　23　43
ＯＳ〇〇―五二次　佐藤　隆　24　33
大坂城下町跡
ＯＪ九七―六次（市）　清水　和　21　61
中之島三丁目所在遺跡（島取藩蔵屋敷跡）　小倉徹也・鳥居信子　23　47
広島藩大坂蔵屋敷跡
一九九九年度　岡村勝行・鳥居信子　23　48
二〇〇〇年度　岡村勝行・鳥居信子　23　48
二〇〇一年度　宮本康治・鳥居信子　24　35
東心斎橋一丁目所在遺跡　小倉徹也・鳥居信子　24　34
中之島六丁目所在遺跡　小倉徹也・鳥居信子　25　67
加美遺跡　平田洋司・鳥居信子　23　51
長原遺跡　宮本康治・鳥居信子　25　68
堺環濠都市遺跡
ＳＫＴ七四二地点　永井正浩・嶋谷和彦　23　52
ＳＫＴ七五五地点　永井正浩・嶋谷和彦　23　52

東浅香山遺跡　嶋谷和彦　21＊　218
長保寺遺跡　濱田延充　21　62
溝咋遺跡　合田幸美　21　64
玉櫛遺跡　川瀬貴子　21　66
池島・福万寺遺跡　市村慎太郎・中尾智行・亀井　聡　22　58
吉井遺跡　上林史郎　22　62
鬼虎川遺跡
第一五次　菅原章太　24　37
第五二次　菅原章太　24　37
第五三次　菅原章太　25　71
西ノ辻遺跡　菅原章太　25　69
上津島遺跡　服部聡志　24　40
上町東遺跡　中岡　勝　24　41
中野遺跡　村上　始　25　73
讃良郡条里遺跡　黒須亜希子　25　75

（兵庫）
釣坂遺跡　中島雄二　21　68
加都遺跡　岸本一宏・甲斐昭光　21　70
豊岡城館遺跡　瀬戸谷　晧・宮村良雄　21　73
岩井枯木遺跡　瀬戸谷　晧・宮村良雄　21　74

宮内黒田遺跡　小寺　誠　21　75
姫路駅周辺第四地点遺跡（仮称）　中川　猛　21　77
時友遺跡　大川勝宏　22　65
明石城武家屋敷跡（兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所）　甲斐昭光　22　66
明石城武家屋敷跡（明石市教育委員会）　渡辺　昇　24　44
姫路駅周辺第四地点遺跡（仮称）　中川　猛　22　68
古網干遺跡　中川　猛　21　79
龍野城跡　井守徳男　22　69
市辺遺跡　種定淳介　22　71
宮内堀脇遺跡　第二次　西口圭介　22　76
第三次　西口圭介　22　76
梶原遺跡　吉識雅仁　22　81
祢布ヶ森遺跡　加賀見省一　22　82
袴狭遺跡　鈴木敬二　22・247
深江北町遺跡　阿部敬生・山本雅和　23　55
行幸町遺跡　西岡巧次　23　57
柴遺跡　西口圭介　23　59
六条遺跡　渡辺　昇　24　42

一九九九年度

溝之口遺跡　渡辺　昇　24　42
赤穂城跡二の丸　西川英樹　24　46
三原石田遺跡　中田宗伯　24　47
金津匡伸　25　77

〔滋賀〕

宮町遺跡　第二〇次　鈴木良章・鷲森浩幸　21　119
第二一次　岩宮隆司　22　109
第二三次　岩宮隆司　22　109
第二四次　古市　晃　24　59
第二五次　古市　晃　24　59
小谷城跡（伝知善院跡）　山崎清和　21　126
尾上浜遺跡　松室孝樹　21　129
大将軍遺跡　谷口智樹　22　113
安土城跡　岩橋隆浩・松下　浩　22　117
十里遺跡　近藤　広　22　119
湯ノ部遺跡　瀬口眞司　22・254
蜂屋遺跡　大崎隆志　23　83
新宮神社遺跡　畑中英二　23　84
柳遺跡　平井美典　24　66

八角堂遺跡　平井美典　24　68
野路岡田遺跡　岡田雅人　25　102
西河原遺跡　徳網克己　25　104
西河原宮ノ内遺跡　辻　広志　25　106
三堂遺跡　岡本広義　25　108

〔三重〕

六大A遺跡　穂積裕昌　21　84
柳田地区内遺跡群奥ノ垣内地区　金子智子　21　86
内垣外遺跡　西出　孝　21　88
雲出島貫遺跡　伊藤裕偉　22　84
辻子遺跡　田中久夫　23　62
中林・中道遺跡　東　敬義・瀬野弥知世　25　78

〔愛知〕

幅下遺跡　水野裕之　23　64
志賀公園遺跡　永井宏幸・古尾谷知浩　24　49
同　永井宏幸　25・197
下懸遺跡　池本正明　24　51
貞養院遺跡　水野裕之　25　79
上橋下遺跡　池本正明　25　82

〔静岡〕

山の神遺跡　鈴木一有　22　85
中村遺跡　鈴木敏則　22　86
一九九九年度　鈴木敏則　23　66
二〇〇〇年度　鈴木敏則　25　83
二〇〇二年度　八木勝行・岩木智絵　22　88
水守遺跡　加藤理文　22　90
元島遺跡　松井一明・白澤　崇　23　68
春岡遺跡群　岩本　貴　24　53
仁田館遺跡　鈴木敏中　25　85
箱根田遺跡　中村哲也・大村浩司　22　95

〔山梨〕

大坪遺跡　櫛原功一　23　70

〔神奈川〕

宇津宮辻子幕府跡　原　廣志　21　89
千代南原遺跡第Ⅶ地点　小池　聡　22　93
香川・下寺尾遺跡群（下寺尾地区北B地点）　馬瀬和雄　23　71
若宮大路周辺遺跡群

北条小町邸跡　森　孝子　23　73
北条泰時・時頼邸跡　瀬田哲夫　23　75
史跡建長寺境内　宮田　眞　24　56
五合桝遺跡（仏法寺跡）　福田　誠　25　88

〔東京〕

汐留遺跡（㈱東京都教育文化財団埋蔵文化財センター）　斎藤　進　21　91
汐留遺跡（汐留地区遺跡調査会）　新里　康・長井光彦　23　77
江戸城外堀跡（四谷御門外橋詰・御堀端通・町屋跡）　池田悦夫　21　98
法光寺跡　成田涼子　21　103
白鷗遺跡　小日置晴展　21　107
池之端七軒町遺跡　小俣　悟　21　109
浅草寺遺跡　小俣　悟　21　115
上千葉遺跡　永越信吾　21　118
伊興遺跡　大崎美鈴　21・220
港区No.91遺跡　松本　健　22　97
水戸藩徳川家小石川屋敷跡（諏訪町遺跡）　加藤元信　22　99
西町遺跡　小俣　悟　22　102
浅草芝崎町遺跡　小俣　悟　22　104

入谷遺跡　小俣　悟　22　106
下宅部遺跡　千葉敏朗　25　91

〔埼玉〕

騎西城跡　嶋村英之　25　93
騎西城武家屋敷跡　嶋村英之　25　96

〔千葉〕

大崎城跡　鬼澤昭夫　23　80
大慈恩寺遺跡　黒沢哲郎　25　99

〔茨城〕

羽黒遺跡　駒澤悦郎　25　101

〔岐阜〕

柿田遺跡　近藤大典　23　86
一九九九年度　近藤大典　24　69
二〇〇一年度　田中弘志　25　111
弥勒寺西遺跡

〔長野〕

屋代遺跡群（北陸新幹線関係）　水沢教子　21　130
屋代遺跡群（上信越自動車道関係）　水沢教子・傳田伊史　22・・255
榎田遺跡　広田和穂　21　131
八幡遺跡群社宮司遺跡　寺内喜美子　24　70
松本城下町跡中町　太田万喜子　25　114

〔群馬〕

前六供遺跡　小宮俊久　22　121
前橋城遺跡　高島英之　22・・260
薬師遺跡　志村　哲　25　116

〔栃木〕

佐野城（春日岡城）跡　山口明良　25　118

〔福島〕

荒井猫田遺跡
第一三次　高田　勝　22　123
同　押山雄三　23・・177
第一四次　押山雄三　23　89
江平遺跡　福田秀生・平川　南　22　126
矢玉遺跡　石田明夫　22・・262
大猿田遺跡　三上喜孝・氏家浩子・大越道正　23・・175
荒田目条里制遺構・砂畑遺跡　猪狩みち子　24　71
荒田目条里遺跡　岩宮隆司　24・・164
泉廃寺跡（陸奥国行方郡衙）
第一〇次　荒　淑人　25　119
第一六次　荒　淑人　24　74

〔宮城〕

一本柳遺跡　菅原弘樹・吉野　武　21　134
市川橋遺跡（県―宮城県教育委員会　市―多賀城市教育委員会）
一九九五年度（県）　古川一明・吉野　武　21　136
一九九七年度（県）　古川一明・吉野　武　21　136
一九九八年度（県）　古川一明・吉野　武　21　136
第二四次（市）　武田健市　22　130
第二五次（市）　武田健市　22　130
第二六次（市）　千葉孝弥・鈴木孝行　23　97
第二七次（市）　千葉孝弥・鈴木孝行　23　97
第二八次（市）　千葉孝弥・鈴木孝行　24　78
第二九次（市）　千葉孝弥・廣瀬真理子　25　128
大日南遺跡　齋藤　稔　22　128

山王遺跡
第一二次　鈴木孝行　22　132
第一七次　鈴木孝行　22　22　132
新田遺跡　千葉孝弥　22　137
中野高柳遺跡
二〇〇〇年度　高橋栄一・吉野　武　23　91
二〇〇一年度　村田晃一・吉野　武　24　76
洞ノ口遺跡　平間亮輔・吉田和正　23　92
仙台城本丸跡　金森安孝　23　94
仙台城跡（二の丸北方武家屋敷地区）　佐竹輝昭・兼平賢治・大藤　修　25　126
藤沢　教・京野恵子・高木暢亮　25　121
赤井遺跡　佐藤敏幸　23　100
大古町遺跡　伊藤博道　25　126
〔岩手〕
柳之御所遺跡
第四九次　斎藤邦雄　21　140
第五〇次　斎藤邦雄　22　139
第五二次　斎藤邦雄　23　101
志羅山遺跡（県―財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター　町―平泉町教育委員会）
第七七次（町）　鈴木江利子　21　142
第八〇次（県）　酒井宗孝　22　141
第八二次（町）　及川　司　22　143
第八八次（町）　菅原計二　25　132
仙人西遺跡　伊藤博幸　24　87
中尊寺境内大池跡　及川　司　25　135
〔山形〕
後田（旧月記）遺跡　野尻　侃　21　144
山田遺跡　須賀井新人　22　145
馳上遺跡　須賀井新人　23　103
石田遺跡　吉田江美子・山口博之　23　104
山形城跡　五十嵐貴久　23　106
〔秋田〕
洲崎遺跡　工藤直子　21　146
同　工藤直子・高橋　学　22…265
十二牲B遺跡　高橋　学　24　89
観音寺廃寺跡　五十嵐一治　24　90
本荘城跡　長谷川潤一　24　92

北遺跡　加藤　竜　24　96
盤若台遺跡　宇田川浩一　24　97
潜枝明徳館跡　伊藤武士　25　137

〔青森〕

十三湊遺跡　榊原滋高・綾村　宏　22　147
高間（六）遺跡　木村淳一　24　99
新城平岡（四）遺跡　木村淳一　25　139

〔福井〕

福井城跡（県―福井県教育庁埋蔵文化財調査センター／市―福井市教育委員会）
一九九四年度（県）　本多達哉・河村健史　22　154
一九九八年度（県）　本多達哉・河村健史　21　148
高架側道四号線地点（県）　本多達哉・河村健史　22*　267
一九九七年度（市）　長谷川健一　21　151
一九九八年度（市）　長谷川健一　21　151
一九九九年度（市）　長谷川健一　22　152
二〇〇〇年度（市）　長谷川健一　24　100
高塚遺跡　松川雅弘　22　149
一乗谷朝倉氏遺跡　佐藤　圭　22　151
石盛遺跡　大川　進　25　144

〔石川〕

神野遺跡　谷口明伸　21　154
堅田B遺跡　向井裕知　21　156
広坂遺跡　庄田知充　21　159
観法寺遺跡　松浦郁乃　22　157
畝田・寺中遺跡
一九九九年度　和田龍介　22　159
二〇〇一年度　和田龍介　24　104
二〇〇二年度　金山哲哉　25　145
堅田B遺跡　向井裕知　22　162
高岡町遺跡　谷口明伸　22　164
磯部カンダ遺跡　楠　正勝　22*　273
本町一丁目遺跡　向井裕知　23　108
安江町遺跡　庄田知充　23　111
打木東遺跡　出越茂和　23　115
畝田ナベタ遺跡　布尾幸恵　23　117
加茂遺跡　湯川善一　23　119
吉田C遺跡　西田昌弘　23　125
美麻奈比古神社前遺跡　四柳嘉章　23　127
北中条遺跡　中嶋徹郎　24　107
指江B遺跡　大西　顕　24　109

四柳白山下遺跡　加藤克郎　24　112
中屋サワ遺跡　向井裕知　25　147
南新保北遺跡　庄田知充・平川　南　25　150

〔富山〕
中保B遺跡　根津明義　21　162
東木津遺跡　荒井　隆・岡田一広　21　164
一九九八年度　荒井　隆・岡田一広　23＊＊　181
同　荒井　隆・岡田一広　22　169
一九九九年度　鹿島昌也　21　167
栃谷南遺跡　根津明義　22　166
須田藤の木遺跡　町田賢一　22　171
手洗野赤浦遺跡　田中　明　22　173
八塚C遺跡　三島道子　22　174
道場I遺跡　山口辰一・岡田一広　23　128
麻生谷遺跡　桑　繁治・小林昌二　21　169
一九九八年度　田中　靖　21　172

〔新潟〕
榎井A遺跡　同　24　112
下ノ西遺跡　二〇〇〇年度　田中　靖　23＊＊　183
一九九八年度　壱本杉遺跡　田中　靖　23　130
砂山中道下遺跡　中山俊道　21　174
下町・坊城遺跡C地点　石田守之　21　176
船戸川崎遺跡　水澤幸一　21　180
竹直神社遺跡　新保誠吾　22　182
箕輪遺跡　高橋　保　22　176
馬越遺跡　伊藤秀和　22　178
大武II遺跡　丸山一昭　22　182
馬見坂遺跡　高橋　聡　22　184
発久遺跡　中山俊道・小林昌二・相沢　央　22　185
妻ノ神遺跡　山口直子　22　187
野中土手付遺跡　戸根与八郎　22　188
船戸桜田遺跡　水澤幸一　22　190
第二次　水澤幸一　22　192
第四次　水澤幸一　23　138
第五次　水澤幸一　24　125
中倉遺跡　水澤幸一　22　194
腰廻遺跡　中山俊道　23　133
藏ノ坪遺跡

一九九九年度試掘　高橋　保　23　135
二〇〇〇年度　高橋　保　23　135
寺地遺跡　田中一穂　24　114
岩倉遺跡　田中一穂　24　117
六日町余川地内試掘調査地点　田中一穂　24　119
北小脇遺跡　布施智也　24　121
浦廻遺跡　田中一穂　24　123
二〇〇一年度　田中一穂　25　155
二〇〇二年度　水澤幸一　24　126
船戸川崎遺跡　田中一穂　25　153
下沖北遺跡　水澤幸一　25　163
草野遺跡　水澤幸一　25　165
屋敷遺跡　根鈴智津子　22　195
（島取）
大御堂廃寺（久米寺）　熱田貴保　21　185
（島根）
三田谷Ⅰ遺跡　江川幸子　22　198
大坪遺跡　宮田健一　22　199
喜時雨遺跡　西川津遺跡　西尾克己　23　139
出雲国府跡　角田徳幸　24　128
青木遺跡　今岡一三　25　167
（岡山）
熊山田散布地　馬場昌一　21　187
岡山城二の丸跡　松本和男　22　201
岡山城二の丸（中国電力変電所）遺構　河田健司　21　189
新道（清輝小）遺跡　草原孝典　21　192
米田遺跡　岡田　博　21　194
百間川米田遺跡　物部茂樹　21　195
鹿田遺跡　山本悦世・久野修義　22　203
第九次　山本悦世・久野修義　22　203
第一一次　安川　満　24　131
川入・中撫川遺跡　立川敏之　21　197
（広島）
四日市遺跡　吉野健志　21　198
下上戸遺跡　吉野健志　22　206
土居遺跡　新川　隆　22　208
郡山城跡（大通院谷地区）

尾道遺跡　森重彰文　23　141
第七二次　森重彰文　23　141
第七五次
安芸国分寺跡　妹尾周三・佐竹　昭　24　133
黄幡一号遺跡　岡野克巳　25　169

〔山口〕
長登銅山跡　池田善文・八木　充　21　200
萩城跡（外堀地区）　谷口哲一　22　210
周防国府跡
第一一二次　羽鳥幸一　22　212
第一一二一次　柳　智子　23　143
第一一二五次　柳　智子　23　143
東禅寺・黒山遺跡　西田　宏　22　214
延行条里遺跡　濱崎真二　25　170

〔香川〕
浜ノ町遺跡　乗松真也　25　172

〔徳島〕
観音寺遺跡　谷口俊治　25　184

一九九八年度　藤川智之・和田　萃　21　204
二〇〇〇年度　田川　憲　23　150
敷地遺跡　氏家敬之　22　215
徳島城下町跡　勝浦康守　22　217
中前川町二丁目遺跡　藤川智之　23　153
南前川町一丁目遺跡　藤川智之　24　139
新蔵町三丁目遺跡　藤川智之　25　175
常三島遺跡　中村　豊　25　177
守護町勝瑞遺跡　重見高博　25　179

〔愛媛〕
平田七反地遺跡　西川真美　21　211
南斎院土居北遺跡　山下太志　24　142
南江戸閤目遺跡　中野良一　25　181
別府遺跡　三好裕之　25　182

〔高知〕
高知城伝下屋敷跡　池澤俊幸　24　144

〔福岡〕
朽網南塚遺跡

元岡・桑原遺跡群（元岡遺跡群）
第七次　吉留秀敏　21　213
第一五次　吉留秀敏　22　220
第一八次　吉留秀敏　25　191
第二〇次　菅波正人　23　157
同　菅波正人　25＊　198＊　189
高畑遺跡　大庭康時　25　186
下月隈C遺跡群　荒牧宏行　25　223
今山遺跡　米倉秀紀　22　222
長安寺廃寺跡　姫野健太郎・馬場基　22　275＊　156
井上薬師堂遺跡　平川南　22＊　167＊　161
井相田C遺跡　吉武学　23　226
彼岸田遺跡　小田和利　23　238
〔大分〕
飯塚遺跡　永松みゆき・舘野和己　22
同　舘野和己　24＊
〔佐賀〕
中原遺跡　小松譲　22
一九九九年度

二〇〇〇年度
小松譲　24　152
〔長崎〕
沖城跡（長崎県教育委員会）　川口洋平　23　163
沖城跡（諫早市教育委員会）　川瀬雄一　23　165
〔熊本〕
上高橋高田遺跡　網田龍生　23　167
白藤遺跡群　林田和人　23　168
〔鹿児島〕
京田遺跡　宮田栄二・川口雅之　24　155
〔沖縄〕
銘苅直禄原遺跡　當間麻子　22　240
論文
木簡の撮影　井上直夫　21　295
帳簿と木簡―正倉院文書の帳簿・雑文と木簡―　山口英男　22　279

木簡撮影概説―表現しにくい文字の撮影―　杉本和樹　22　317
七世紀木簡の国語史的意義　犬飼　隆　23　185
飛鳥池木簡の再検討　吉川真司　23　205
都城出土漆紙文書の来歴　古尾谷知浩　24　173
中世木札文書研究の現状と課題　田良島　哲　25　203
長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論　畑中彩子　25　213
古代荷札木簡の平面形態に関する考察
―平城宮・平城京跡出土資料を中心に―　友田那々美　25　239
〈シンポジウム「長屋王家木簡をめぐって」の記録〉　21　293
削屑からみた長屋王家木簡　渡辺晃宏　21　224
長屋王家の米支給関係木簡　勝浦令子　21　248
長屋王家の経済基盤と荷札木簡　櫛木謙周　21　271
討論のまとめ　東野治之　21　293
〈但馬特別研究集会の記録〉　24　187
日高町の古代遺跡と出土木簡　加賀見省一　24　188
出石町の古代遺跡と木簡　小寺　誠　24　200
袴狭遺跡出土木簡と但馬国豊岡盆地の条里　山本　崇　24　208
九世紀の国郡支配と但馬国木簡　吉川真司　24　224
文書と題籤軸（報告要旨）　杉本一樹　24　240
討論のまとめ　館野和己・今津勝紀　24　248
＊　＊　＊
書評　今泉隆雄著『古代木簡の研究』　森　公章　21　303
書評　鬼頭清明著『古代木簡と都城の研究』　北村優季　22　325
書評　森公章著『長屋王家木簡の基礎的研究』　平石　充　22　334
書評　富谷至編『辺境出土木簡の研究』　髙村武幸　25　269
新刊紹介　V・L・ヤーニン著　松木栄三・三浦清美訳
『白樺の手紙を送りました―ロシア中世都市の歴史と日常生活』　渡辺晃宏　23　230
長岡宮跡出土の死亡人帳（漆紙文書）　清水みき　21　219
秋田城跡出土の死亡人帳（漆紙文書）　吉川　聡　21　222
藤原京の条坊呼称について　寺崎保広　21　309
京都・浅後谷南遺跡で木簡状木製品出土　水谷壽克　22　57
木簡の穿孔位置　馬場　基　23　76
デジタルカメラを用いた木簡の赤外線撮影　中村一郎　23　234
長岡京跡右京・久保川遺跡出土の墨書石　古閑正浩　24　171
新潟・下割遺跡出土の果樹の絵を描いた曲物　田中一穂　25　166

平城宮木簡の重要文化財指定　渡辺晃宏　25　202

金沢市埋蔵文化財センター編
『堅田B遺跡発掘調査概報』（金沢市文化財紀要一五二）　21　158

埋蔵文化財写真技術研究会編『埋文写真研究』第一〇号　21　168

埋蔵文化財写真技術研究会編『埋文写真研究』第一一号　22　274

埋蔵文化財写真技術研究会編『埋文写真研究』第一二号　23　42

埋蔵文化財写真技術研究会編『埋文写真研究』第一三号　24　65

埋蔵文化財写真技術研究会編『埋文写真研究』第一四号　25　152

奈良国立文化財研究所『平城京木簡二
―長屋王家木簡二―』の刊行　23　19

紫香楽宮跡調査委員会編・信楽町教育委員会発行
『宮町遺跡出土木簡概報』一　21　117

秋田市教育委員会編『秋田城出土文字資料集』Ⅲの刊行　23　107

「古代の銅生産シンポジウムin長登」開催される　23　124

『草戸木簡集成』一、二の刊行　23　149

奈良国立文化財研究所『長屋王家・二条大路木簡を
読む』（奈良国立文化財研究所学報第六一冊）　23　180

兵庫県城崎郡日高町発行『但馬国府と但馬国分寺
―発掘調査からその謎に迫る』の刊行　24　45

九州歴史資料館編『大宰府政庁跡』の刊行　24　98

徳島県埋蔵文化財センター編『観音寺遺跡Ⅰ
（観音寺遺跡木簡篇）』の刊行　24　138

直木孝次郎・鈴木重治編『世界遺産 平城宮跡を考える～考
古学・歴史学・地質学・環境論・交通論から～』　24　157

木簡学会二〇周年記念図録『日本古代木簡集成』の刊行　25　92

木簡学会編『日本古代木簡選』の復刊　25　110

奈良文化財研究所『平城宮出土墨書土器集成』Ⅲの刊行　25　14

奈良市教育委員会『平城京跡出土墨書土器資料』の刊行　25　64

紫香楽宮跡調査委員会編・信楽町教育委員会発行『宮町
遺跡出土木簡概報』二の刊行　25　105

島根県古代文化センター編集・発行
『山陰古代出土文字資料集成』Ⅰの刊行　25　180

博多研究会編集・発行『博多研究会誌一一号
―博多遺跡群出土墨書資料集成二』の刊行　25　192

彙報

21　310（増渕　徹）　22　344（古尾谷知浩）　23　239（山本　崇）
24　253（鶴見泰寿・渡辺晃宏）　25　278（渡辺晃宏）

会告

「飛鳥池遺跡の保存・活用についての要望書」について　22
「京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書」について　22　*340*
「京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書」について　23　*236*
「高速道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を考える」シンポジウムの開催、及び主催団体・幹事団体としての参加について　23　*238*
京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画問題の現状と木簡学会としての取り組み、及び第二回「高速道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を考える」シンポジウムの開催について　24　*251*
「大和北道路の平城宮跡直下トンネル案の即時撤回を求める要望書」について　25　*276*

編集後記

21　*312*（清水みき）　22　*346*（西山良平）　23　*242*（西山良平）
24　*258*（寺崎保広）　25　*298*（土橋　誠）

PROCEEDINGS OF THE JAPANESE SOCIETY FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 25 2003

Contents

Foreword: Looking at Wooden Documents ..... HIRAKAWA Minami i
Contents iii
Legend vii
Wooden Writing Tablets Recovered in 2002 1
Outline ..... WATANABE Akihiro 1
Explanatory Notes 7
Nara Prefecture: Nara Palace Site; Block 3, West Third Ward on Second Street, Nara Capital Site; Former Precinct, Saidaiji Temple; Ichijōin Site, Kōfukuji Temple; Fujiwara Capital Site; East First Ward on Seventh Street, Fujiwara Capital Site; West First Ward on First Street, Fujiwara Capital Site; West Fourth Ward on Sixth and Seventh Streets, Fujiwara Capital Site; Garden Pond Remains at the Asuka Capital Site; Sakafuneishi Site; Sakatadera Temple Site
Kyoto Prefecture: Nagaoka Capital Site; Block 6, West First Ward on Third Street, Heian Capital Site; Former Precinct, Tōji (Kyōōgokokuji) Temple
Osaka Prefecture: Site located in Nakanoshima 6-chōme; Nagahara Site; Nishinotsuji Site; Kitoragawa Site; Nakano Site; Sara-gun Jōri Site
Hyogo Prefecture: Mihara Ishida Site
Mie Prefecture: Nakabayashi-Nakamichi Site
Aichi Prefecture: Teiyōin Site; Kamihashika Site
Shizuoka Prefecture: Nakamura Site; Hakoneda Site
Kanagawa Prefecture: Gongōmasu (Buppōji Temple) Site

Tokyo Prefecture: Shimoyakebe Site
Saitama Prefecture: Kisai Castle Site; Kisai Castle Samurai Residence Site
Chiba Prefecture: Daijionji Temple Site
Ibaraki Prefecture: Haguro Site
Shiga Prefecture: Noji Okada Site; Nishigawara Site; Nishigawara Miyanouchi Site; Sandō Site
Gifu Prefecture: Mirokuji Nishi Site
Nagano Prefecture: Nakamachi, Matsumoto Castle Town Site
Gunma Prefecture: Yakushi Site
Tochigi Prefecture: Sano (Kasugaoka) Castle Site
Fukushima Prefecture: Izumi Abandoned Temple Site
Miyagi Prefecture: Sendai Castle Site (Secondary Enclosure, Northern Samurai Residential District); Ōfurumachi Site; Ichikawabashi Site
Iwate Prefecture: Shirayama Site; Ōike Site, Chūsonji Temple precinct
Akita Prefecture: Meitokukan Domainal School Site
Aomori Prefecture: Shinjō Hiraoka Site (No. 4)
Fukui Prefecture: Ishimori Site
Ishikawa Prefecture: Uneda-Jichū Site; Nakaya Sawa Site; Minami Shinbo Kita Site
Niigata Prefecture: Shimooki Kita Site; Uramawari Site; Kusano Site; Yashiki Site
Shimane Prefecture: Aoki Site
Hiroshima Prefecture: Ōban Ichigō Site
Yamaguchi Prefecture: Nobuyuki Jōri Site
Kagawa Prefecture: Hamanomachi Site
Tokushima Prefecture: Shinkurachō 3-chōme Site; Jōsanjima Site; Shugomachi Shōzui Site
Ehime Prefecture: Minami Edo Kujume Site; Beppu Site
Fukuoka Prefecture: Kusami Minamizuka Site; Shimotsukiguma C Site; Takabatake Site; Motooka-Kuwabara Site
Wooden Documents Recovered before 1977 (25) ····· 193
Nara Prefecture: Sakatadera Temple Site
Revisions and Additions (6) ····· 197
Shiga Kōen Site, Aichi Prefecture (No. 24); Motooka-Kuwabara Site, Fukuoka Prefecture (No. 23)
Articles
Research on Medieval Wooden Writing Tablets: Current State and Problems ····· TARASHIMA Satoshi····· 203
A Tentative Interpretation Regarding the Wooden Document Labels for Copper, Recovered from the Naganobori Copper Mine Site ····· HATANAKA Ayako····· 213
Observations on the Horizontal Outlines of Ancient Wooden Documents Used as Shipping Labels····· TOMODA Nanami····· 239

Book Review
TOMIYA Itaru, ed., *Henkyō shutsudo mokkan no kenkyū* [Research on wooden documents from outlying regions] ……TAKAMURA Takeyuki…… 269
Bulletins……WATANABE Akihiro…… 278
Index of *Proceedings of the Japanese Society for the Study of Wooden Documents*, Vols. 21-25…… 281
Editor's Notes……DOBASHI Makoto…… 298
Column:
A *Magemono* (Wooden Box) Drawn with a Picture of a Fruit Orchard, Recovered from the Shimowari Site, Niigata Prefecture……TANAKA Kazuho…… 166
The Designation of Nara Palace Wooden Documents as Important Cultural Properties……WATANABE Akihiro…… 202
Reports of the Society:
On the Petition Calling for Immediate Withdrawal of the Plan for a Tunnel Directly Beneath the Nara Palace for the North Yamato Road……276

Published by
THE JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第二五号

二〇〇三年十一月二十日 印刷
二〇〇三年十一月二十五日 発行

〒630-8577
奈良市二条町二丁目九番一号
奈良文化財研究所
平城・史料調査室 気付
編集発行 木簡学会
会長 佐藤宗諄
TEL (〇七四二) 三〇―六八三七
E-mail mokkan@nabunken.go.jp
振替口座 〇一〇〇―六―一五二一七

印刷 真陽社
〒600-8475
京都市下京区油小路仏光寺上ル
TEL (〇七五) 三五一―六〇三四

ISSN 0912-2060

ISSN 0912-2060

ISSN 0912-2060